

令和4年度 第3回袖ヶ浦市環境審議会

1 開催日時 令和4年10月11日 午後1時30分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

副会長	梶山 雅司	委員	前浜 武志
委員	木原 栄二	委員	大橋 正昭
委員	小賀野 大一	委員	寺田 明生
委員	大古 政昭	委員	川窪 善子
委員	阿津 ゆかり	委員	齋藤 いね子
委員	小島 直子		

4 欠席委員

委員	嶋田 雅夫	委員	野中 美和
----	-------	----	-------

5 出席職員

環境経済部長	高橋 広幸	環境管理課副主幹	河口 真慶
環境経済部次長	鈴木 真紀夫	環境管理課主査	小塚 健一郎
環境管理課副参事	緒形 卓史	環境管理課主任主事	真澤 和哉

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人程度
傍聴人数	1人

7 議 題

- (1) 袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）について（諮問）
- (2) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画年次報告について
- (3) 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画（第四次計画）年次報告について
- (4) その他

8 議 事

- (1) 開会
- (2) 副会長あいさつ
- (3) 市長あいさつ

(4) 議事

議 長 : それでは、議長を務めさせていただきます。
次第4議事(1)「袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例(案)について(諮問)」です。
事務局から説明をお願いします。

事務局 : 資料により、説明。
～ 説明内容省略 ～

議 長 : 只今、議題(1)について、事務局から説明がありました。この件について、ご質問やご意見などある方はお願いします。

寺田委員 : 水質検査について、新聞報道であるような有害物質の流出があった場合はどのように指導していくのでしょうか。また、施設を廃止したという届出を受けた時点で水質検査を終了することになるのでしょうか。

事務局 : 水質検査の実施方法については、資料1の7ページ(9)に記載しております。検査の方法としましては、場内にある油水分離槽を通った後の水質を検査します。工場排水における検査の21項目を基本的な検査項目とすることを考えております。条例の施行後、事業者との事前協議の中で、市は事業者から提出された図面や設計図等を確認した上で現地に出向き、調査地点を示します。水質検査の頻度についても、3か月に1回とするよう市が指定します。分析結果を示した計量証明書に加えて、環境計量士による証明書を併せて提出を求めます。検査頻度については、1か月に1回行うべきという意見もありましたが、市民生活の安全や生活環境を保全するという目的と、事業者の費用負担等の課題を鑑みて協議した結果、3か月に1回の水質検査が妥当であるという考えとしております。

また、廃止届が出された後は、市長の確認を受けなければなりません。定期的な水質検査を実施する中で、対象となる事業場において水質が汚染されたなどの実例がない場合には、廃止後の水質検査は求めない方針です。

議 長 : そのほかに質疑等がないようですので、引き続き、審議会としての意見を答申にどのような項目を盛り込むかの意見を取りまとめます。これまでの審議会において、委員の皆様から色々なご意見をいただいておりますので、それらを踏まえて、事務局から取りまとめた資料などがあればお願いします。

- 事務局 : これまでの委員の皆様からの意見を取りまとめた資料がありますので、配布させていただきます。
- ～ 配布 ～
- それでは、事務局から只今配布させていただいた資料について、説明させていただきます。
- ～ 説明 ～
- 議長 : まず、事務局からこれまでの質疑について、意見のみを取りまとめた資料を作ってもらいましたが、これを基に答申の作成を進めていくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- ～ 異議なし ～
- それでは、今の事務局からの説明のほかに、何か意見を追加するものなどがありますでしょうか。これまでにいただいた意見については、おおむね盛り込んでいると思っておりますが、こちらをご覧になって、まだ意見が反映されていない場合や、追加などの意見がありましたらお願いします。
- 寺田委員 : 条例施行後の届出や許可による内容と実態が合致しているか定期的に確認するためどのように監視していくのでしょうか。
- 事務局 : 市では週6日のパトロールを行っており、その中で監視しているほか、パトロール記録を共有し、関係部署で連携を図ることで実効性のある条例にしていきます。
- 齋藤委員 : 水質検査等の実施については、事業者が自身に都合の良い検体を用意することができないよう採取した地点が明確に分かるような規定を盛り込むこととありますが、採取した地点を事業者が申告するのでしょうか。
- 事務局 : 事業者から許可申請を受けた段階で現場確認を行い、検査地点を市からある程度の場所を指示し、その地点から採取してもらうことを想定しています。
- 議長 : 袖ヶ浦市独自に規定している水質・土壌検査について、採水している地点や写真等の資料を提出させる規定を盛り込むべきではないでしょうか。
- 事務局 : 採水の地点や写真等については、規則で規定を盛り込むことを検討しています。
- 議長 : 本条例は全国的にも先進的な条例となりますが、他の自治体から、内容についての問い合わせはどのくらいありましたか。
- 事務局 : 県内の自治体を中心に、10件を上回る程度の問い合わせがありました。

川窪委員 : 10ページの(22)第24条関係について、事故による市民生活の安全や生活環境を保全するためには、支障の有無にかかわらず届け出なければならぬと記載した方が良いのではないのでしょうか。

事務局 : 支障がない場合にも措置を講じなければならぬとした場合には、過度の規制になってしまうことが懸念されます。条例においては、支障が生ずるおそれがあるときも措置を講じなければならぬとしており、事故による市民生活の安全や生活環境の保全を図る観点からも妥当であると考えております。

議長 : その他いかがでしょうか。

～ 質疑なし ～

議長 : それでは、意見がないようですので、今回、答申(案)の文言の詰めは、私に一任していただき、作成後に委員の皆様から事務局から送付することにしたいと思います。また、今後のスケジュールですが、追加の意見がありましたら、今週金曜日までに事務局の方へ連絡をしていただくようお願いします。

したがって、会議については、本日をもってこの議題に関する審議は終了することとし、答申(案)は私に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

ありがとうございます。それでは、答申を作成しましたら、送付させていただきます。以上で議事(1)は終了します。

続いて、議事(2)「第2次袖ヶ浦市環境基本計画年次報告」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 基本計画について説明。

～ 説明 ～

議長 : 只今、事務局から説明がありましたが、この件についてご質問・ご意見などある方はお願いします。

寺田委員 : 市民意識調査を見て、その調査の根拠が分からないため、調査を行った詳細な日時や人数等を備考に記載した方が良いのではないのでしょうか。

事務局 : 次回の市民意識調査から資料の中に加えることを検討します。

寺田委員 : 32ページのリサイクル率について、算出する定義といったものを根拠として追記してほしいです。

事務局 : リサイクル率の定義についても、積算根拠などを市民に分かりやすくするよう検討します。

大古委員 : 32ページのプラスチックごみについて、ごみの処理の削減については市だけが処理したデータでしょうか。また、48ページの災害廃棄物処理計画の策定について、近年の台風等の異常気象が考えられるとあるが、ポイントが下がった原因が台風の影響ということなのでしょうか。

事務局 : ごみ処理の削減に関するデータは、市単独のデータとなります。また、台風15号以降、市民の目が厳しくなったことでポイントが低下したのではないかという考えで台風の影響であると評価しましたが、記載内容を検討します。

議長 : 災害が起きたときなどにポイントが下がる傾向にあるのでしょうか。

事務局 : 過去の傾向が分かるデータを持ち合わせていませんが、そのような傾向になるのではないかと想定しております。

議長 : その他いかがでしょうか。

～ 質疑なし ～

議長 : そのほかに質疑等がないようですので、議事(2)については終了します。

続いて、議事(3)「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画(第四次計画)年次報告」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 実行計画について説明。

～ 説明 ～

議長 : 只今、事務局から説明がありましたが、この件についてご質問・ご意見などある方はお願いします。

～ 質疑なし ～

議長 : 質疑等がなければ、以上をもちまして、すべての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。委員の皆様にはご協力を頂き、ありがとうございました。

(5) 閉会

以上

令和4年度第3回袖ヶ浦市環境審議会

会 議 次 第

日時 令和4年10月11日（火）

午後1時30分から

場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

- 1 開会
- 2 副会長あいさつ
- 3 市長あいさつ
- 4 諮問
- 5 議事
 - (1) 袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）について（諮問）
 - (2) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画年次報告について
 - (3) 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画（第四次計画）年次報告について
 - (4) その他
- 6 閉会

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）について

1 条例制定の背景

近年、中国を中心としたアジア地域の成長により、金属スクラップをはじめとした再生資源物の需要が海外において急速に高まっており、日本国内では資源とならないものも有価物として輸出されています。

市内には、複数の再生資源物の屋外保管を行う事業場（以下「屋外保管事業場」といいます。）が存在し、主に再生資源物の搬出入時における重機による騒音や振動、保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭、再生資源物に付着する油の処理に関して市民等からの通報があり、周辺住民の生活環境等に支障をきたす状況が発生しています。

一方、再生資源物は、有価物として市場で取引されていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）の規制対象となる「廃棄物」に該当せず、規制することができません。その他の法令でも、再生資源物の屋外保管について直接規制することは難しい状況です。

再生資源物は、法令の規制対象となっていないものの、屋外保管をする場合には、雨水による地下水等への影響や、豪雨、台風等の災害による危険も想定され、市民の不安を生じさせていることから、市民の生活環境の保全を図るとともに、安全・安心に生活を送れるよう、その取扱いについて規制することが必要です。

さらに、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で、国内における建物等の解体工事が停滞していますが、影響が緩和した後は、解体工事の増加等に伴う再生資源物の増加により、本市の地理的な要因からも本市への搬入等が予想されます。そのため、市民生活の安全や生活環境を保全するため、既存の屋外保管事業場のほか、新規の屋外保管事業場に対する規制が必要です。



積み上げられた再生資源物



事業場外への油の流出

2 条例等による規制の必要性について

(1) 再生資源物の屋外保管の危険性

再生資源物は、市場等で取引される有価物であり、その性状等から、屋外保管では次のような危険性が高く、取扱いや保管等について規制することが必要です。

- ① 再生資源物は、冷蔵庫、エアコン、パソコン等の使用済機器等を含む雑多な品目が含まれており、中には発火のおそれがあるリチウムイオン電池等を屋外で保管している屋外保管事業場があります。
- ② 高く積み上げて保管されている屋外保管事業場があり、強風時等に崩落の危険があります。
- ③ 主に破砕され細かくなることから、強風時に飛散するリスクや、保管する場所に降った雨水が浸透する過程において汚染度の高い汚水が発生するリスクなどがあります。

(2) 本市の地理的状況等

本市は、①首都圏の中でも土地の価格が安く、広い敷地が手に入ること、②輸出港（袖ヶ浦港、木更津港、千葉港、横浜港等）までのアクセスが良いこと、③県内に成田空港があり、外国人の就労等に便利であることなどから、近年、再生資源物を扱う屋外保管事業場が増加しています。また、再生資源物は、関東地方だけでなく、東海・上越地方等からも搬入されています。

さらに、日本は世界でも主要な鉄スクラップの輸出国であり、これまでは中国や韓国が主要な輸出先でしたが、近年ではベトナムや台湾への輸出が増加し、今後はインドやバングラデシュ等において鉄スクラップ等の需要が増加することが見込まれ、再生資源物の輸出入の利便性が良い本市においては、既存の屋外保管事業場の拡大や新たな事業者の参入により、更なる環境の悪化が懸念されます。



出所：国土地理院

(3) 生活環境への悪影響

屋外保管事業場をめぐる生活環境への悪影響は、主に次の3点であり、市民生活の安全や生活環境等が脅かされている状況にあります。

- ① 再生資源物の搬出入時における重機による騒音や振動です。また、作業時間を遵守せず、早朝や夜間にも作業を行っていることがあります。
- ② 保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭です。輸出できる大きさに金属を溶断する際に煙等が発生しています。
- ③ 再生資源物に付着する油の処理です。油水分離槽を設置せずに排水溝へ接続すると、油が河川に流出することになり、被害が発生したケースもあります。

(4) 行政指導の現状

本市では、上記のような騒音、振動、悪臭、水質汚濁等の発生を防止するため、事業者に対して行政指導を行ってきましたが、指導によって一時的に周辺環境への配慮をしても、その後再開されるなど、その繰り返しとなっている状況にあり、指導だけでは市民生活の安全や生活環境を保全することができないことから、条例等により、保管物の高さや保管場所の面積等への規制のほか、勧告、命令等を直接行うことができるようにする必要があります。

また、他の自治体においても同様の状況にあることから、条例の制定により対応している自治体があります。

3 再生資源物の種類

再生資源物は、使用を終了し、再生資源として収集された、鉄・非鉄金属スクラップ、雑品スクラップ等について、原材料として利用することができるものをいいます。

主な再生資源物

- ・鉄スクラップ：鉄筋、鉄骨等
- ・非鉄金属スクラップ：電線、配線、タイヤホイール等
- ・雑品スクラップ：廃家電、モーター、バッテリー等

※ 雑品スクラップとは、再生資源物にプラスチックやガラスなどの他の材質が付着したものをいいます。

4 条例等に盛り込む規制等の主な内容

(1) 目的【第1条関係】

屋外保管された再生資源物の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、屋外保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とすることを定めます。

(2) 再生資源物の定義【第2条関係】

条例で規制する「再生資源物」は、使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物とすることを定めます。

なお、廃棄物処理法で規定される「廃棄物」と「有害使用済機器」や、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例で規定される「自動車部品」については、廃棄物処理法等による規制を受けることから、条例による規制の対象とはしません。

(3) 屋外保管事業者等の責務

条例では、屋外保管事業者等の責務、土地所有者の責務、市の責務について定めます。

ア 屋外保管事業者等の責務【第3条関係】

- ① 屋外保管事業者は、法令等に従い、屋外保管事業場を適正に管理運営しなければならず、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければなりません。
- ② 屋外保管事業場を設置しようとする者は、その旨を土地所有者に説明しなければなりません。
- ③ 再生資源物を排出する者は、環境基準に適合しない再生資源物が、屋外保管されることのないよう努めなければなりません。
- ④ 再生資源物を運搬する者は、再生資源物の汚染状況を確認し、市民生活の安全や生活環境の保全上支障があるものを運搬することのないよう努めなければなりません。

イ 土地所有者の責務【第4条関係】

- ① 土地の所有者は、屋外保管事業場として、自らの土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場が市民生活の安全や生活環境の保全上、支障がないことを確認しなければなりません。
- ② 苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければなりません。

ウ 市の責務【第5条関係】

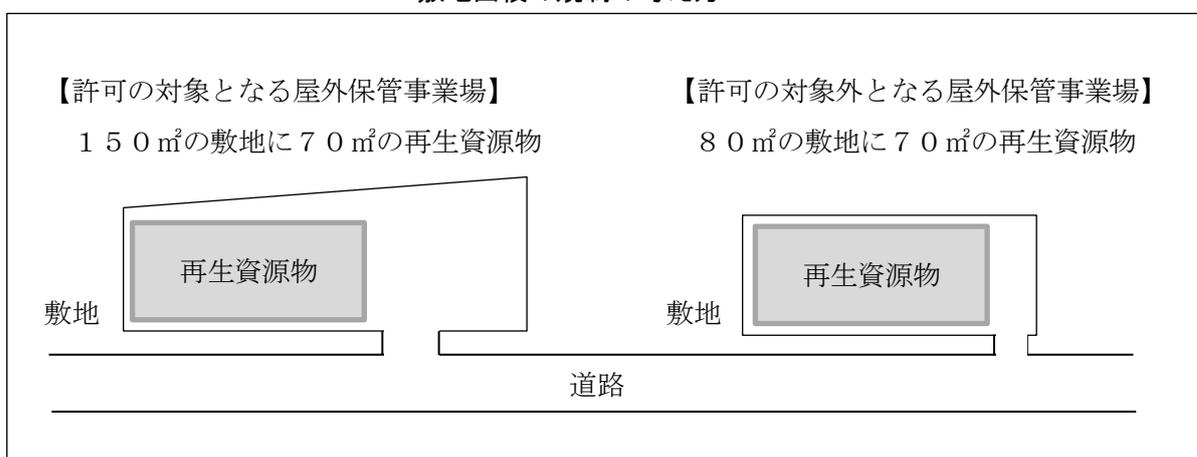
市は、関係行政機関等と連携し、市民生活の安全や生活環境の保全に努めるものとします。

(4) 屋外保管事業場の許可等【第6条関係】

屋外保管事業場を設置しようとする者は、次に掲げる条件を満たした上で、設置する屋外保管事業場ごとに、申請書及びその添付書類を提出し、市長の許可を受けなければならないことを定めます。ただし、屋外保管事業場の敷地面積が100平方メートルを超えない場合や、本来の業務に付随して一時的に屋外保管を行う場合、他の法令（使用済自動車の再資源化等に関する法律等）により許可等を受けている場合には、許可を受ける必要がありません。

- ① 屋外保管事業場を設置しようとする者は、欠格要件（破産して復権を得ていない者、禁錮以上の刑の執行から5年を経過していない者等）に該当せず、かつ、袖ヶ浦市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないことが必要です。
- ② 許可の有効期間は、5年間とし、許可の更新を受けなければ、その効力を失います。

～ 敷地面積の規制の考え方 ～



(5) 事前協議【第7条関係】

屋外保管事業場の許可等を申請しようとする者は、許可の申請前に、当該屋外保管事業場の計画について、市長と協議しなければならないことを定めます。

(6) 住民説明会の開催等【第8条関係】

屋外保管事業場の許可の申請をしようとする者は、周辺住民等に対して、説明会を開催し、事業計画の概要等を説明しなければならないことを定めます。屋外保管事業場を拡大する場合も同様とします。

また、規則において、「周辺住民等」として、①屋外保管事業場から300メートル以内に居住する者、②事業者、③屋外保管事業場が存する地区の自治会長等を定めます。

(7) 屋外保管事業場における保管基準【第9条関係】

屋外保管事業者は、周辺住民の安全に配慮した再生資源物の適正保管を示すため、次に掲げる保管基準を満たさなければならないことを定めます。

ア 100平方メートル以上の屋外保管事業場に適用される基準

- ・屋外保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。
- ・外部から見やすい箇所に屋外保管の場所である旨その他必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

イ 全ての屋外保管事業場に適用される基準

(ア) 屋外保管の場所から再生資源物や汚水により市民生活の安全や生活環境の保全上、悪影響を及ぼすことのないよう、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ① 屋外保管する再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
- ② 屋外保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが、規則で定める高さ（上限5メートル）を超えないようにすること。
- ③ 屋外保管事業場において、騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ④ 再生資源物の保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管場所の底面を不浸透性の材料（コンクリート等）で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
- ⑤ 害虫が発生しないよう必要な措置を講ずること。

(イ) 屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、規則で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければなりません。

【規則で定める措置】

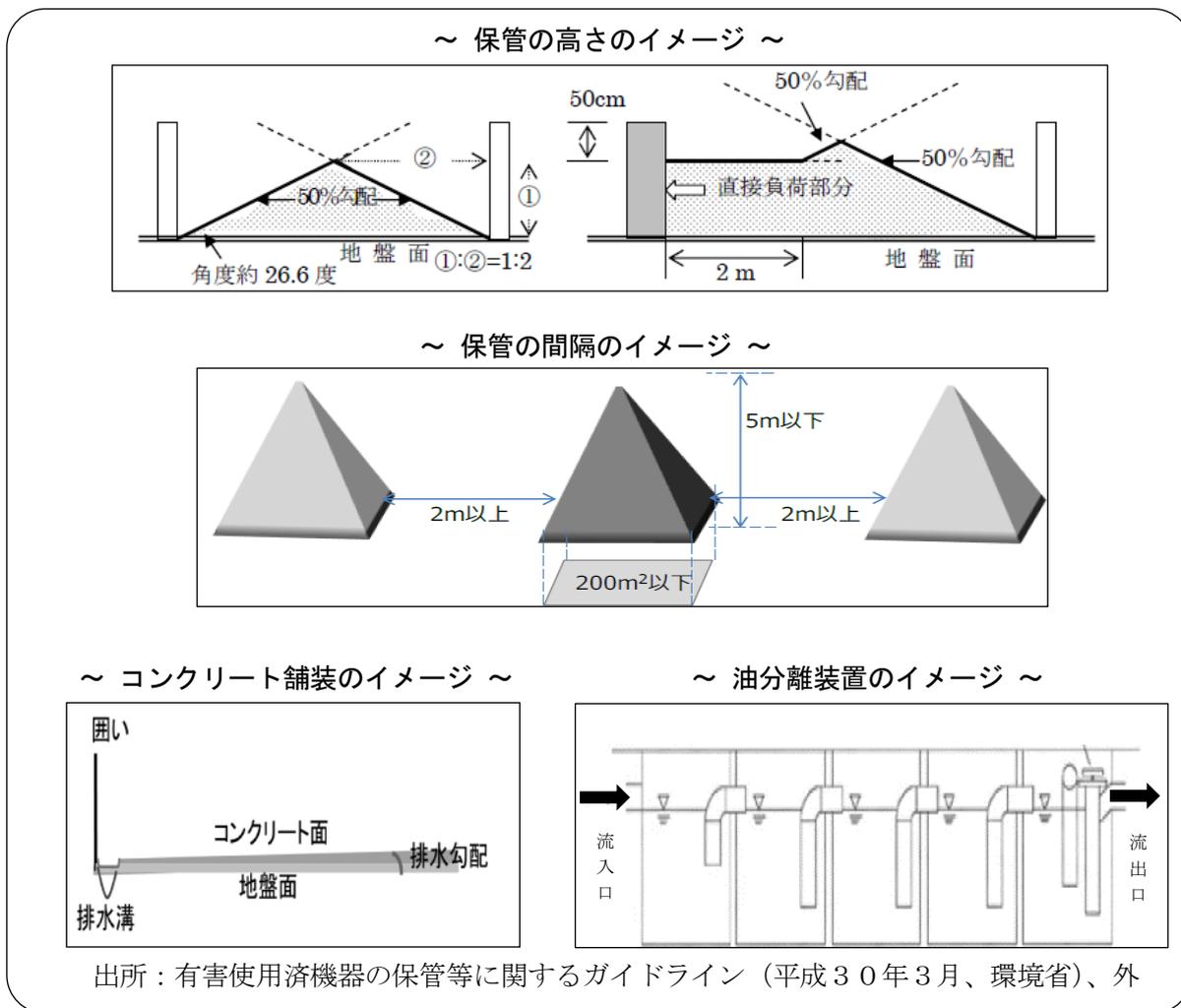
- ① 再生資源物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して保管すること。
- ② 再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、技術的に可能な範囲で適正に回収して保管すること。
- ③ 再生資源物の保管単位の面積を、1か所当たり200平方メートル以下とすること。
- ④ 隣接する再生資源物の保管単位の間隔は、2メートル以上とすること（間に仕切りが設けられている場合を除く。）。

ウ 適用除外

屋外保管されている再生資源物が、袖ヶ浦市火災予防条例に規定する指定可燃物である場合には、保管基準については、この条例の基準ではなく、袖ヶ浦市火災予防条例の基準が適用されます。

エ 工業専用地域における屋外保管事業場の特例

工業専用地域は、工場の利便を増進するために定める地域であり、住宅、学校、保育園等の建築物の用途制限があることから、袖ヶ浦市環境条例の規定による環境保全に関する協定を締結し、その中で火災の発生又は延焼を防止する措置等を講じることにより、①再生資源物の高さ（上限5メートル）、②保管単位の面積（200平方メートル以下）、③保管の間隔（2メートル以上）について、保管基準の規定に代えることができることの特例を設けます。



(8) 屋外保管事業場の立地基準【第10条関係】

屋外保管事業場の場所は、操業に伴う市民生活の安全や生活環境を保全するため、住宅、学校、保育園等から100メートル以上、離れた場所でなければならないことを定めます。

(9) 水質検査及び土壌検査の報告【第11条関係】

許可を受けた屋外保管事業者（以下「許可屋外保管事業場設置者」といいます。）は、市民生活の安全や生活環境を保全するため、定期的に、水質検査や土壌検査を実施し、その結果を市長に報告しなければならないことを定めます。

また、規則において、3か月に一度の水質検査や土壌検査が必要となることを定めます。

(10) 記録及び閲覧【第12条関係】

許可屋外保管事業場設置者は、再生資源物の出所から売り先までを明確にするため、再生資源物の受け取りや、引き渡しをしたときは、再生資源物の品目、数量等の記録を作成するとともに、5年間保存しなければならないことを定めます。

また、屋外保管に関し、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて、閲覧させなければならないことを定めます。

(11) 変更の許可等【第13条関係】

許可屋外保管事業場設置者は、許可に係る事項を変更しようとするときは、市長に必要な事項を記載した申請書及びその添付書類を提出し、その許可を受けなければならないことを定めます。なお、軽微な内容の変更や屋外保管を廃止する場合には、届出が必要となります。

また、許可に係る事項とは、事業場を拡大する場合や、構造基準を変更する場合等をいいます。

(12) 名義貸しの禁止【第14条関係】

許可屋外保管事業場設置者は、自己の名義をもって、他人に許可に係る屋外保管事業場を使用させてはならないことを定めます。

(13) 屋外保管事業場の譲受け等【第15条関係】

許可屋外保管事業場設置者から、許可を受けた屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けをする者は、市長の許可を受けなければならないことを定めます。

(14) 法人の合併及び分割【第16条関係】

許可屋外保管事業場設置者が法人の合併及び分割する場合において、市長が認めるときは、その地位を承継することを定めます。この場合には、市長に届出をしなければなりません。

(15) 相続【第17条関係】

許可屋外保管事業場設置者について、相続があったときは、相続人はその地位を承継することを定めます。この場合においては、市長に届出をしなければなりません。

(16) 許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令【第18条関係】

許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令について、次のように定めます。

ア 市長は、次のいずれかに該当するときは、許可屋外保管事業場設置者に対して、期限を定めて、必要と認める措置を講ずべき旨を勧告することができることを定めます。

① 保管基準や立地基準に適合しなくなったとき。

② この条例に違反する行為をしたとき、又は他人に対してこの条例に違反する行為をすることを要求し、依頼し、唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたとき。

③ 許可に付した条件に違反したとき。

イ 市長は、許可屋外保管事業場設置者が勧告によっても是正されない場合や、市民生活の安全又は生活環境の保全上の支障が生じているときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命令することができることを定めます。

なお、命令に従わない場合には、許可屋外保管事業場設置者に対して、屋外保管事業場の全部又は一部の使用の停止を命ずることができることを定めます。

(17) 許可の取消し【第19条関係】

許可屋外保管事業場設置者に対する許可の取消しについて、次のように定めます。

ア 市長は、許可屋外保管事業場設置者が次のいずれかに該当するときは、屋外保管事業場の許可を取り消さなければならないことを定めます。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、5年を経過しない者
- ② 罰金の刑に処せられ、5年を経過しない者
- ③ 許可屋外保管事業場設置者の行為が、違反行為に該当し、情状が特に重いとき。
- ④ 不正の手段により屋外保管事業場の許可等を受けたとき。

イ 市長は、許可屋外保管事業場設置者が次のいずれかに該当するときは、屋外保管事業場の許可を取り消すことができることを定めます。

- ① 水質検査及び地質検査の報告をしない、又は虚偽の報告をしたとき。
- ② 屋外保管事業場が保管基準又は立地基準に適合しなくなったとき。
- ③ 許可に付した条件に違反したとき。

(18) 報告の徴収【第20条関係】

市長は、この条例の施行に必要な限度で、屋外保管事業者、排出事業者又は再生資源物を運搬する事業を行う者に対し、必要な報告を求めることができるようにすることを定めます。

(19) 立入検査【第21条関係】

市長は、この条例の施行に必要な限度で、屋外保管事業場に市職員が立ち入り、事業者や関係者に対し、質問や帳簿等を検査することができることを定めます。

(20) 勧告及び命令【第22条関係】

屋外保管事業者に対する勧告及び命令について、次のように定めます。

ア 市長は、屋外保管事業者がこの条例の規定に違反したと認めるときは、必要な措置をとることを勧告することができることを定めます。

- ① 保管基準や立地基準等に適合しないとき。
- ② この条例に違反する行為をしたとき、又は他人に対してこの条例に違反する行為をすることを要求し、依頼し、唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたとき。

イ 市長は、屋外保管事業者が市長の勧告によっても是正されない場合や、市民生活の安全又は生活環境の保全上の支障が生じているときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命令することができることを定めます。

なお、命令に従わない場合には、屋外保管事業者に対して、屋外保管事業場の全部又は一部の使用の停止を命ずることができることを定めます。

(21) 公表【第23条関係】

市長は、屋外保管事業者や許可屋外保管事業場設置者に対して、命令によっても違反した行為が是正されなければ、事業者名、命令の内容等を公表することができることを定めます。ただし、公表に当たっては、あらかじめ意見を述べる機会を設けます。

(22) 事故時の措置【第24条関係】

屋外保管事業者は、屋外保管に係る火災や事故により市民生活の安全や生活環境の保全において支障が生じるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況や講じた措置の内容を市長に届け出なければならないことを定めます。

(23) 許可等に関する意見聴取【第25条関係】

市長は、警察との連携を図り、暴力団関係者の有無を調査するため、許可をしようとする場合は千葉県警察本部長の意見を聴くものとし、許可を取り消そうとする場合は意見を聴くことができることを定めます。

(24) 関係行政機関等への照会等【第26条関係】

市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関や関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができることを定めます。

(25) 手数料【第27条関係】

屋外保管事業場の許可等を受けようとする者は、申請の際に、審査手数料を納めなければならないことを定めます。なお、申請時に徴収した手数料については、その後に申請の取り下げ等があっても還付しません。

許可申請の項目	手数料
屋外保管事業場の設置の許可の申請	1件につき 53,000円
屋外保管事業場の設置の更新の許可の申請	1件につき 49,000円
屋外保管事業場の変更の許可の申請	1件につき 44,000円
屋外保管事業場の譲受け等の許可の申請	1件につき 18,000円
法人の合併又は分割の承認の申請	1件につき 18,000円

(26) 適用除外【第28条関係】

次に掲げる事業者は、条例の規定の適用を受けないことを定めます。

- ① 廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定を受けた者が、当該許可、認定、委託又は指定に係る事業場において屋外保管を行う場合（廃棄物処理法の許可等を受けた者、家電リサイクル法又は小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者等）
- ② 国、都道府県又は市町村が屋外保管を行う場合

(27) 委任【第29条関係】

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

(28) 罰則【第30条～第33条関係】

罰則については、条例の実効性を担保するため、法令や先進自治体の条例との均衡を考慮して定めます。また、法人の代表者等に対しても罰金刑（両罰規定）を定めます。

(29) 附則（既存の屋外保管事業場に対する規制）【附則第2項～附則第10項関係】

次のとおり、既存の屋外保管事業場に対しても規制することを定めます。

ア 届出義務

この条例の施行の際、現に市内に存在する屋外保管事業場のうち、100平方メートル以上の敷地面積に設置している事業者（以下「従前の屋外保管事業者」といいます。）については、①この条例の施行後、令和5年4月30日までに従前の屋外保管事業者である旨を市長に届出（既存の屋外保管事業場に係る届出書、再生資源物の品目・数量等の管理台帳）をするとともに、②この条例の施行後、令和5年6月30日までにその他の必要な事項の届出（既存の屋外保管事業場に係る構造等届出書）をしなければなりません。

また、市長は、届出のあった屋外保管事業場に対して検査を行います。屋外保管事業者は、当該屋外保管事業場が届出の内容に適合していると認められる必要があります。

なお、これらの届出をした屋外保管事業者は、この条例の施行日に許可を受けたものとみなされます。その後は、許可期間が終了する度に、許可更新の申請を行い、改めて許可を受けなければなりません。

イ 保管基準

既存の屋外保管事業場は、この条例の施行後、令和5年6月30日までに、屋外保管事業場の保管基準を満たさなければなりません。

ウ 立地基準

既存の屋外保管事業場は、住宅等の敷地からの距離が100メートル未満であっても、この条例の施行後にその住宅等の敷地から100メートル以上、離れた場所に移設することは極めて困難であることから、立地基準は適用しません。

エ 周知義務

従前の屋外保管事業者は、この条例の施行後、令和5年6月30日までに、周辺の居住者、地主、家主等に対して文書を配布するなどの方法により事業者の氏名、住所、事業場の面積等を周知し、更なる結果を文書で市長に報告しなければなりません。

オ 再生資源物の取引に関する記録の作成及び保存義務

従前の屋外保管事業者は、この条例の施行後、令和5年4月30日までに、現に保管している再生資源物に関する記録を作成し、5年間保存しなければなりません。

(30) 附則（施行前の準備）【附則第11項関係】

この条例を施行するために必要な規則の制定や事前協議及びこれらに関して必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることを定めます。

5 条例の施行日

令和4年11月招集議会に条例案を上程し、令和5年4月1日の施行を予定しています。

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）の概要説明

1 条例制定の背景

近年、アジア地域の成長により、金属スクラップをはじめとした再生資源物の需要が、海外において急速に高まっており、有価物として日本から輸出されています。

本市は、輸出港に近いといった地理的特性や、首都圏の中でも土地の価格が安いことなどから、再生資源物を屋外保管する事業場（以下「屋外保管事業場」といいます。）が複数存在しており、今後も増加することが見込まれます。

しかしながら、このような屋外保管事業場は、法令等による規制の対象となっておらず、再生資源物の搬出入時における重機による騒音や振動、保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭の発生や、再生資源物に付着する油の処理等に関し、周辺住民の生活環境等に支障をきたしており、市民等から多数の通報や苦情が寄せられています。

さらに、再生資源物には、発火のおそれがあるリチウムイオン電池等が含まれることがあるため、火災の発生や延焼の危険性があり、また、再生資源物が屋外保管されることで、近年発生している豪雨や台風等の災害により、当該再生資源物の崩落、飛散等が懸念され、市民生活の安全を脅かしています。

そのため、市民生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることにより、市民が安全・安心に生活を送ることができるよう、再生資源物の屋外保管について規制する必要があります。

2 条例制定の目的

屋外保管された再生資源物の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該屋外保管に伴う騒音、振動、悪臭、

水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全を確保し、及び生活環境を保全するため、新たに条例を制定しようとするものです。

3 施行期日

令和5年4月1日。罰則は、令和5年7月1日。

4 県内自治体の状況

千葉市：令和3年11月1日施行

5 条例における基本的事項

第1条（目的）

この条例の目的を規定するものです。

第2条（定義）

この条例における用語の定義について規定するものです。

第3条（屋外保管事業者等の責務）

屋外保管事業者等の責務について規定するものです。

第4条（土地所有者の責務）

土地の所有者の責務について規定するものです。

第5条（市の責務）

市の責務について規定するものです。

第6条（屋外保管事業場の許可等）

屋外保管事業場を設置しようとする者は、市長の許可が必要となることなどを規定するものです。

第7条（事前協議）

屋外保管事業場の設置に係る事前協議について規定するものです。

第8条（説明会の開催等）

周辺住民等への説明会の開催等について規定するものです。

第 9 条（屋外保管事業場における保管基準）

屋外保管事業場における保管基準について規定するものです。

第 10 条（屋外保管事業場の立地基準）

屋外保管事業場の立地基準について規定するものです。

第 11 条（水質検査及び地質検査の実施等）

水質検査及び地質検査の実施等について規定するものです。

第 12 条（記録及び閲覧）

許可屋外保管事業場設置者は、記録を作成するとともに、利害関係者の求めに応じて閲覧させることを規定するものです。

第 13 条（変更の許可等）

許可屋外保管事業場設置者からの変更の許可等について規定するものです。

第 14 条（名義貸しの禁止）

許可屋外保管事業場設置者による名義貸しの禁止について規定するものです。

第 15 条（屋外保管事業場の譲受け等）

許可屋外保管事業場設置者による屋外保管事業場の譲受け等について規定するものです。

第 16 条（合併及び分割）

許可屋外保管事業場設置者である法人の合併や分割について規定するものです。

第 17 条（相続）

許可屋外保管事業場設置者の相続について規定するものです。

第 18 条（許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令）

許可屋外保管事業場設置者に対する勧告や命令について規定する

ものです。

第19条（許可の取消し）

許可屋外保管事業場設置者の許可の取消しについて規定するものです。

第20条（報告の徴収）

屋外保管事業者等に対する報告の徴収について規定するものです。

第21条（立入検査）

屋外保管事業場等への立入検査について規定するものです。

第22条（勧告及び命令）

屋外保管事業者に対する勧告や命令について規定するものです。

第23条（公表）

命令に従わなかった屋外保管事業者等の公表について規定するものです。

第24条（事故時の措置）

屋外保管事業者による事故時の措置について規定するものです。

第25条（許可等に関する意見聴取）

許可等に関する意見聴取について規定するものです。

第26条（関係行政機関への照会等）

関係行政機関又は関係地方公共団体に対する照会や協力の求めについて規定するものです。

第27条（手数料）

屋外保管事業場の設置の許可等を受ける場合の必要な手数料について規定するものです。

第28条（適用除外）

この条例の適用除外について規定するものです。

第 29 条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることについて規定するものです。

第 30 条～第 32 条（罰則）

この条例に違反した場合の罰則について規定するものです。

第 33 条（両罰規定）

行為者のほか、雇用主にも罰則が適用することについて規定するものです。

附則

第 1 項（施行期日）

この条例の施行日を令和 5 年 4 月 1 日と規定するものです。

第 2 項～第 10 項（経過措置）

既存屋外保管事業者に関する取扱いについて規定するものです。

第 11 項（施行前の準備）

条例の施行日前でも規則の制定、事前協議等その他必要な行為ができることについて規定するものです。

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）の逐条解説

第 1 条（目的）

（目的）

第 1 条 この条例は、再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、屋外保管された再生資源物の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、屋外保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を規定するものです。この条例の解釈及び運用は、本条の目的規定を基本として行われます。

【解説】

近年、アジア地域の成長により、金属スクラップをはじめとした再生資源物の需要が、海外において急速に高まっており、有価物として日本から輸出されています。

本市は、輸出港に近いといった地理的特性や、首都圏の中でも土地の価格が安いことなどから、再生資源物を屋外保管する事業場（以下「屋外保管事業場」といいます。）が複数存在しており、今後も増加することが見込まれます。

しかしながら、このような屋外保管事業場は、法令等による規制の対象となっておらず、再生資源物の搬出入時における重機による騒音や振動、保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭の発生や、再生資源物に付着する油の処理等に関し、周辺住民の生活環境等に支障をきたしており、市民等から多数の通報や苦情が寄せられています。

さらに、再生資源物には、発火のおそれがあるリチウムイオン電池

等が含まれることがあるため、火災の発生や延焼の危険性があり、また、再生資源物が屋外保管されることで、近年発生している豪雨や台風等の災害により、当該再生資源物の崩落、飛散等が懸念され、市民生活の安全を脅かしています。

そのため、市民生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることにより、市民が安全・安心に生活を送ることができるよう、再生資源物の屋外保管について規制する必要があります。

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源物 使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第121条の規定により当該廃棄物とみなすものを含む。）及び法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。
- (2) 屋外 建物（屋根、周壁及び床又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物をいう。）の外をいう。
- (3) 屋外保管 再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物を保管することをいう。
- (4) 屋外保管事業場 市内において屋外保管を行う場所（屋外保管に伴い再生資源物の破砕、選別、積替えその他の作業を行う場所を含む。）をいう。
- (5) 屋外保管事業者 屋外保管を業として行う者をいう。
- (6) 許可屋外保管事業場設置者 第6条の許可を受けた屋外保管事業者をいう。

【趣旨】

本条は、この条例における用語の定義について規定するものです。

【解説】

この条例において、「再生資源物」とは、使用を終了し、再生資源とし

て収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物をいいます。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律第121条の規定により当該廃棄物とみなすものを含む。）及び法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除きます。

また、この条例において、「屋外」とは、建物（屋根、周壁及び床又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物をいう。）の外をいい、再生資源物の取引を行うため、屋外で再生資源物を保管することを「屋外保管」といいます。

屋外保管を行う場所で再生資源物の破砕等の作業を行う場所を「屋外保管事業場」といいます。

屋外保管を業として行う者を「屋外保管事業者」、市長から許可を受けて屋外保管を行う者を「許可屋外保管事業場設置者」といいます。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2～6 （略）

（有害使用済機器の保管等）

第十七条の二 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済

機器」という。)の保管又は処分を業として行おうとする者(適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。)は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2～6 (略)

○使用済自動車の再資源化等に関する法律(抜粋)

(廃棄物処理法との関係)

第二百一十一条 使用済自動車、解体自動車(第十六条第四項ただし書又は第十八条第二項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。)及び特定再資源化物品については、これらを廃棄物(廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。)とみなして、この法律に別段の定めがある場合を除き、廃棄物処理法の規定を適用する。

第3条（屋外保管事業者等の責務）

（屋外保管事業者等の責務）

第3条 屋外保管事業者は、この条例の規定により適正な屋外保管をするほか、法令等に従って当該屋外保管事業場を適正に管理運営しなければならない。

2 屋外保管事業者は、自己の管理する屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

3 屋外保管事業場を設置しようとする者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲り受け、又は使用しようとするときは、その旨を土地所有者に説明しなければならない。

4 排出事業者（事業活動に伴い再生資源物を排出する者をいう。第20条において同じ。）は、環境基準（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する基準をいう。第11条第2項において同じ。）に適合しない再生資源物を屋外保管の用に供されることのないよう努めなければならない。

5 再生資源物の運搬を行う者は、屋外保管される再生資源物を運搬しようとするときは、当該再生資源物の汚染状況を確認し、屋外保管による市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある再生資源物を運搬することのないよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業者等の責務について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

屋外保管事業者は、再生資源物の屋外保管をするに当たり、第9条に規定する保管基準等を遵守し、市民生活の安全又は生活環境への悪影響の防止に対して、基本的な責務があることを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

屋外保管事業者は、自己の管理する屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない責務があることを定めるものです。

< 第 3 項関係 >

屋外保管事業場を設置しようとする者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲り受け、又は使用しようとするときは、その旨を土地所有者に説明しなければならない責務があることを定めるものです。

< 第 4 項関係 >

再生資源物の多くは、解体工事等から発生するものです。排出事業者は、環境基準に適合しない再生資源物が屋外保管されることのないよう努める責務があることを定めるものです。

< 第 5 項関係 >

再生資源物の運搬を行う者は、自らが運搬する再生資源物の汚染状況を確認した上で、市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある再生資源物を運搬することのないよう努める責務があることを定めるものです。

○環境基本法（抜粋）

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2～4 （略）

第4条（土地所有者の責務）

（土地所有者の責務）

第4条 土地の所有者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであることを確認しなければならない。

2 土地の所有者は、当該土地に設置された屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

【趣旨】

本条は、土地の所有者の責務について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

土地の所有者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであることを確認しなければならない責務があることを定めるものです。

<第2項関係>

土地の所有者は、当該土地に設置された屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない責務があることを定めるものです。

第5条（市の責務）

（市の責務）

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、関係行政機関及び関係地方公共団体と連携し、市民生活の安全及び生活環境の保全に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市の責務について規定するものです。

【解説】

市は、市民生活の安全や生活環境の保全に努めるため、関係行政機関及び関係地方公共団体と連携することを定めるものです。

第6条（屋外保管事業場の許可等）

（屋外保管事業場の許可等）

第6条 屋外保管事業場を設置しようとする者は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ規則で定めるところにより、設置する屋外保管事業場ごとに、市長に屋外保管事業場の設置に関する計画その他の必要な事項を記載した申請書及びその添付書類を提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 当該屋外保管事業場の敷地面積が100平方メートルを超えない場合（敷地が隣接する屋外保管事業場にあつては、その敷地が隣接する屋外保管事業場の各敷地面積の合計が100平方メートルを超える場合を除く。）
- (2) 屋外保管以外の事業（再生資源物の破砕、選別、積替えその他の事業を除く。）を本来の業務として行う者が、当該本来の業務を行う事業場において当該本来の業務に付随して屋外保管を一時的に行う場

合

- (3) 当該屋外保管事業場が、使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定による解体業の許可又は同法第67条第1項の規定による破砕業の許可を受けた者のそれぞれ当該許可に係る事業所に該当する場合
 - (4) 当該屋外保管事業場が、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成26年千葉県条例第55号）第3条第1項の規定による届出に係るヤードに該当する場合
- 2 前項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して5年とし、同項の許可は、その有効期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
 - 3 前項の更新の申請があった場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、更新後の許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
 - 5 市長は、第1項の許可の申請が次の各号（第2項に規定する更新の場合にあっては、第1号及び第2号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。
 - (1) 屋外保管事業場の設置に関する計画が、第9条第1項本文及び第10条第1項（第2項に規定する更新の場合にあっては、第9条第1項本文及び第10条第1項第2号）の基準並びに市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものとして規則で定める基準に適合するものであること。
 - (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 精神の機能の障害により、屋外保管の業務を適切に行うに当たっ

- て必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。第19条第1項第1号において同じ。）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- オ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第41条第2項又はこの条例第19条第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号若しくは法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）又はこの条例第19条第1項第3号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知（この条例の規定による当該取消しの処分にあつては、袖ヶ浦市行政手続条例（平成8

年条例第19号)第15条の規定による通知。以下この号において同じ。)があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)

カ 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは浄化槽法第41条第2項又はこの条例第19条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。キにおいて同じ。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又はこの条例第13条第1項ただし書の規定による全部の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又はこの条例第13条第1項ただし書の規定による全部の廃止の届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止に

ついて相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ク 屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者

ケ 暴力団員等(袖ヶ浦市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。スにおいて同じ。)

コ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからケまでのいずれかに該当するもの

サ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者のあるもの

シ 個人で規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者のあるもの

ス 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(3) 申請者が、第8条第1項に規定する説明会を開催し、又は同条第2項に規定する措置を講じていること。

6 許可屋外保管事業場設置者は、規則で定めるところにより、許可に係る屋外保管事業場について、市長に必要な事項を記載した申請書及びその添付書類を提出して検査を受け、当該屋外保管事業場が当該許可に係る申請書及びその添付書類に記載した屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

7 第1項の許可には、市民生活の安全又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

8 第1項第1号に規定する屋外保管事業場の敷地面積がその敷地の変更等により100平方メートルを超えることとなる場合は、当該屋外保管

事業場における屋外保管事業者を同項に規定する屋外保管事業場を設置しようとする者とみなす。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業場を設置しようとする者は、市長の許可が必要となることなどを規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

屋外保管事業場を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことを定めるものです。ただし、次に掲げる場合には、許可を受ける必要はありませんが、第9条に規定する屋外保管事業場の保管基準を遵守しなければなりません。

- ・屋外保管事業場の敷地面積が、100平方メートルを超えない場合（第1号）
- ・本来の業務に付随して、屋外保管を一時的に行う場合（第2号）

※ 例えば、製品の返品又は交換のために工場等が回収し、一時的に屋外保管をしている再生資源物、リサイクルショップ等が販売する目的ではなく、一時的に屋外保管している再生資源物等が該当します。

- ・屋外保管事業場が、使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定による解体業の許可又は同法第67条第1項の規定による破砕業の許可を受けた者のそれぞれ当該許可に係る事業所に該当する場合（第3号）
- ・屋外保管事業場が、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例第3条第1項の規定による届出に係るヤードに該当する場合（第4号）

<第2項関係>

屋外保管事業者のより一層の資質の向上と信頼性の確保を図るため、

許可を更新制とし、5年ごとに許可を更新しなければならないことを定めるものです。

<第3項関係>

再生資源物の屋外保管の許可の更新申請がされた場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに更新申請に対する処分がされないときは、従前の許可の有効期間の満了後も、当該更新申請に対する処分がなされるまでの間、従前の許可は効力を有することを定めるものです。

<第4項関係>

前項の許可の更新がされたときは、更新後の許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算することを定めるものです。

<第5項関係>

市長は、次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないことを定めるものです。

- ・屋外保管事業場の設置に関する計画が、第9条第1項の保管基準等、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものとして規則で定める基準に適合するものであること。
- ・申請者が、欠格要件に該当しないこと。
- ・申請者が、説明会の開催等を行っていること。

<第6項関係>

許可屋外保管事業場設置者は、市長に必要な事項を記載した申請書を提出して検査を受け、この計画に適合していると認められた後でなければ、屋外保管事業場を使用してはならないことを定めるものです。

<第7項関係>

許可には、市民生活の安全又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる旨を定めるものです。

<第8項関係>

屋外保管事業場の敷地面積が、100平方メートルを超えることとなる場合は、当該屋外保管事業場における屋外保管事業者を、屋外保管事

業場を設置しようとする者とみなすことを定めるものです。

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（抜粋）

（解体業の許可）

第六十条 解体業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～4 （略）

（破砕業の許可）

第六十七条 破砕業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～4 （略）

○千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（抜粋）

（特定自動車部品のヤード内保管等に係る届出）

第三条 特定自動車部品のヤード内保管等を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 ヤードの所在地
- 三 ヤードの規模、設備その他の概要
- 四 次条の規定により講ずる措置の内容
- 五 その他規則で定める事項

2・3 （略）

第7条（事前協議）

（事前協議）

第7条 前条第1項又は第13条第1項本文の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、屋外保管事業場の設置に関する計画について市長と協議しなければならない。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業場の設置に係る事前協議について規定するものです。

【解説】

屋外保管事業場の設置に係る許可の申請を予定している者は、許可の申請前に、屋外保管事業場の設置に関する計画について市長と協議しなければならないことを定めるものです。

第8条（説明会の開催等）

（説明会の開催等）

第8条 第6条第1項の許可又は第13条第1項本文の変更の許可の申請をしようとする者（以下この条において「許可申請予定者」という。）は、当該許可の申請をする日の1月前までに、当該許可の申請に係る屋外保管事業場の周辺に居住する者その他の規則で定める者（次項及び附則第7項において「周辺住民等」という。）に対して、許可申請予定者及び屋外保管事業場の現場責任者の連絡先その他の規則で定める事項（次項及び附則第7項において「周知事項」という。）を周知させるための説明会を開催しなければならない。

2 許可申請予定者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるところにより、前項に規定する説明会を開催することができ

ない場合は、当該許可の申請をする日の2週間前までに、周知事項を周辺住民等に周知させるために必要な規則で定める措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、周辺住民等への説明会の開催等について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

許可申請予定者は、当該許可の申請をする日の1か月前までに、当該許可の申請に係る屋外保管事業場の周辺に居住する者その他の規則で定める者に対して、許可申請予定者等を周知させるための説明会を開催しなければならないことを規定しています。

<第2項関係>

許可申請予定者は、その責めに帰することができない事由で説明会を開催できない場合には、許可の申請をする日の2週間前までに、周知事項を周辺住民等に周知させるために規則で定める必要な措置を講じなければならないことを定めるものです。

第9条（屋外保管事業場における保管基準）

（屋外保管事業場における保管基準）

第9条 屋外保管事業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

ただし、屋外保管に係る再生資源物が袖ヶ浦市火災予防条例（昭和46年条例第80号）第33条第1項に規定する指定可燃物である場合は、この限りでない。

(1) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 屋外保管の場所（屋外保管事業場内において、再生資源物を保管

するための用に供する区画をいう。以下同じ。)の周囲に囲いが設けられていること。

イ 規則で定めるところにより、屋外保管事業場の敷地の外部から見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他屋外保管事業場に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 屋外保管事業場から再生資源物又は当該屋外保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

ア 屋外保管する再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

イ 容器を用いずに屋外保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

ウ 屋外保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、屋外保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

エ その他規則で定める措置

(3) 屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(4) 屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するため、規則で定める措置を講ずること。

(5) 屋外保管事業場には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講ずること。

2 敷地面積が100平方メートルを超えない屋外保管事業場については、前項第1号の規定は、適用しない。

3 工業専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1

項第1号に規定する工業専用地域をいう。)にある屋外保管事業場については、市長と袖ヶ浦市環境条例(平成11年条例第21号)第12条の規定による環境の保全に関する協定を締結することをもって、第1項第2号イの再生資源物の高さ並びに規則で定める再生資源物の一の保管の単位の面積及び保管の間隔に係る保管基準の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業場における保管基準について規定するものです。

【解説】

環境保全措置が十分に講じられないまま、再生資源物の保管や溶断が行われることにより、騒音や振動の発生、油の流出等の生活環境保全上の支障が生じており、その対応をする必要があります。そこで、人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、再生資源物を扱う屋外保管事業者に対し、保管基準を義務付ける旨を定めるものです。

<第1項関係>

屋外保管事業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならないことを定めるものです。

- ・屋外保管の場所の周囲に囲いが設けられていること(第1項第1号ア)。
 - 再生資源物の屋外保管に当たっては、みだりに人が入り込まないように、また、再生資源物が周辺環境へ飛散・崩落しないように管理するため、囲いを設け、屋外保管の位置を明らかにする必要があります。
- ・屋外保管事業場の敷地の外部から見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他屋外保管事業場に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること(第1項第1号イ)。
 - 再生資源物の屋外保管に当たっては、再生資源物の屋外保管事業場である旨、管理者の氏名又は名称及び連絡先、保管品目等が表示

された掲示板を設ける必要があります。

- ・再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること（第1項第2号ア）。

→ 再生資源物の荷重が、直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある場合は、囲いが倒れ又は壊れることなどにより、再生資源物が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要があります。

- ・容器を用いずに屋外保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが、規則で定める高さを超えないようにすること（第1項第2号イ）。

→ 容器を用いずに屋外保管する場合、再生資源物の周辺への飛散・崩落の防止や、火災対策の観点から、保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要があります。

- ・屋外保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、屋外保管の場所の底面を不浸透性の材料（コンクリート等）で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること（第1項第2号ウ）。

→ 再生資源物は、内部に潤滑油等を含むものがあることから、屋外保管に際し、油の流出や汚水の発生、流出等が生じる場合には、公共用水域、土壌、地下水の汚染のおそれがあるため、周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要があります。

- ・屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること（第1項第3号）。

→ 屋外保管を行うに当たっては、再生資源物の搬出入に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機の稼働等による騒音又は振動により、市民生活の安全又は生活環境の保全上悪影響を

及ぼさないよう必要な措置を講じる必要があります。

- ・屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること（第1項第4号）。

→ 再生資源物の中には、油、乾電池、リチウムイオン電池、バッテリーなど、火災の発生源となるおそれがあるものが含まれている場合があり、電池からの液漏れや短絡を要因として火災が発生するおそれがあることから、屋外保管に当たっては、火災の発生源となる可能性のあるものの分別等の措置を講ずる必要があります。

- ・屋外保管事業場において、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講ずること（第1項第5号）。

→ 屋外保管に当たっては、屋外保管事業場内の整理、整頓や清掃を行うことで、衛生的な環境を作り出すこと、また、害虫等が発生しないよう又は雨水の腐敗による悪臭が発生しないよう、雨水が溜まらないようにすることなどの措置を講ずる必要があります。

<第2項関係>

敷地面積が100平方メートルを超えない屋外保管事業場については、前項第1号の規定（囲いや掲示板の設置）は、適用しないことを定めるものです。

<第3項関係>

工業専用地域に屋外保管事業場を設置する場合にあっては、本市と環境の保全に関する協定を締結することをもって、第1項第2号イの高さ並びに規則で定める再生資源物の一の保管の単位の面積及び保管の間隔に係る保管基準の規定は適用しないことを定めるものです。

○袖ヶ浦市火災予防条例（抜粋）

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第33条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの

(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)にあっては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい固所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)を収納した容器を詰め重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあたって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措

置を講ずること。

2・3 (略)

第10条（屋外保管事業場の立地基準）

（屋外保管事業場の立地基準）

第10条 屋外保管事業場の場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 住宅等（住宅、学校、病院、公民館、博物館、図書館、保育所、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設及びこれらに類するものであり、これらの敷地を含む。以下同じ。）から屋外保管事業場の敷地の境界までの距離が100メートル以上であること。
 - (2) 屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質等が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであること。
- 2 次に掲げる場合においては、前項第1号の規定は、適用しない。
- (1) 第6条第1項各号に該当する場合
 - (2) 第6条第1項の許可の申請後に前項第1号に規定する距離内に住宅等が設置される場合
 - (3) 市長が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものと認めて許可した場合

【趣旨】

本条は、屋外保管事業場の立地基準について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

屋外保管事業場の場所は、次に掲げる基準に適合しなければならないことを定めるものです。

・火災の延焼、騒音、振動等の影響等を考慮し、住宅等から屋外保管事

業場の敷地の境界までの距離が100メートル以上であること（第1号）

- ・屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質等が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであること（第2号）

<第2項関係>

次に掲げる場合においては、前項第1号の規定は、適用しないことを定めるものです。

- ・第6条第1項各号に該当する場合（第1号）
- ・第6条第1項の許可の申請後に前項第1号に規定する距離内に住宅等が設置される場合（第2号）
- ・市長が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものと認めて許可した場合（第3号）

第 1 1 条（水質検査及び地質検査の実施等）

（水質検査及び地質検査の実施等）

第 1 1 条 許可屋外保管事業場設置者は、規則で定めるところにより、定期的に、許可に係る屋外保管事業場外への排水に係る水質検査及び屋外保管事業場内の土壌に係る地質検査を行い、遅滞なく、その結果を市長に報告しなければならない。

2 許可屋外保管事業場設置者は、屋外保管事業場内の水質又は土壌中に、環境基準に適合しない水質の汚濁又は土壌の汚染があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、水質検査及び地質検査の実施等について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

許可屋外保管事業場設置者は、定期的に、屋外保管事業場内の水質検査及び地質検査を行い、遅滞なく、その結果を市長に報告しなければならないことを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

許可屋外保管事業場設置者は、定期検査により環境基準に適合しない水質の汚濁又は土壌の汚染があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならないことを定めるものです。

第 1 2 条（記録及び閲覧）

（記録及び閲覧）

第 1 2 条 許可屋外保管事業場設置者は、規則で定めるところにより、許可に係る屋外保管事業場ごとに、次に掲げる事項を記録し、これを当該屋外保管事業場（当該屋外保管事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、許可屋外保管事業場設置者の最寄りの事務所）に備え置き、屋外保管に関し市民生活の安全又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- (1) 再生資源物を受け入れた場合には、受け入れた年月日並びに受入先ごとの受入量及び品目
- (2) 再生資源物を搬出した場合には、搬出した年月日並びに搬出先ごとの搬出量及び品目
- (3) 屋外保管事業場に係る水質検査及び地質検査の結果
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の記録は、備え置いた日から起算して 5 年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供しなければならない。

3 許可屋外保管事業場設置者は、第 1 項の規定により作成した記録を毀損し、亡失し、又は滅失したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者は、記録を作成するとともに、利害関係者の求めに応じて閲覧させることを規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

許可屋外保管事業場設置者は、屋外保管事業場ごとに、再生資源物の取引の年月日等を記録し、屋外保管事業場に備え置かなければならないことを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

許可屋外保管事業場設置者は、記録を備え置いた日から起算して、5年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供しなければならないことを定めるものです。これは、水質又は土壌の汚染は、その影響が顕在化するまでに長期間を要する場合もあるため、責任の所在等を明らかにしておく必要があるためです。

< 第 3 項関係 >

許可屋外保管事業場設置者は、第 1 項の規定により作成した記録を毀損等したときは、直ちに市長に届け出なければならないことを定めるものです。

第 1 3 条（変更の許可等）

（変更の許可等）

第 1 3 条 許可屋外保管事業場設置者は、その許可に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、屋外保管事業場ごとに、市長に必要な事項を記載した申請書及びその添付書類を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、屋外保管の全部若しくは一部を廃止したとき、又は規則で定める軽微な変更をしたときは、廃止又は変更後、遅滞なく、市長に届け出ることをもって足りる。

2 第 6 条第 5 項及び第 6 項、第 7 条並びに第 8 条の規定は、前項の許可について準用する。

3 次に掲げる場合における第 1 項の規定による変更の許可は、屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質等並びに当該屋外保管事業場における屋外保管が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないと市長が認めた場合に限り行うことができる。

(1) 当該屋外保管事業場の敷地から住宅等の敷地の境界までの距離が第 9 条第 1 項第 1 号に規定する距離未満である場合

(2) 当該屋外保管事業場の敷地の変更等により、住宅等から当該屋外保管事業場の敷地の境界までの距離が第9条第1項第1号に規定する距離未満となる場合

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者による変更の許可等について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

許可屋外保管事業場設置者は、許可に係る事項を変更しようとするときは、屋外保管事業場ごとに、市長の許可を受けなければなりません。ただし、屋外保管の全部若しくは一部を廃止したとき、又は規則で定める軽微な変更をしたときは、変更後、遅滞なく市長に届け出ることをもって足りることを定めるものです。

<第2項関係>

変更の許可を行う場合には、欠格要件に該当しないこと、屋外保管事業場が申請書に記載した屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していること、事前協議を行うこと、説明会を開催することが必要である旨を定めるものです。

<第3項関係>

次に掲げる場合の変更の許可は、屋外保管事業場の場所の土地の地形や地質等が市民生活の安全や生活環境の保全上支障がないと市長が認めた場合に限り行うことができることを定めるものです。

- ・当該屋外保管事業場の敷地から住宅等の敷地の境界までの距離が第10条第1項第1号に規定する距離（100メートル）未満である場合
- ・当該屋外保管事業場の敷地の変更等により住宅等から当該屋外保管事業場の敷地の境界までの距離が第10条第1項第1号に規定する距離（100メートル）未満となる場合

第 1 4 条（名義貸しの禁止）

（名義貸しの禁止）

第 1 4 条 許可屋外保管事業場設置者は、自己の名義をもって、他人に屋外保管を業として行わせてはならない。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者による名義貸しの禁止について規定するものです。

【解説】

許可屋外保管事業場設置者は、その名義について、許可を受けていない屋外保管事業者に業として行わせることを禁止する旨を定めるものです。

例えば、無許可の屋外保管事業者に対し、許可屋外保管事業場設置者が許可証の写しを貸与することなどにより、外見上許可を受けた者としての体裁を整えさせ、許可を受けた者の名義をもって業を行わせることをいいます。

なお、再生資源物の屋外保管に係る一部の契約（収集、運搬等）に基づき第三者へ委託することを禁止したものではありません。

第 1 5 条（屋外保管事業場の譲受け等）

（屋外保管事業場の譲受け等）

第 1 5 条 許可屋外保管事業場設置者から当該許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に必要な事項を記載した申請書及びその添付書類を提出し、その許可を受けなければならない。

2 第 6 条第 5 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、前項の許可について準用する。

3 第 1 項の許可を受けて屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者

は、当該屋外保管事業場に係る許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者からの屋外保管事業場の譲受け等について規定するものです。

【解説】

許可屋外保管事業場設置者からの譲り受け、又は借り受けに伴う許可を受けた者の地位の承継について、屋外保管事業場を適正に管理する意思や能力を欠く者が譲受け等の許可を受けて、他人に譲渡することなどを防止するため、市長の許可が必要となることなどを定めるものです。

屋外保管事業場を適正に管理して屋外保管を行うに足りる者として、保管基準や立地基準に適合するものであることや、欠格要件に該当しないことが必要となります。

第 16 条（合併及び分割）

（合併及び分割）

第 16 条 許可屋外保管事業場設置者である法人の合併の場合（許可屋外保管事業場設置者である法人と許可屋外保管事業場設置者でない法人が合併する場合において、許可屋外保管事業場設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る屋外保管事業場を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について、市長が承認したときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継した法人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継した法人は、合併又は分割した日から 30 日以内に、規則で定めるところによ

り、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第6条第5項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、第1項の承認について準用する。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者である法人の合併や分割について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

許可屋外保管事業場設置者である法人の合併や分割に伴う地位の承継について定めるものです。

経営状況の悪化した許可屋外保管事業場設置者から当該許可屋外保管事業場設置者の地位を安価に承継し、転売する等の目的で実態のない会社を存続法人又は新設法人として承継を行うことで、屋外保管事業場の譲受けなどと同様に、不適正処理が行われるおそれがあるため、許可屋外保管事業場設置者である法人の合併や分割について、市長に申請書を提出し、市長の承認が必要となることを定めるものです。

<第2項関係>

許可屋外保管事業場設置者の合併又は分割は、事後の届出制とすることを定めるものです。

<第3項関係>

前条の屋外保管事業場の譲受け等と同様に、屋外保管事業場を適正に管理して事業を行うに足りる者として、第6条第5項の欠格要件に該当しないことが必要となることを定めるものです。

第 17 条（相続）

（相続）

第 17 条 許可屋外保管事業場設置者について相続があったときは、相続人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者の相続について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

許可屋外保管事業場設置者について、相続が発生した場合には、その相続人が、許可屋外保管事業場設置者の権利のみならず、本条例に定める責務等を含めてその地位を承継することを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

許可屋外保管事業場設置者の相続は、事後の届出制とすることを定めるものです。

第18条（許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令）

（許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- (1) 許可屋外保管事業場設置者の当該許可に係る屋外保管事業場が第9条第1項本文、第10条第1項又は規則で定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) 許可屋外保管事業場設置者がこの条例の規定（第3条及び第4条を除く。）に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (3) 許可屋外保管事業場設置者が第6条第7項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の勧告を受けた許可屋外保管事業場設置者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて当該屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、屋外保管事業場が第9条第1項本文、第10条第1項又は規則で定める基準に適合しなくなったと認める場合において、その不適合により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者に対する勧告や命令について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

市長は、次のいずれかに該当するときは、許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講ずべき旨の勧告をすることができることを定めるものです。

- ・許可屋外保管事業場設置者の当該許可に係る屋外保管事業場が第9条第1項本文、第10条第1項又は規則で定める基準に適合しなくなったとき（第1号）。
- ・許可屋外保管事業場設置者がこの条例の規定（第3条及び第4条を除く。）に違反する行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき（第2号）。
- ・許可屋外保管事業場設置者が第6条第7項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき（第3号）。

<第2項関係>

市長は、前項の勧告を受けた許可屋外保管事業場設置者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて当該屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができることを定めるものです。

<第3項関係>

市長は、屋外保管事業場が第9条第1項本文、第10条第1項又は規則で定める基準に適合しなくなつたと認める場合において、その不適合により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認める

ときは、当該許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずることができることを定めるものです。

第 19 条（許可の取消し）

（許可の取消し）

第 19 条 市長は、許可屋外保管事業場設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- (1) 第 6 条第 5 項第 2 号ウ若しくはエ（法第 25 条から第 27 条までの規定に係る部分若しくは法第 32 条第 1 項（法第 25 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号ク、ケ若しくはスのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第 6 条第 5 項第 2 号コからシまで（同号ウ若しくはエ（法第 25 条から第 27 条までの規定に係る部分若しくは法第 32 条第 1 項（法第 25 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号ク若しくはケに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第 6 条第 5 項第 2 号コからシまで（同号オに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第 6 条第 5 項第 2 号アからキまで又はコからシまでのいずれかに該当するに至ったとき（前 3 号に該当する場合を除く。）。
- (5) 前条第 1 項第 2 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条第 2 項

若しくは第3項の規定による処分に違反したとき。

(6) 不正の手段により第6条第1項の許可（同条第2項の更新の許可を含む。）、第13条第1項本文の変更の許可又は第15条第1項の許可を受けたとき。

2 市長は、許可屋外保管事業場設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第11条第1項又は第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 前条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当するとき。

3 前2項の規定により屋外保管事業場の設置の許可を取り消された者又はその承継人（次項においてこれらを「旧許可屋外保管事業場設置者等」という。）は、当該許可を取り消された屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて市長の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならない。

4 旧許可屋外保管事業場設置者等は、前項の屋外保管事業場を廃止するまでの間、当該屋外保管事業場についてなお前条及び第23条の規定（前条の規定に係る罰則を含む。）の適用を受ける。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者の許可の取消しについて規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

市長は、許可屋外保管事業場設置者が主に次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならないことを定めるものです。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、5年を経過しない者
- ・罰金の刑に処せられ、5年を経過しない者
- ・許可屋外保管事業場設置者の行為が、違反行為に該当し、情状が特に

重いとき。

- ・不正の手段により屋外保管事業場の許可等を受けたとき。

<第2項関係>

市長は、許可屋外保管事業場設置者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができることを定めるものです。

- ・水質検査及び地質検査の報告をしない、又は虚偽の報告をしたとき。
- ・屋外保管事業場が保管基準又は立地基準に適合しなくなったとき。
- ・許可に付した条件に違反したとき。

<第3項関係>

屋外保管事業場の設置の許可を取り消された者又はその承継人が当該許可を取り消された屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて市長の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならないことを定めるものです。

<第4項関係>

前項の屋外保管事業場を廃止するまでの間、当該屋外保管事業場について、なお前条及び第23条の規定（前条の規定に係る罰則を含む。）の適用を受けることを定めるものです。

第20条（報告の徴収）

（報告の徴収）

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業者、排出事業者又は再生資源物を運搬する事業を行う者に対し、再生資源物の屋外保管、排出若しくは運搬又は屋外保管事業場の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業者等に対する報告の徴収について規定するものです。

【解説】

市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業者、排出事業者又は再生資源物の運搬を行う者から必要な報告を求めることができる旨を定めるものです。

第 2 1 条（立入検査）

（立入検査）

第 2 1 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、屋外保管事業者の屋外保管事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業場等への立入検査について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

市長は、指定する職員に対して、条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業場等に立入検査を行わせることができる旨を定めるものです。

< 第 2 項関係 >

立入検査をする職員は、立入検査の際、関係人の請求があったときは、その身分を示す証明書を屋外保管事業者その他の関係人に提示しなけれ

ばならないことを定めるものです。

<第3項関係>

立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない旨を定めるものです。

第22条（勧告及び命令）

（勧告及び命令）

第22条 市長は、次の各号（第18条第1項各号に該当する場合を除く。）のいずれかに該当するときは、屋外保管事業者に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(1) 屋外保管事業場が第9条第1項本文、第10条第1項又は規則で定める基準に適合しないとき。

(2) 屋外保管事業者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

2 市長は、前項の勧告を受けた屋外保管事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該屋外保管事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、屋外保管事業場が第9条第1項本文、第10条第1項又は規則で定める基準に適合しないと認める場合において、その不適合により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、屋外保管事業者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業者に対する勧告や命令について規定するものです。

【解説】

命令を行う場合には、これに先立って、袖ヶ浦市行政手続条例に定めるところにより、利害関係者の利益を保護するとともに、行政処分の正当性を保障するため、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければなりません。

<第1項関係>

市長は、次のいずれかに該当するときは、屋外保管事業者に対して、期限を定めて必要と認める措置を講ずるよう勧告することができることを定めるものです。

- ・保管基準や立地基準等に適合しないとき。
- ・違反行為をしたとき。
- ・他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたとき。

<第2項関係>

市長は、屋外保管事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、命令又は屋外保管事業場の全部又は一部の使用の停止を命ずることができることを定めるものです。

<第3項関係>

市長は、屋外保管事業場が第9条第1項本文、第10条第1項又は規則で定める基準に適合しないと認める場合において、その不適合により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、当該屋外保管事業者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができることを定めるものです。

第 23 条（公表）

（公表）

第 23 条 市長は、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項の命令を受けた許可屋外保管事業場設置者又は前条第 2 項若しくは第 3 項の命令を受けた屋外保管事業者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 当該命令の対象となった屋外保管事業場の所在地
- (3) 当該命令の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、命令に従わなかった屋外保管事業者等に対する公表について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

市長は、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項の命令を受けた許可屋外保管事業場設置者又は前条第 2 項若しくは第 3 項の命令を受けた屋外保管事業者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができることを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者に対し意見を述べる機会を与えることを定めるものです。

第24条（事故時の措置）

（事故時の措置）

第24条 屋外保管事業者は、屋外保管に係る火災又は事故により市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、その事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

2 市長は、屋外保管事業者が前項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、当該屋外保管事業者に対し、期限を定めて、当該応急の措置を講ずるよう命ずることができる。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業者による事故時の措置について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

屋外保管事業場において、市民生活の安全又は生活環境の保全上の支障を生ずるような事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、市長に届け出なければならないことを定めるものです。

<第2項関係>

市長は、前項の応急措置について、必要な命令ができることを定めるものです。

第 2 5 条（許可等に関する意見聴取）

（許可等に関する意見聴取）

第 2 5 条 市長は、第 6 条第 1 項の許可、第 1 3 条第 1 項本文の変更の許可又は第 1 5 条第 1 項の許可をしようとするときは、第 6 条第 5 項第 2 号ケからスマまでのいずれかに該当する事由（同号コからシまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号ケに係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第 1 9 条第 1 項の規定により許可を取り消そうとするときは、第 6 条第 5 項第 2 号ケからスマまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

【趣旨】

本条は、許可等に関する意見聴取について規定するものです。

【解説】

この条例では、屋外保管事業場に係る許可の要件として、暴力団の排除の観点から、暴力団員等であることを許可の欠格事由としたことから、許可実務を適切に行う必要があるため、許可権限者である市長が、暴力団に関して必要な情報等を有する千葉県警察本部長に意見を聴くことについて定めるものです。

<第 1 項関係>

市長は、許可を行う際には、千葉県警察本部長に対して、欠格事由の該当の有無について意見を聴くものとする旨を定めるものです。

<第 2 項関係>

市長は、許可を取り消そうとするときは、千葉県警察本部長に対して、欠格事由の該当の有無について意見を聴くことができる旨を定めるものです。

第26条（関係行政機関等への照会等）

（関係行政機関等への照会等）

第26条 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

【趣旨】

本条は、関係行政機関又は関係地方公共団体に対する照会や協力の求めについて規定するものです。

【解説】

屋外保管事業場への規制の円滑な施行や行政処分等の適正な執行を確保するために必要な情報収集をするため、関係行政機関や関係地方公共団体への照会や協力について定めるものです。

関係行政機関等には、この条例に基づく事務の施行に必要な範囲内で必要な情報、権限等を有する行政機関や地方公共団体を意味するものであり、ほかの都道府県、市町村、警察本部等についても広く含まれるものです。

なお、本条の規定による照会、協力の内容についても、この条例に基づく事務の施行に必要な範囲内で必要な事項を広く含むものです。

第 27 条（手数料）

（手数料）

第 27 条 第 6 条第 1 項の許可若しくは同条第 2 項の更新の許可、第 13 条第 1 項本文の変更の許可若しくは第 15 条第 1 項の許可又は第 16 条第 1 項の承認を受けようとする者は、その申請の際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納めなければならない。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可の申請に対する審査 1 件につき 53,000 円
- (2) 第 6 条第 2 項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の更新の許可の申請に対する審査 1 件につき 49,000 円
- (3) 第 13 条第 1 項本文の規定に基づく屋外保管事業場の変更の許可の申請に対する審査 1 件につき 44,000 円
- (4) 第 15 条第 1 項の規定に基づく屋外保管事業場の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 1 件につき 18,000 円
- (5) 第 16 条第 1 項の規定に基づく許可屋外保管事業場設置者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 1 件につき 18,000 円

2 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業場の設置の許可等を受ける場合の必要な手数料について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により、特定の者のために行う事務について手数料を徴収できること、また、市が許可に係る事務に時間を要することから、許可の申請時に手数料を納付することを定めるものです。

なお、手数料の額については、無秩序な申請を抑制するため、先進自治体等における手数料との均衡を考慮して定めるものです。

<第2項関係>

許可の申請時に徴収した手数料については、その後に申請の取り下げ等があっても還付しないことを定めるものです。

○地方自治法（抜粋）

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第28条（適用除外）

（適用除外）

第28条 この条例の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第13条の2第1号に定める廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定（以下この条において「許可等」という。）を受けた者が当該許可等に係る事業場において屋外保管を行う場合及び国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合には、適用しない。

【趣旨】

本条は、この条例の適用除外について規定するものです。

【解説】

次に掲げる者が行う再生資源物の屋外保管については、この条例の適用を除外するものとします。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定による廃棄物の処

理に係る許可、認定、委託又は指定を受けた者が当該許可等に係る事業場において屋外保管を行う場合

- ・国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者）

第十三条の二 法第十七条の二第一項の環境省令で定める者は、有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。第一号及び第五号において同じ。）を業として行おうとする者（次のいずれかに該当する場合に限る。）とする。

一 令第十六条の二各号に掲げる機器が廃棄物となったものの処理（有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生）に係る次に掲げる許可、認定、委託又は指定（以下この号において「許可等」という。）を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合

- イ 法第七条第一項の許可
- ロ 法第七条第六項の許可
- ハ 法第九条の八第一項の認定
- ニ 法第九条の九第一項の認定
- ホ 法第十四条第一項の許可
- ヘ 法第十四条第六項の許可
- ト 法第十五条の四の二第一項の認定
- チ 法第十五条の四の三第一項の認定
- リ 第二条第一号の委託
- ヌ 第二条第二号の指定
- ル 第二条第四号の指定
- ヲ 第二条の三第一号の委託
- ワ 第二条の三第二号の指定

- カ 第二条の三第四号の指定
- ヨ 第九条第二号の指定
- タ 第九条第四号の指定
- レ 第十条の三第二号の指定
- ソ 第十条の三第四号の指定
- ツ 特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定
- ネ 特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
- ナ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定
- ラ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
- ム 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定
- ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第十一条第四項第一号の認定計画に従って行われる場合に限る。）

二～六 （略）

第 29 条（委任）

（委任）

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めることについて規定するものです。

【解説】

本条例では、各条において規則に委任する旨を規定（第 6 条に規定する屋外保管事業場の許可、第 8 条に規定する説明会の開催等）しているところですが、このほかにも屋外保管に係る事務を実施するに当たり、細目的な事項については、地方自治法第 15 条第 1 項の規定により、規則を制定して委任することを定めるものです。

○地方自治法（抜粋）

〔規則〕

第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

第30条（罰則）

（罰則）

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して、許可を受けずに屋外保管事業場を設置した者
- (2) 不正の手段により第6条第1項の許可又は同条第2項の更新の許可を受けた者
- (3) 第13条第1項本文の規定に違反して、許可に係る規則で定める事項を変更した者
- (4) 不正の手段により第13条第1項本文の変更の許可を受けた者
- (5) 第14条の規定に違反して、他人に屋外保管を業として行わせた者
- (6) 第18条第2項若しくは第3項又は第22条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者

【趣旨】

本条は、この条例に違反した場合の罰則について規定するものです。なお、処罰水準については、廃棄物処理法や先進自治体の条例を参考に定めています。

【解説】

次に掲げる者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象とすることを定めるものです。

- ・ 無許可で屋外保管事業場を設置した者
- ・ 不正の手段により屋外保管事業場の許可又は更新の許可を受けた者
- ・ 無許可で許可に係る事項を変更した者
- ・ 不正の手段により屋外保管事業場の変更の許可を受けた者
- ・ 自己の名義をもって、他人に屋外保管を業として行わせた者

- ・ 勧告に係る命令等に違反した許可屋外保管事業場設置者

第 3 1 条

第 3 1 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 6 条第 6 項（第 1 3 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、屋外保管事業場を使用した者
- (2) 第 1 5 条第 1 項の規定に違反して、許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者
- (3) 第 2 4 条第 2 項の規定による命令に違反した者

【解説】

次に掲げる者は、6 月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金の対象とすることを定めるものです。

- ・ 市長から計画に適合していると認められる前に、屋外保管事業場を使用した者
- ・ 市長の許可を受けずに、屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者
- ・ 事故時の応急の措置命令に違反した屋外保管事業者

第 3 2 条

第 3 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 1 1 条第 2 項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 1 2 条第 1 項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者
- (3) 第 1 3 条第 1 項ただし書又は第 1 7 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第 2 0 条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 2 1 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

【解説】

次に掲げる者は、30万円以下の罰金の対象とすることを定めるものです。

- ・再生資源物の取引の年月日等の記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は虚偽の報告をした者
- ・屋外保管の全部若しくは一部を廃止したとき、又は軽微な変更をしたにもかかわらず、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・市長からの報告の求めに対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ・職員による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 3 3 条（両罰規定）

（両罰規定）

第 3 3 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【趣旨】

本条は、行為者のほか、雇用主にも罰則を適用することについて規定するものです。

【解説】

法人又は個人事業主の従業員等が、その法人又は個人事業主の業務として罰則規定に定める違反を行った場合には、行為者本人を罰するほか、雇用主である法人又は個人事業主に対しても、罰則規定に基づく罰金の対象とすることを定めるものです。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第30条から第33条までの規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に市内に存する屋外保管事業場（以下「既存屋外保管事業場」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に設置されたものとみなす。
- 3 既存屋外保管事業場については、第6条第6項、第7条、第8条及び第10条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 4 既存屋外保管事業場については、第9条の規定は、施行日から令和5年6月30日までの間は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に屋外保管を行っている者（第6条第1項各号の規定に該当するものに係るものを除く。以下「従前の屋外保管事業者」という。）は、令和5年4月30日までに従前の屋外保管事業者である旨を市長に届け出なければならない。
- 6 前項の規定により届け出た従前の屋外保管事業者は、令和5年6月30日までに規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
- 7 従前の屋外保管事業者は、既存屋外保管事業場について、令和5年6月30日までに周知事項を周辺住民等に周知するために必要な規則で定める措置を講じなければならない。
- 8 従前の屋外保管事業者は、令和5年4月30日までに、この条例の施行の際現に保管している再生資源物の品目及び数量を記載した記録を作成しなければならない。
- 9 前項の規定により作成した記録については、第12条第1項の規定により作成した記録とみなして、この条例の規定を適用する。

10 附則第5項及び第6項の規定による届出をした従前の屋外保管事業者は、その届出に係る既存屋外保管事業場について、施行日に第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

(施行前の準備)

11 この条例を施行するために必要な規則の制定、第7条の規定による事前協議及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【趣旨】

本附則は、本条例を施行するための必要な付随的事項を定めるものです。

【解説】

<第1項関係>

本条例の施行期日について定めるものです。

<第2項関係>

この条例の施行の際現に市内に存する屋外保管事業場を「既存屋外保管事業場」といいます。既存屋外保管事業場は、この条例の施行日に設置されたものとみなすことを定めるものです。

<第3項関係>

既存屋外保管事業場は、事前協議、説明会の開催等の規定を適用しないことを定めるものです。

<第4項関係>

既存屋外保管事業場は、令和5年6月30日までは、屋外保管事業場の保管基準を適用しないことを定めるものです。

<第5項関係>

この条例の施行の際現に屋外保管を行っている者（以下「従前の事業者」といいます。）は、令和5年4月30日までに、従前の事業者である旨を市長に届け出なければならないことを定めるものです。

< 第 6 項 関 係 >

従前の事業者は、令和 5 年 6 月 3 0 日までに規則で定める事項を市長に届け出なければならないことを定めるものです。

< 第 7 項 関 係 >

従前の事業者は、既存屋外保管事業場について、令和 5 年 6 月 3 0 日までに周知事項を周辺住民に周知しなければならないことを定めるものです。

< 第 8 項 関 係 >

従前の事業者は、令和 5 年 4 月 3 0 日までに、再生資源物の品目等の記録を作成しておかななければならないことを定めるものです。

< 第 9 項 関 係 >

前項の規定により作成した記録は、この条例の規定により作成した記録とみなして、この条例の規定を適用することを定めるものです。

< 第 1 0 項 関 係 >

届出をした従前の事業者は、その届出に係る既存屋外保管事業場について、施行日に第 6 条第 1 項の許可を受けたものとみなすことを定めるものです。

< 第 1 1 項 関 係 >

本条例の施行に必要となる規則の制定、事前協議等その他必要な行為は、この条例の施行日前でも行うことができることを定めるものです。

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年8月22日（月）～令和4年9月21日（水）
 (2) 提出者・意見数 1人・5件
 (3) 意見の分類と市の対応状況

対 応 区 分		件 数
A	意見を反映し、素案を修正したもの	0件
B	意見の趣旨・考え方が既に素案に盛り込まれているもの	3件
C	意見を反映しないで、素案どおりとしたもの	2件
D	その他の意見、素案とは直接関係ないもの、今後の参考とするもの等	0件

2 意見の概要と市の考え方

整理番号	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
1	資料2 7頁	水質検査や地質検査について、条例では定期的実施し、規則では3か月に一度の実施を定めることですが、より安全に配慮し、条例で毎月の検査の実施と公表を規定してほしいです。	C	屋外保管事業場における水質検査や地質検査については、遅滞なく、その結果を市に報告することを義務付けており、環境基準に適合しない水質の汚濁や土壌の汚染を確認したときは、水質検査や地質検査の回数を増やすなどの指導や命令等を行うことにより、安全に配慮してまいります。 なお、水質検査等の結果については、市民生活の安全や生活環境の保全上の利害関係を有する者が閲覧できる規定を設けています。
2	資料3 19頁	既存屋外保管事業場は、道路より高い盛土された場所にあり、簡易な囲いがされているだけで、豪雨	B	屋外保管事業場における囲いについては、保管基準において、再生資源物が崩落や流出、飛散しないよう措置

整理番号	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
		や台風等により崩落・流出・飛散の危険性があります。擁壁や強固な囲いの設置等の崩落・流出・飛散防止策の義務付けや罰則を規定してもらいたい。		を講じなければならないこととしています。 また、これらの違反行為があり、かつ、命令等によっても是正されない場合の罰則規定を設けています。
3	資料3 19頁	既存屋外保管事業場から騒音や煙が発生している。発生理由や有害性について公表することを義務付け、有害の場合の罰則を規定してもらいたい。 (現状) 以前は静かな環境でのびのび生活していたが、煙が幾度となく上がり、大きな音に不安と危険を感じています。騒音や煙に対する規制の実施を速やかに望みます。	B	屋外保管事業場から発生する騒音や煙については、保管基準において、騒音については必要な措置を講ずることとし、煙については規則で定める措置を講ずることとしており、これらの規定において対応してまいります。 また、これらの違反行為があり、かつ、命令等によっても是正されなければ、命令の内容等を公表する規定や罰則規定を設けています。
4	資料3 19頁	既存屋外保管事業場から汚水が排出されています。汚水の中の有害物の土壌への浸透による地下水汚染の防止及び水路への排出規制を義務付け、罰則を規定してもらいたい。 (現状) 井戸水を飲料水として使用しており、近くの屋外保管事業場から流出する汚水の汚染状況が確認できない現状では、人体に影響を及ぼす心配が絶えず尽きません。一刻も早く安全安心に暮らしたいと願っています。また、体に異変を感じても直ぐに訴えることが出来ず、目に見える症状がないと気づきません。気づいた時に手遅れにならないためにも速やかな条例による規制を強く望みます。また、近くには蛍の生息地があり、汚水が生態系に影響を及ぼす可能性があります。	B	屋外保管事業場から排出される汚水については、保管基準において、屋外保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆う（コンクリート舗装等）とともに、油分離装置やこれに接続している排水溝その他の設備を設けなければならないこととしています。 また、これらの違反行為があり、かつ、命令等によっても是正されない場合の罰則規定を設けています。
5	資料3 55頁	条例の施行は令和5年4月1日であるが、もっと早く施行してもらいたい。 (現状)	C	条例の公布後、屋外保管事業者や市民等に対して、条例の内容を周知する期間を設ける必要があるため、施行日を令和5年4月1日としています。

整理 番号	頁	意見の概要	対応 区分	意見に対する市の考え方
		<p>既存屋外保管事業場について、騒音、煙、排水等について、市へ連絡しても指導しかできない現状では不安でなりません。早急に周辺住民への事業概要等の周知、勧告、命令、立ち入り検査ができるよう条例の施行を早めてもらいたい。</p>		

第 2 次袖ヶ浦市環境基本計画
年次報告書

令和 4 年度 版
(令和 3 年度の取組)

袖 ヶ 浦 市

環境保全都市宣言

私たちは、きれいに澄んだ小川、さわやかな青空、野や山の緑、このような美しい自然に囲まれ、都市としての機能の充実した生活環境のなかで、うるおいとやすらぎのある、快適な生活が送れるまちに住みたいと願う。

近年のめざましい産業の発展と都市化の進展は、より高度な文化的な生活など、私達の市民生活に大きな恩恵をもたらした。

一方、市民の快適な環境に対する志向が高まり自然と調和のとれた質の高い生活環境の整備が重要となってきた。

今や環境問題は、一個人一地域の問題にとどまらず、宇宙船地球号の中で私たちは地球的規模で考えた行動が求められている。

このため、行政、市民及び事業所が一体となり自らの手で豊かな自然環境を保全し、快適な生活環境を創造するため、市制施行の年にあたり、次の目標を掲げ、市民の総意としてここに袖ヶ浦市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

- 1 地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる
- 1 きれいな水を、守り育てる
- 1 きれいな空気を、守り育てる
- 1 美しい緑を、守り育てる
- 1 安らぎのある街並みを、守り育てる
- 1 リサイクル社会を目指し、環境を守り育てる

平成3年6月14日

袖ヶ浦市

目 次

第 1	環境基本計画年次報告書の趣旨	1
第 2	環境基本計画の概要	2
1	計画の趣旨	2
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象範囲	3
第 3	袖ヶ浦市の概況	5
1	人口、面積等	5
2	袖ヶ浦市の環境の課題と取組	6
第 4	環境施策の推進状況	7
1	豊かな自然と共生するまち	7
2	快適で安全に生活できるまち	15
3	地球環境を思いやるまち	23
4	環境にやさしい循環型社会を形成するまち	31
5	市民参加による環境保全活動を推進するまち	39
6	環境保全のための分野横断的な施策	47
第 5	評価及び公表	49
	用語解説	50

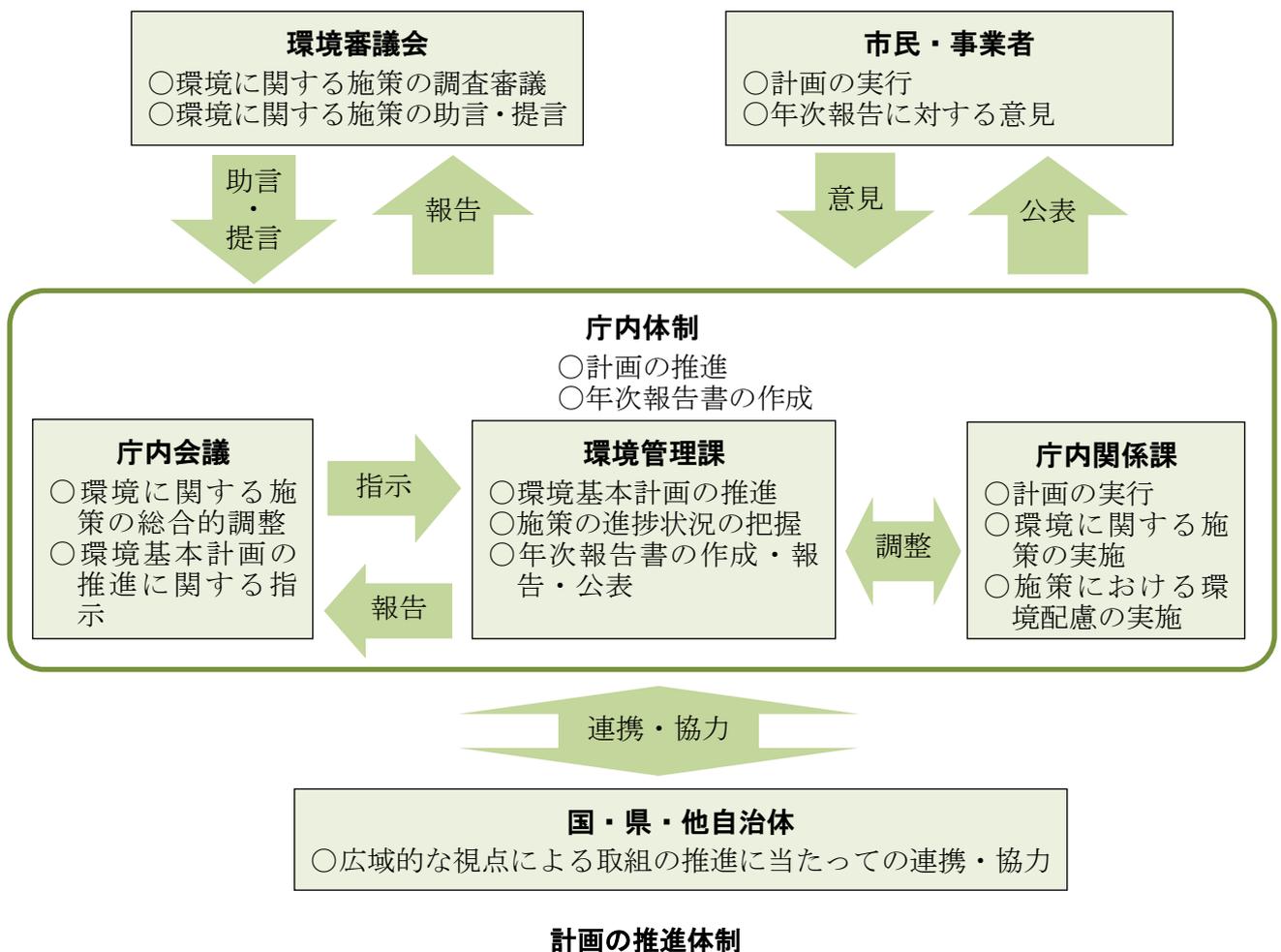
第1 環境基本計画年次報告書の趣旨

袖ヶ浦市では、平成11年に制定した袖ヶ浦市環境条例第8条に基づき、袖ヶ浦市総合計画に示す本市の将来像を、環境面から実現していくため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、環境基本計画を平成15年に策定しました。また、令和2年3月には、第2次となる袖ヶ浦市環境基本計画を策定しました。

環境基本計画は、環境保全の観点において最も基本となる計画であり、その実効性を確保していくためには、計画の進行管理が重要です。

この環境基本計画年次報告書は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、点検・評価し、その結果を公表することにより、市民・事業者と情報を共有するとともに、次年度以降の取り組みや、計画の見直し検討につなげるものです。なお、報告については、環境審議会は毎年度、庁内会議は中間年度や最終年度等に行うこととします。

この報告書は、令和3年度の取組について取りまとめたものです。



第2 環境基本計画の概要

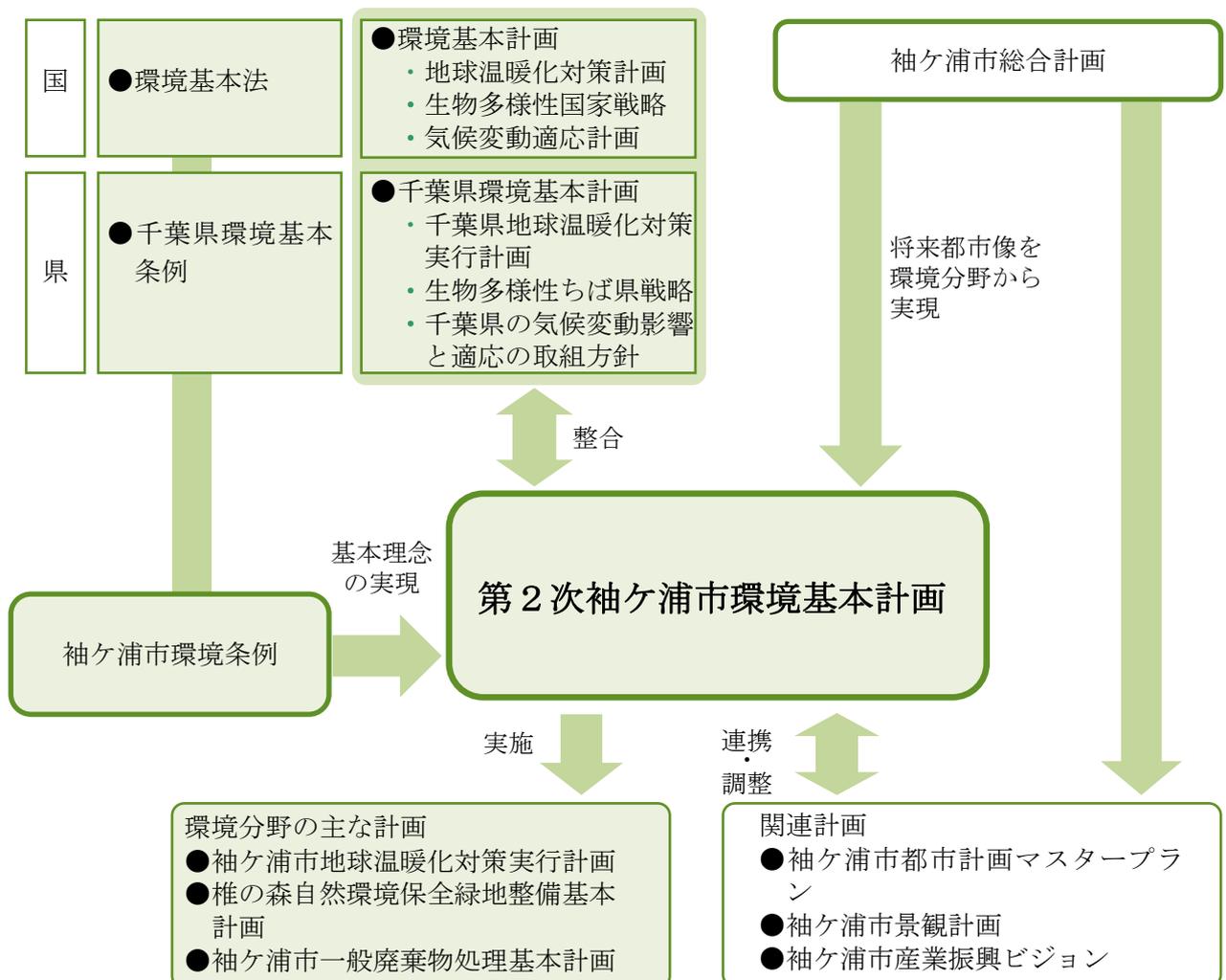
1 計画の趣旨

環境基本計画は、長期的な目標の下、市民、事業者及び行政が協働して、環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくことにより、先人が残してくれた豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、環境に関する諸問題を計画的に解決していくことを目的としています。

2 計画の位置付け

本計画は、袖ヶ浦市環境条例第8条の規定に基づいて策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、地球温暖化対策の推進に関する法律において、市町村はその区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされています。

なお、計画の策定に当たっては、各関係法令や、国・県の環境基本計画、地球温暖化対策計画等を踏まえるとともに、上位計画である袖ヶ浦市総合計画との整合を図っています。



3 計画の期間

環境に関する諸問題への取組は、長期的な視点に立つことが重要です。そのため、本計画の計画期間は、令和2年度から令和13年度までとしています。ただし、環境問題や社会経済の変化、科学技術の進展等により、適宜見直しを行います。

4 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、市内全域とします。なお、今日の環境問題の中には廃棄物や放射能の問題、大気汚染や水質汚濁等の行政区域の枠を超えた広域的な対応を求められるものもあります。このような課題に対しては、本市の役割を明らかにし、国や千葉県、他自治体とも連携を図り、取組を進めていきます。

また、本計画の対象範囲は、自然環境、生活環境、地球環境、循環型社会の構築、環境意識と行動に区分し、更にその分野に含まれる環境の範囲とします。

第2次袖ヶ浦市環境基本計画の概要図

第1章 計画の基本的事項			
第1節 計画策定の趣旨	第2節 計画の位置付け	第3節 計画の対象範囲	
第4節 計画期間	第5節 計画の構成		
第2章 環境問題等に対する動向			
第1節 国際的な動向	第2節 国内の動向	第3節 袖ヶ浦市の動向	
第3章 計画の目標			
第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像			
みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦			
第2節 基本目標			
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と共生するまち ・快適で安全に生活できるまち ・地球環境を思いやるまち ・環境にやさしい循環型社会を形成するまち ・市民参加による環境保全活動を推進するまち 			
第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向			
みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦			
基本目標		基本施策	
1 豊かな自然と共生するまち	→	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水とみどりの保全 (2) 生物多様性の保全 (3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策 (4) 景観形成の推進 	
2 快適で安全に生活できるまち	→	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大気環境の保全 (2) 水質・土壌・地盤環境の保全 (3) 騒音・振動・悪臭の防止 (4) 有害化学物質・放射性物質への対策 	
3 地球環境を思いやるまち	→	<ul style="list-style-type: none"> (1) 再生可能エネルギー等の活用 (2) 省エネルギーの推進 (3) 温室効果ガスの削減 (4) 気候変動による影響への適応策の推進 	
4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち	→	<ul style="list-style-type: none"> (1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化 (2) 廃棄物等の適正処理の推進 (3) 廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策 (4) 建設発生土・再生土への対策 	
5 市民参加による環境保全活動を推進するまち	→	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境に関する情報発信 (2) 環境学習・環境教育の推進 (3) 協働による環境保全活動の推進 (4) 市民等による環境保全活動への支援 	
環境保全のための分野横断的な施策		<ul style="list-style-type: none"> (1) 持続可能な社会を築くネットワークづくり (2) 災害時等における環境問題への対応 	
第5章 計画の推進			
第1節 計画推進の基本的な考え方	第2節 計画の推進体制	第3節 計画の進行管理	
第3節 各主体に求められる役割	第4節 計画の進行管理		

第3 袖ヶ浦市の概況

1 人口、面積等

人 口	令和4年4月1日現在	国勢調査(令和3年10月1日[確報値])
	65,415人	65,075人
	男 33,130人 女 32,285人	男 32,966人 女 32,109人
世 帯 数	28,799世帯	28,389世帯
産 業 別 人 口 (平成27年国勢調査)	第1次産業 1,304人 (4.4%) 第2次産業 8,095人 (27.4%) 第3次産業 19,150人 (64.9%) 分類不能 985人 (3.3%)	
地 勢	面積 94.93 km ² 周 囲 84.5 km 海岸線 28.7 km 広ぼう 東西 14.0 km、南北 13.5 km	
市役所の位置	東経 139度57分27秒 北緯 35度25分36秒	
平和都市宣言	平成2年6月15日採択、同年12月10日宣言	
環境保全都市宣言	平成3年3月15日採択、同年6月14日宣言	
姉妹都市	イタジャイ市(ブラジル連邦共和国 サンタカタリーナ州) 昭和54年1月31日締結	

人口・世帯数推移

※S46は10月末日現在、令和4年は4月1日現在の人口、それ以外は国勢調査による人口

人口・世帯数推移



2 袖ヶ浦市の環境の課題と取組

本市では、昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しました。この過程で大気や水の汚染等による生活環境の悪化、宅地開発等による身近な自然の改変、貴重な動植物の消失等が問題となりました。

市では、工場との間で、公害防止のための協定締結や袖ヶ浦市環境条例、各種関係法令に基づき公害防止対策を進めるとともに、袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例等を制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきました。その結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護について、一定の成果を収めてきました。

その一方で、人口の増加に伴い、市北西部を中心に都市化が進行し、生活スタイルの変化等が進んだ結果、近年の環境問題は、自動車の排ガス、生活排水による水質汚濁、廃棄物の排出量の増大、温室効果ガスの排出等、生活による環境への負荷が大きくなってきています。

大気環境では、自動車の利用や産業活動により発生する大気汚染物質や、それらが環境中で化学反応を起こすことにより発生する光化学スモッグといった課題もあります。

さらに、海岸の埋立てや開発行為による自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化による在来の動植物の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加等が、私たちの身近な環境問題となっています。廃棄物の不法投棄やポイ捨て、ごみ出しのマナーや自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置等、個人の良識に係る環境問題もあります。

これらのことを認識し、市民、事業者、市が、社会の在り方、自らのライフスタイルを見直し、目指す環境像の実現を目指して、良識ある行動をとっていくことが必要となります。

第4 環境施策の推進状況

1 豊かな自然と共生するまち

(1) 水とみどりの保全



本市の河川は、清澄山系に源を発し、市を東西に流れ、東京湾に注ぐ小櫃川とその支流である松川、槍水川、武田川のほか、市の中心域から東京湾に注ぐ浮戸川、蔵波川、久保田川等が流れています。また、市の北西部から東部にかけては平坦な丘陵地帯に開けた畑地、南西部から南部にかけては肥沃な水田地帯が広がっており、緑豊かな自然環境を有しています。

本市では、水と緑の里である「椎の森自然環境保全緑地」や「蔵波小鳥の森」等の整備や、農業用ため池周辺の環境整備を行っていますが、更に水とみどりにふれあえる環境づくりを進めています。

また、身近なみどりとして、公共施設の緑地を適正に管理し、優れた樹木や樹林を保存するための助成制度を実施しています。

今後は、農地や森林の有する自然環境の保全に係る機能を生かすため、より多くの市民に普及啓発を行う必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「多面的機能支払事業活動面積」は、基準年度に比べて増加しました。
- ・「地域の水がきれいだと感じる市民の割合」は、基準年度の62.7%と比べて、60.5%となり、2.2ポイント低下しています。これは河川の水質に改善があった地点があるものの、若干悪化した地点が増加したことが要因として考えられます。
- ・「地域にみどりが多いと感じる市民の割合」は、基準年度と比べて増加しました。
- ・主な取組では、「① 水と緑の里整備」におけるボランティアの作業回数は11回、1回当たりの平均参加人数は25名、延べ参加者数は279名となり、作業回数や延べ参加者数は前年よりも減少しましたが、これは新型コロナウイルス感染症や雨天の影響があったことが要因となります。しかし、多くの方にボランティア活動に参加していただき、里山の整備が進みました。



椎の森自然環境保全緑地のボランティア活動

主な取組	令和3年度の取組状況
① 水と緑の里整備	(環境管理課) ○葦波小鳥の森の維持管理に努めました。 ○椎の森工業団地内自然環境保全緑地について ・造成緑地草刈委託 17,126 m ² (環境保全緑地分 600 m ² 含む。) ・ボランティア募集、軽作業の実施 (月2回) 作業回数 11回 参加者 279名 平均約 25人/回
② 公共施設における緑地の適正管理	(都市整備課) 公園・緑地を適正に管理し、緑の保全に努めました。 (環境管理課) 自然環境保全緑地について、除草委託のほか、ボランティアによる除草作業などを行いました。
③ 農業用ため池周辺的环境整備	(農林振興課) 草刈りや植栽管理等の維持管理を地元へ委託し、良好な環境保持を図りました。
④ 農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発等	(農林振興課) 農地農村の有する水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を維持・発揮するための普及啓発を行いました。
⑤ 保存樹木・樹林の保全	(環境管理課) ○新規指定無し 指定樹木 183本 指定樹林 8.6ha
⑥ 緑地保存協定の締結	(環境管理課) ○新規締結 2者協定 1社 3者協定 71社 2者協定 124社 緑地面積 186ha
⑦ 緑の基本計画の策定	(都市整備課) 計画期間中の策定を目指し、調査研究を行っています。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
多面的機能支払事業活動面積	945ha (平成30年度)	1,070ha	1,250ha (令和13年度)
地域の水がきれいだと感じる市民の割合	62.7% (令和元年度)	60.5%	70% (令和13年度)
地域にみどりが多いと感じる市民の割合	81.8% (令和元年度)	84.5%	現状を維持します (令和13年度)

(2) 生物多様性の保全

「千葉県レッドデータブック」によると、動物、植物ともに掲載された絶滅のおそれのある野生生物の種類は増加しており、野生生物の状況は厳しいものとなっています。

県では、生物多様性ちば県戦略を策定し、生物多様性の保全・再生やその持続的利用について、総合的かつ実践的な対策を推進しています。

市では、生物多様性に関して市民の認識度を調査したところ、その意味を含めて知っているとの回答が低い割合となっています。

生物多様性の推進を図るためには、生物多様性に関する普及啓発のみならず、多様な生物が生息できる場を整備するとともに、市内各地区の生物の生息状況を把握する必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「生物多様性地域戦略の策定」は、計画期間中の策定を目指して、調査研究を行っています。
- ・「生物多様性の意味を知っている市民の割合」は、基準年度の25%と比べて24%となり、1ポイント減少しています。市では、自然散策会や環境学習講座の機会を捉え、また学校等とも連携し、更なる生物多様性に関する普及啓発に努めていきます。
- ・主な取組では、「① 生物多様性に関する普及啓発」を行うため、自然散策会において、希少な動植物だけでなく、自然についても理解を深めていただきました。



トウキョウサンショウウオ



生物多様性ちばニュースレター

主な取組	令和3年度の取組状況
① 生物多様性に関する普及啓発	(環境管理課) ○自然散策会において、生物多様性に関する普及啓発を行いました。 ○窓口で生物多様性ちばニュースレター(発行:千葉県生物多様性センター)などを配布しました。
② 遊休・荒廃農地の調査活用	(農林振興課) 農地利用状況調査を実施しました。
③ 希少な野生生物の調査等	(環境管理課) ボランティア活動団体との協働により、トウキョウサンショウウオの生育等を行いました。
④ 生物多様性地域戦略の策定	(環境管理課) 計画期間中の策定を目指し、調査研究を行っています。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
生物多様性地域戦略の策定	—	策定無し	計画期間中の策定を目指します
生物多様性の意味を知っている市民の割合	25% (平成30年度)	24%	60% (令和13年度)

(3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策

本市の農村部においては、イノシシをはじめとした有害鳥獣の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が多く発生しており、捕獲頭数も増加傾向にあります。

これまでも「袖ヶ浦市鳥獣被害防止計画」により、有害鳥獣の駆除、防護柵の設置、捕獲従事者の確保等の必要な対策を講じているものの、有害鳥獣の捕獲頭数は年々増加しており、また、捕獲の担い手となる人材が高齢化により不足するため、新たな捕獲の担い手となる人材の確保・育成が必要となります。

また、農作物への被害だけでなく、人体や生態系にも深刻な影響を与える特定外来生物の進入や、生息地の拡大が問題となっており、特に、農作物や人の生活に被害を及ぼし、生態系にも影響を及ぼすアライグマについては、年々捕獲体制を強化することで、捕獲頭数が増加する成果を上げていますが、その繁殖力の強さが浮き彫りとなっています。そのほかの特定外来生物についても、新たな侵入や、生息地の拡大が確認されており、市民一人ひとりが特定外来生物に対する知識を習得し、駆除することが必要です。

<目標等に対する評価>

- ・「有害鳥獣の捕獲数」及び「特定外来生物の駆除数」は、有害鳥獣や特定外来生物の行動域を的確に把握しながら、効率的な捕獲を行いました。
- ・主な取組では、「③ 有害鳥獣・特定外来生物の防除」として、市の補助事業について、広報紙やホームページ等で周知し、多くの市民に箱わなの貸与を行うことができました。令和3年度は、箱わなの数を増やしたことから、アライグマの駆除数が大幅に増加しました。



ハクビシン



アライグマ



カミツキガメ

主な取組	令和3年度の取組状況
① 有害鳥獣・特定外来生物に関する普及啓発	(農林振興課) ホームページを活用し、獣害対策に関するマニュアル等を公表しました。 (環境管理課) 正確な知識と対策を周知するため、窓口において、特定外来生物であるカミツキガメのリーフレットなどを配布し、啓発に努めました。
② 鳥獣被害防止計画の推進	(農林振興課) ○獣害対策に関する講習会を8回実施しました。 ○地域ぐるみの有害獣駆除組織の設立を支援しました。(1地区) ○国の補助事業や市の補助事業による防護柵の設置を行いました。
③ 有害鳥獣・特定外来生物の防除	(環境管理課・農林振興課) ○防除対策として設置する防護柵の市の補助事業について広報紙、ホームページ等で周知しました。 ○駆除対策として、県からも箱わなの貸与を受けてアライグマの駆除を行いました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
有害鳥獣の捕獲数	イノシシ 522頭 ハクビシン 64頭 (平成30年度)	イノシシ 386頭 ハクビシン 56頭	被害状況を勘案しながら捕獲を進めます (令和13年度)
特定外来生物の駆除数	アライグマ 197頭 (平成30年度)	アライグマ 291頭	根絶に向けて駆除します (令和13年度)

(4) 景観形成の推進

平成16年に景観法が制定され、良好な景観の保全、自然、歴史、文化等の地域資源や地域特性に応じた景観の形成、市民が潤いや安らぎを感じるまちづくりが進められるようになりました。本市には、市内を連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸と富士山を望む広大な眺望等の水と緑豊かな美しい景観があり、これらは地域の貴重な景観資源となっています。平成25年には、袖ヶ浦市景観条例の制定や袖ヶ浦市景観計画を策定し、景観行政を推進しています。

こうした本市の特徴のある景観は、里山の減少、耕作放棄地の増加等により徐々に失われつつあり、今後も継続的な景観づくりの推進が必要となっています。

また、都市の景観については、市民や来訪者にまちのイメージを与える重要な要素となるため、市民の憩いの場となる公園やまちの玄関口である鉄道駅周辺や幹線道路沿いの秩序や賑わいのあるまち並みを形成するため、積極的な景観づくりを進めることが求められています。

<目標等に対する評価>

- ・「景観重要樹木等の指定」は、基準年度と比べて横ばいです。
- ・「景観まちづくり推進団体数」は、基準年度の8団体と比べて7団体となり、1団体減少しました。
- ・「市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合」や「市内の良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合」は、基準年度と比べていずれも増加しています。
- ・主な取組では、「⑤ 景観まちづくり活動の推進」を行い、令和3年度は、市政施行30周年を記念して、「30年後も残したい袖ヶ浦の景観スポット」をInstagramやメールで募集し、市内5地区（昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡）において、1地区1スポットを決定しました。



30年後も残したい袖ヶ浦の景観スポット（根形地区：袖ヶ浦公園）

主な取組	令和3年度の取組状況
① 都市公園の整備・維持管理	(都市整備課) ○指定管理者による適正な維持管理を図りました。
② 景観としての農業環境の保全	(農林振興課) 各担当課において、広域農道のフラワーライン化、農村公園整備等の拠点づくりを進めています。
③ 農村公園・フラワーラインの景観維持	(農林振興課・土木管理課) 神納花の15会・飯富・下新田・三ツ作・大曾根・勝・岩井の7地区のボランティアにより、フラワーライン(袖ヶ浦高校から岩井地先まで約5km)の種まきを実施する(春はコスモス、秋はポピー)とともに、年2回浮戸川沿いの草刈を実施しました。(延長8,660m)
④ 景観計画の適切な運用	(都市整備課) 景観計画を適切に運用し、本市の良好な景観形成を推進しました。
⑤ 景観まちづくり活動の推進	(都市整備課) 市制施行30周年を記念し「30年後も残したい袖ヶ浦の景観スポット」と題し、インスタグラムなどのSNSとも連携した新しい形の景観まちづくり賞を実施しました。
⑥ 県屋外広告物条例の適用	(都市整備課) 市職員による年12回の除去作業を実施しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
景観重要樹木等の指定	6本 (平成30年度)	6本	10本 (令和13年度)
景観まちづくり推進団体数	8団体 (平成30年度)	7団体	10団体 (令和13年度)
市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合	62.9% (令和元年度)	65.1%	70% (令和13年度)
市内の良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合	54.8% (令和元年度)	56.1%	65% (令和13年度)

2 快適で安全に生活できるまち

(1) 大気環境の保全



本市の臨海部は、重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部であり、大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設が多数設置されています。また、自動車交通においては、臨海部に沿った国道16号をはじめ、東京湾アクアラインや館山自動車道、圏央道が整備され、首都圏と千葉県を結ぶ交通の要となっています。

本市の大気環境は、全国で公害が問題化した昭和40年代に比べると、その後の公害対策により、現在では大気汚染物質の排出が大幅に改善していますが、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントについては環境基準を達成しておらず、PM2.5などの比較的新しい環境基準項目とともに、監視や指導を行う必要があります。

また、大気環境の常時監視を維持するため、大気監視システムの更新や適正な測定局の配置を検討し、大気環境監視網を見直すほか、家庭生活等における、自家焼却等の野焼き行為についても大気汚染物質の発生原因となることから、監視パトロールや指導の強化を図ることが必要です

<目標等に対する評価>

- ・「光化学スモッグ注意報の年間発令日数」は、基準年度の5日と比べて4日となり、1日減少しました。
- ・「市内における大気汚染物質の環境基準達成率」は、基準年度と比べて横ばいとなっています。観測を行っている大気汚染物質のほとんどは、長年にわたり環境基準を達成し、緩やかに減少しているか、ほぼ横ばいとなっています。
- ・「地域の空気がきれいだと感じる市民の割合」は、基準年度の62.7%と比べて60.5%となり、2.2ポイント低下しています。これは、市内における野焼きの苦情件数が増加していることや、苦情件数は減少しているものの臨海部の工業地帯における悪臭が主な要因として挙げられます。



大気環境監視システム



大気環境常時監視測定局

主な取組	令和3年度の取組状況
① 大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供	(環境管理課) 光化学オキシダント濃度の監視や光化学スモッグ注意報を発令しました。 ・令和3年度光化学スモッグ注意報発令回数 4回 ・市民生活安全メールなどによる配信を実施
② 発生源施設への立入調査の実施	(環境管理課) 5事業所5施設について立入調査を実施し、不適合施設はありませんでした。
③ 自家焼却・野焼きに対する指導	(廃棄物対策課・環境管理課) ○広報紙により啓発しました。 ○苦情対応時に指導を行いました。 ○残土埋立てや不法投棄パトロール時に合わせて監視を行いました。(週6日)
④ 公害防止施設の設置指導	(環境管理課) 環境保全条例及び環境保全に関する協定に基づく事前協議により指導を行いました。 条例1件、2者協定7件、3者協定5件
⑤ 大気環境監視システム及び監視網の見直し	(環境管理課) 入札により、テレメーターシステム供給事業者を決定しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	5日 (平成26年度から平成30年度までの平均日数)	4日	注意報発令日数の半減 (計画期間の平均日数)
市内における大気汚染物質の環境基準達成率	87.5% (平成30年度)	87.5%	達成率を向上させます (令和13年度)
地域の空気がきれいだと感じる市民の割合	62.7% (令和元年度)	60.5%	70% (令和13年度)

(2) 水質・土壌・地盤環境の保全

本市は、北部に海域として東京湾があり、市域には小櫃川、浮戸川等の11の河川が流れ、継続的に水質の監視を行っています。市内公共水域の水質は、概ね良好なものになっていますが、一部の海域、河川においては、やや汚れが見られる状態にあります。

市では、生活排水対策として、公共下水道や農業集落排水の供用による水洗化に取り組むとともに、供用区域外についても浄化槽の高度処理化を促進することで、公共水域への負荷軽減を図っており、市民に対して生活排水の負荷軽減に関する周知について引き続き実施する必要があります。

また、汚水処理施設が老朽化しており、今後の生活排水の安定した処理を継続するため、維持管理をする必要があります。

さらに、発生源対策としては、環境の保全に関する協定に基づき、一定規模以上の排水がある事業者に対し、排水の水質について立入調査を実施し、監視することが必要です。

土壌・地盤環境の保全については、県と連携し、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を引き続き実施する必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「水洗化率（公共下水道）」及び「水洗化率（農業集落排水）」は、基準年度と比べて増加しました。
- ・「小櫃川における水質の環境基準達成率」は、基準年度と比べて横ばいとなっています。
- ・「汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合」は、基準年度の76.9%と比べて75.9%となり、1ポイント低下しました。
- ・「河川や雨水排水施設が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合」は、基準年度の62.2%と比べて57.6%となり、4.6ポイント低下しています。これは、近年の豪雨等の異常気象による影響等が考えられます。



主な取組	令和3年度の取組状況
① 公共下水道・農業集落排水設備に係る普及率の向上	(下水対策課) ○水洗化率の向上については、広報紙等による啓発、未接続世帯への案内文の送付や戸別訪問を実施しました。 ○下水道ストックマネジメント計画に基づき、マンホール蓋の交換及び内面調査を実施しました。 ○農業集落排水最適整備構想を策定しました。 ○公共下水道について ・普及率 68.7% (農業集落排水松川地区含む。) ・処理人口 44,264人 ○農業集落排水について ・水洗化率 東部地区：92.0%・松川地区：91.3%・平岡地区：71.3% ・水洗化人口の精査実施 2回/年
② 生活排水の負荷軽減に関する普及啓発	(下水対策課) ○広報紙で啓発を行いました。 ○ホームページにおいて啓発を行いました。
③ 事業者への排水適正管理の指導	(環境管理課) ○事前協議において指導を行いました。 ○発生源の立入調査を実施しました。22事業所調査 超過無し
④ 浄化槽の適正な維持管理の指導	(廃棄物対策課) 補助する合併浄化槽設置時の指導及び広報紙により周知をしました。
⑤ 地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進	(環境管理課) 県主体の地下水調査を1地点実施しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
水洗化率(公共下水道)	96.8% (平成30年度)	97.4%	98% (令和13年度)
水洗化率(農業集落排水)	79.2% (平成30年度)	79.3%	90% (令和13年度)
小櫃川における水質の環境基準達成率	80% (平成30年度)	80%	達成率を向上させます (令和13年度)
汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合	76.9% (令和元年度)	75.9%	80% (令和13年度)
河川や雨水排水施設が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合	62.2% (令和元年度)	57.6%	70% (令和13年度)

(3) 騒音・振動・悪臭の防止

騒音、振動、悪臭は、最も身近な公害で、日常生活に深い関係があり、人間の感覚を刺激し生活環境を損なうものであることから「感覚公害」とも呼ばれており、規模の大小にかかわらず、苦情の発生要因となります。

本市では、主に道路における騒音や振動、航空機騒音、畜産系の悪臭、工場からの悪臭が苦情の発生要因となっています。

自動車は、産業活動や日常生活において広く使用され、住宅地付近での走行による道路交通騒音・振動が問題となっており、市では道路交通騒音について定期的に測定を実施しています。

本市は、羽田空港に近接しており、近年では航空機が本市上空や上空付近を通過することにより騒音が発生し、苦情に至っています。

また、本市内陸部では、畜産が盛んであり、家畜糞尿による悪臭が原因となる苦情も発生しています。

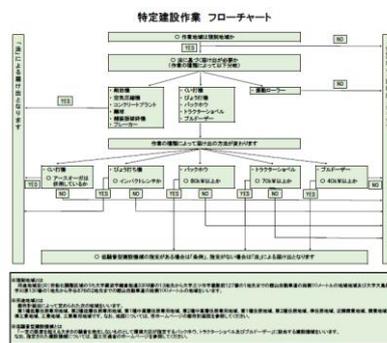
さらに、本市臨海部は工場が建ち並び、それぞれの工場から特有の臭気が発生し、北風の吹く冬季を中心に風下の住宅地において悪臭の苦情が発生しており、対応が求められます。

<目標等に対する評価>

- ・「自動車騒音の環境基準達成率」は、基準年度の87.5%と比べて83%となり、3.5ポイント低下しています。
- ・「騒音・振動・悪臭の苦情件数」は、基準年度の40件と比べて14件となり、26件減少しています。主な要因として、臨海部の工業から発生する悪臭の苦情が減少したことが挙げられます。



騒音・振動調査



特定建設作業 フローチャート
(ホームページ)

主な取組	令和3年度の取組状況
① 道路における騒音・振動対策の推進	(環境管理課) 5路線6区間の調査を実施しました。
② 航空機騒音対策の推進	(環境管理課) 連絡協議会に出席し、苦情発生状況の情報提供をしました。苦情0件
③ 家畜糞尿処理対策の推進	(農林振興課) 家畜排泄物法対象農家 35 整備済み 33 整備しない 2
④ 工場等への監視等の継続	(環境管理課) PRTTR法による指導の他、環境保全に関する協定事業所から年間計画書等の提出を求め、指導しています。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
自動車騒音の環境基準達成率	87.5% (平成30年度)	83%	達成率を向上させます (令和13年度)
騒音・振動・悪臭の苦情件数	40件 (平成30年度)	14件	苦情件数を減少させます (令和13年度)

(4) 有害化学物質・放射性物質への対策

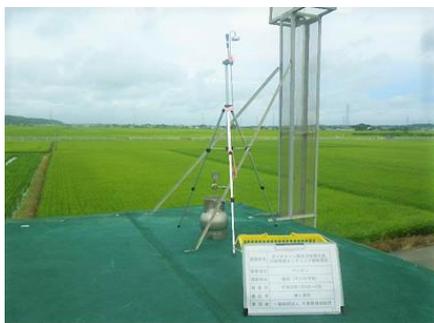
私たちの身の回りには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、医薬品、化粧品、農薬等の数多くの製品があふれていますが、これらは全て様々な化学物質により成り立っています。

今日では、かつて見られたような高濃度の汚染事例は少なくなりましたが、低濃度であっても、人や生態系が極めて多くの化学物質に長期間さらされていることから、化学物質による長期的な影響に対する懸念が高まっています。また、化学物質による人の健康や生態系への影響の発現までに長期間を要すること、影響の科学的解明が十分ではないことなどが問題となっています。

このように、今日の化学物質問題は、化学物質が膨大な数に及ぶことや、有害な影響の有無やその発生の仕組みの科学的な解明が十分でないことなどから、対策を行うに当たっては、従来型の個別化学物質に対する規制的手法を適切に運用することに加え、市民の化学物質に関する理解を促進し、社会全体で化学物質による環境リスクを低減していくことが必要です。

<目標等に対する評価>

- ・「ダイオキシン類の環境基準達成率」は、目標を達成しています。
- ・主な取組では、「④ 放射性物質に関する市民への情報提供」として、監視を実施している放射線量の測定について、平成24年度以降、除染対象となる0.23マイクロシーベルト/時を下回っていることから、平成28年度に測定箇所・測定頻度の見直しを行い、測定箇所を22か所から10か所とし、測定頻度を毎月から隔月としていましたが、令和2年度からは、測定頻度を年4回としています。



有害化学物質のモニタリング調査



大気中放射線量の測定（学校）

主な取組	令和3年度の取組状況
① 有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供	(環境管理課) ○有害大気汚染物質モニタリング調査として、ダイオキシン類年4回(2か所)、ベンゼン年12回(1か所)について測定しています。 ○県においてベンゼン等を年12回(1か所)測定し、併せて結果を公表しています。(いずれも環境基準達成)
② 農薬等の適正使用の推進	(農林振興課) ○農薬等の散布は、市植物防疫協会が実施しました。 ○散布を行う際は、広報紙及び広報無線により周知、全域ラジコンヘリの使用、市職員の立会いを行いました。(7/9~7/25 実施)(散布面積 575.9 ha)
③ 事業所等における有害化学物質の管理の推進	(環境管理課) P R T R法による指導の他、環境保全に関する協定事業所から年間計画書等の提出を求め、指導しています。
④ 放射性物質に関する市民への情報提供	(環境管理課) 小学校及び公園の合計10か所にて年4回測定し、結果を公表しています。(いずれも0.23マイクロシーベルト/時以下)

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
ダイオキシン類の環境基準達成率	ダイオキシン類 100% (平成30年度)	100%	100% (毎年度)

3 地球環境を思いやるまち

(1) 再生可能エネルギー等の活用



我が国は、電気、ガス、水道等のインフラを維持するためのエネルギーのほとんどを輸入による化石燃料に依存しています。平成23年の東日本大震災以降、それまでエネルギー自給率を上げていた原子力発電によるエネルギー計画が崩壊し、安全かつ持続的に自給できる再生可能エネルギーが注目されるようになりました。

市では、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギー等に関する普及啓発を行い、住宅、事業所等への再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、市自らも公共施設への再生可能エネルギーの導入を検討しています。

また、事業用太陽光発電設備の導入における近隣トラブルなどのリスクが懸念されるため、適正な設置や管理が求められています。

<目標等に対する評価>

・「再生可能エネルギー設備等の補助件数（累計）」は、基準年度の1,178件と比べて1,495件となり、317件増加しました。主に、定置用リチウム蓄電システムの導入拡大により、増加しています。これは、近年の自然災害による大規模停電に対する災害対策としての需要や、太陽光発電システムの固定買取制度が終了した後に、自ら使用するために蓄電池を設置していることが考えられます。

また、令和3年度から、窓の断熱改修についても補助対象としています。省エネルギーに対する意識の高まりから、今後増加していくことが見込まれます。



太陽光発電システム（住宅用）



太陽光発電システム（事業用）

主な取組	令和3年度の取組状況
① 住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進	<p>(環境管理課)</p> <p>家庭における再生可能エネルギー等の導入を促進するため、以下の設備について、県と連携して設置費用の補助事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム設置補助金 17件 ・燃料電池システム設置補助金 10件 ・定置用リチウム蓄電システム設置補助金 66件 ・窓の断熱改修補助金 1件
② 公共施設への再生可能エネルギーの導入	<p>(資産管理課・環境管理課)</p> <p>令和3年度における公共施設への導入はありませんでしたが、今後の庁舎整備において、太陽光発電設備及び蓄電池を導入します。</p>
③ 再生可能エネルギー等に関する普及啓発	<p>(環境管理課)</p> <p>○ホームページや広報紙で普及啓発を行いました。</p> <p>○県が作成した再生可能エネルギーについて解説したリーフレットなどを窓口で配布しました。</p>
④ 事業用太陽光発電設備の適正な設置及び管理の指導	<p>(環境管理課)</p> <p>袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づき、適正な設置及び管理をするよう指導しました。</p>

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
再生可能エネルギー設備等の補助件数(累計)	1, 178件 (平成30年度)	1, 495件 (令和3年度 94件)	2, 350件 (令和13年度)

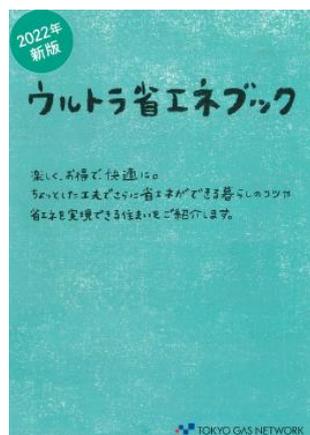
(2) 省エネルギーの推進

省エネルギー対策は、持続可能な発展を構成する「持続可能なエネルギー」システムにおいて必須な事項となっています。あらゆる分野で単なる節約ではなく、エネルギー利用機器の効率を飛躍的に高め、社会全体のエネルギー総需要を削減していくことが必要です。

そのため、省エネルギー対策に関する情報を発信し、意識啓発を行うとともに、省エネルギー性能の高い設備や機器の導入、住宅の高断熱化等によりエネルギーの消費効率を向上させること、環境家計簿をつけること、環境に配慮した製品に関する情報提供等を実践することなどにより、あらゆる主体でエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要となります。また、市自らが率先して省エネルギー設備を導入し、推進する姿勢が求められます。

<目標等に対する評価>

- ・「日頃から省エネなど環境に配慮した行動に取り組んでいる市民の割合」は、微増しました。市では、環境管理課の窓口や1階ロビーでパンフレットを配布するとともに、近年では、県環境研究センターや一般財団法人省エネルギーセンターと連携し、環境学習講座を開催するなど、家庭における省エネや節電などについて、啓発を行っています（令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、環境学習講座は中止しました。）。



ウルトラ省エネブック



環境学習講座

主な取組	令和3年度の取組状況
① 省エネルギー設備等の導入促進	(環境管理課) 家庭における省エネルギー設備の導入を促進するため、3種類の省エネルギー設備(エネファーム・蓄電池・断熱窓)について、県と連携して設置費用の補助事業を実施しています。
② 省エネルギーに関する情報発信等	(環境管理課) ○省エネルギーに関するポスターを掲示しました。 ○窓口や1階ロビーにおいて、事業者が作成した「ウルトラ省エネブック」(発行:東京ガス株式会社都市生活研究所)等を配布しました。
③ 環境に配慮した製品に関する普及啓発	(環境管理課) 省エネ家電への買替えを促進するためのチラシを配布し、啓発を行いました。
④ 公共施設のLED化の推進	(平川公民館) 体育室のLED化を行いました。 (管財契約課) 新庁舎のLED化を行いました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
日頃から省エネなど環境に配慮した行動に取り組んでいる市民の割合	79.6% (令和元年度)	80%	90% (令和13年度)

(3) 温室効果ガスの削減

国は、令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として明記しました。同年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、国内の温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で46%削減することを目標としています。また、千葉県では、平成28年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県全体の温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進しています。

「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」の第三次計画は、基準年度を平成22年度、計画対象期間を平成24年度から平成28年度までとして実施しており、温室効果ガスの総排出量は、基準年度比7.4%から11.5%の削減を達成しており、目標を超える結果が得られています。

また、第四次計画においては、基準年度を平成27年度、計画の対象期間を平成29年度から令和3年度までとしています。令和元年度は基準年度比11.3%の減少、令和2年度は基準年度比23.1%の減少、令和3年度は基準年度比25.5%の減少となり、水道事業の統合や新型コロナウイルス感染症の影響が主な要因となるものの、6%の削減目標は達成しています。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進（公共交通の利用促進、庁内の地球温暖化対策実行計画の推進、低燃費車の導入推進）を更に進めるとともに、市民、事業者、市の全ての主体が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら行動していく必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「公共施設の二酸化炭素排出量」は、第四次計画の基準年度（平成27年）と比べて25.5%の減少となっています。仮に、水道事業を含めずに算出した場合は、14.1%の減少となっています。
- ・「緑のカーテンコンテスト応募者数」は、基準年度と比べて増加しています。農業センターの営農指導員をはじめ、市内事業者（3社）からゴーヤの種や肥料の支援をしていただき、緑のカーテンづくりの促進を行うことができました。



主な取組	令和3年度の取組状況
① 地球温暖化対策実行計画の推進	(環境管理課) ○燃料の使用量削減、節電、節水等に努めました。 ○温室効果ガス排出量 7,553,388.9kg-CO2 (基準年度比 -25.5%)
② 地球温暖化に関する情報発信等	(環境管理課) ホームページ等により情報発信をしました。
③ 緑のカーテンづくりの促進	(環境管理課) ○庁舎にグリーンカーテンを設置しました。 ○市民や学校等にゴーヤやアサガオの苗を配布しました。 ○緑のカーテンコンテストを実施し、3団体及び4名を表彰しました。
④ 公共交通の利用促進	(企画政策課) ○交通事業者における感染症対策等の情報を市ホームページや広報紙にて発信し、利用の促進を図りました。 ○路線バスの新たな利用者の掘り起こしや継続した利用を促すため無料お試し乗車を実施しました。
⑤ 低燃費車の導入推進	(管財契約課) 公用車の購入又は更新に際し、燃費基準達成車を採用しました。 平成27年度燃費基準20%向上達成車4台
⑥ エコドライブの推進	(環境管理課) 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画において、エコドライブにつながる公用車の運転について掲載し、庁内各課等の取組状況について依頼し、回答では、4段階中上位に当たる「よく実施されている」又は「ある程度実施されている」となりました。
⑦ 安全で安心して利用できる道づくりの推進	(土木管理課) 歩行帯整備を実施しました。L=340m (土木建設課) 市道三箇横田線の道路拡幅及び歩道整備工事を実施しました。L=113m

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
公共施設の二酸化炭素排出量	10,494t (平成30年度)	7,553t	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画の達成を目指します
緑のカーテンコンテスト応募者数	19件 (令和元年度)	24件	30件 (令和13年度)

(4) 気候変動による影響への適応策の推進

今後、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。温室効果ガスの排出量を抑制すること以外にも、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めていく必要があります。

本市においては、熱中症の発症のおそれが高くなると予想される日に、市民に対し注意喚起のメールを配信する取り組みや、ポスターの掲示等を通してクールビズの周知を図るとともに、庁内においてもクールビズを実践しています。

また、千葉県においては気候変動適応法の施行に先行して「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定しており、適応策の一つとして、公共施設を利用して涼しさを共有するクールシェアの実践等が挙げられていますが、公共施設をクールシェアの場とすることにより、公共施設単位での温室効果ガス排出の削減が困難となるといった課題も新たに発生しています。

<目標等に対する評価>

- ・「気候変動適応計画の策定」は、計画期間中の策定を目指し、調査研究を行っています。
- ・「気候変動による影響への適応について知っている市民の割合」は、基準年度の42%と比べて34%となり、8ポイント低下しました。引き続き、情報収集や啓発に努めていきます。



クールビズのチラシ
(環境省)



地球温暖化予測情報 第9巻

主な取組	令和3年度の取組状況
① 気候変動の影響に関する情報の収集等	(環境管理課) 市では、県の担当者説明会等に参加するなど、情報収集や啓発に努めています。
② 各分野における適応策の推進	(健康推進課) ○熱中症の予防・啓発を目的として、一定の気候条件等に該当する際に生活安全メールを配信しました。 ・千葉県内に熱中症警戒アラートが発令された日(7回) ・木更津の観測地点の暑さ指数(予測値)が危険レベルに該当する日(11回) (職員課) 5月1日から10月31日までの間、職員の服装についてクールビズを行いました。
③ 気候変動適応計画の策定	(環境管理課) 計画期間中の策定を目指しています。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
気候変動適応計画の策定	—	策定無し	計画期間中の策定を目指します
気候変動による影響への適応について知っている市民の割合	42% (平成30年度)	34%	80% (令和13年度)

4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち



(1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化

環境への負荷を低減するためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを進め、限りある資源を循環する循環型社会を形成していくことが重要です。

市では、「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進しています。

本市における廃棄物処理の現状を見ると、廃棄物の総排出量については減少傾向にあるものの、家庭系廃棄物と事業系廃棄物の排出量は、横ばい傾向となっています。

更なる循環型社会を実現するため、今後も3R活動を推進するとともに、レジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみの削減、食品ロスの削減を推進し、生ごみの堆肥化等によるバイオマスの利活用、廃棄物の処分量の削減、生ごみ肥料化容器助成制度の実施を行っていく必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「1人1日当たりのごみ総排出量」は、基準年度の930gと比べて915gとなり、減少しました。市では、廃棄物の発生抑制や資源の適正な循環的利用の啓発等を行うほか、食品ロスやプラスチックごみの問題等の新たな課題への対応も含め、引き続き啓発等を行ってまいります。
- ・「リサイクル率」は、基準年度と比べて増加しています。
- ・「リサイクルを実践している市民の割合」は、基準年度の83.5%と比べて83.1%となり、0.4ポイント低下しています。引き続き、広報紙や環境学習講座などの機会を捉えて、市民のリサイクルの意識の向上を図っていきます。



ごみと資源物ガイドブック



ごみ減量特集号



雑紙回収ボックス

主な取組	令和3年度の取組状況
① 3R活動、各種リサイクル法等に関する普及啓発	(廃棄物対策課) ○広報紙やSNS等による啓発を行いました。 ○ごみ発生量(t/年) 可燃ごみ 17,303t 不燃ごみ 2,628t 資源物 1,914t 合計 21,845t ○クリーンセンターでの焼却は停止しており、全量かずさクリーンシステムで焼却しています(H18) ○雑がみ回収BOXを2箇所設置しました。 ○子供服リユース企画「ガウラの古着屋さん」を実施しました。
② プラスチックごみの削減	(廃棄物対策課) プラスチックごみの削減を図るため、3R活動に係る取組や、ポイ捨て・飛散防止等に係る啓発を行いました。
③ 食品ロスに関する普及啓発	(廃棄物対策課) 広報紙による啓発を行いました。
④ バイオマスの利活用	(学校給食センター) 約72.3tの給食調理時の野菜くずや給食の食べ残しを堆肥化しました。
⑤ 生ごみ肥料化容器助成制度の実施	(廃棄物対策課) 補助件数 生ごみ肥料化容器 37基 機械式生ゴミ処理機 34基

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
1人1日当たりのごみ総排出量	930g (平成30年度)	915g	830g (令和13年度)
リサイクル率	25.6% (平成30年度)	25.7%	30% (令和13年度)
リサイクルを実践している市民の割合	83.5% (令和元年度)	83.1%	93% (令和13年度)

(2) 廃棄物等の適正処理の推進

循環型社会を実現するためには、3Rの推進等が重要であり、廃棄物の発生抑制等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理を行う必要があります。

市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物については市が、産業廃棄物については排出事業者と処理業者が廃棄物の処理を適正に行うよう徹底を図る必要があります。そのための情報発信や必要な対策を行うほか、老朽化している廃棄物処理施設の適切な更新や広域処理体制の構築に向けた検討を行う必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「農業用廃プラスチックの回収量」は、基準年度の34.2tと比べて28.4tとなり、5.8t減少しています。これは、令和元年度の回収量が48.7tとなり、台風の影響で多く回収され、その反動として昨年到现在まで減少したことが考えられます。



農業用廃プラスチックの回収

主な取組	令和3年度の取組状況
① 廃棄物等の適正処理に関する情報発信	(廃棄物対策課) ホームページにより袖ヶ浦市一般廃棄物最終処分場の管理状況を公表しました。
② 農業用廃プラスチック処理対策の推進	(農林振興課) 農業用マルチ・ハウス用ビニール等の回収処理をしました。塩化ビニール、ポリエチレン 28.4 t
③ 廃棄物処理制度の見直しの検討	(廃棄物対策課) 現ごみ処理の有料制(指定ごみ袋制)の見直しを検討しました。
④ 廃棄物処理施設の整備	(廃棄物対策課) 袖ヶ浦市廃棄物処理施設長寿命化総合計画に則り、修繕工事等を発注しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
農業用廃プラスチックの回収量	34.2 t (平成26年度から平成30年度までの 平均値)	28.4 t	31.6 t (令和13年度)

(3) 廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策

廃棄物等の適正処理を推進する上で、特に、廃棄物等の不法投棄やポイ捨てへの対策が必要です。

廃棄物等の不法投棄は、水質や土壌の汚染等を引き起こすだけでなく、人や動植物に深刻な影響を与えることがあります。また、廃棄物等のポイ捨ては、自然界に蓄積し、マイクロプラスチックとなり、海洋汚染の大きな要因となっています。

本市では、市民、事業者、他の自治体と連携して、廃棄物の不法投棄の監視や指導、地域での環境美化活動、ポイ捨て防止啓発活動や空き地等の雑草対策等を進めていますが、依然として小規模な不法投棄やポイ捨てが発生しており、その対策が求められます。

<目標等に対する評価>

- ・「不法投棄監視員によるパトロール巡回日数」は、目標を達成しています。
- ・「ポイ捨てごみの回収量」は、基準年度の70.4tと比べて59.8tとなり、減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨海地区清掃が2回中止となったことが要因となります。
- ・「まちがきれいだと感じる市民の割合」は、基準年度の58.4%と比べて56.0%となり、2.4ポイント低下しています。
- ・主な取組として、「③ 不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施」では、不法投棄監視員異常報告件数は、令和3年度は87件となり、昨年度の63件より24件増加しています。近年増加傾向にあるため、今後も更なる監視パトロールの強化に努めます。



ポイ捨て防止啓発活動

主な取組	令和3年度の取組状況
① 廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進	<p>(廃棄物対策課)</p> <p>○不法投棄について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄禁止看板配布 38 枚 ・不法投棄監視中看板配布 15 枚 ・監視カメラ設置区間看板配布 2 枚 <p>(環境管理課)</p> <p>○ポイ捨てについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙に「ポイ捨てはやめよう」の記事を掲載 ・啓発看板配布 45 枚 ・大型看板修繕 4 基 <p>○ポイ捨て防止啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・袖ヶ浦駅周辺 7月 参加者 245 名 ・長浦駅周辺 10月 参加者 94 名 <p>○臨海地区清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回(6月、11月) ・ごみ回収量 2.34 t
② 市職員全員による監視の実施	<p>(廃棄物対策課)</p> <p>残土埋立て・不法投棄パトロール時に合わせて監視を行いました。(週6日)</p>
③ 不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施	<p>(廃棄物対策課)</p> <p>○各地区2名計10名の不法投棄監視員による2回以上/月パトロール 実施結果の報告書提出 1回/月 不法投棄監視員異常報告件数(延べ数)及び処理件数 87/93</p> <p>○土砂対策等指導員として警察OB2名を雇用し、残土埋立て・不法投棄パトロールを週6日実施しました。</p>
④ 空き地等の雑草対策の推進	<p>(環境管理課)</p> <p>○草刈機の貸出し 106 件 149 台</p> <p>○雑草地の所有者に草刈り依頼の文書を送付 202 通</p>

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
不法投棄監視員によるパトロール巡回日数	292日 (平成30年度)	339日	パトロール巡回日数の現状を維持します
ポイ捨てごみの回収量	70.4t (平成30年度)	59.8t	65t
まちがきれいだと感じる市民の割合	58.4% (令和元年度)	56.0%	60%

(4) 建設発生土・再生土への対策

首都圏では、都市化の進行や再開発に伴い各種の公共事業や民間工事が展開され、多くの建設残土が発生しています。

本市は、東京湾に面するという地理的特性を有しているため、都心部の建設発生土が土砂運搬船により、東京都や神奈川県から本市の臨海部に運ばれてきます。

また、東京湾アクアラインや館山自動車道等を利用すると、都心から1時間程度で行くことができるアクセスの良さから、市内の半分以上を占める台地・丘陵地帯の山林や谷地形の遊休地等に大量の建設発生土が埋め立てられています。

本市では、平成10年に「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、土砂等対策指導員等によるパトロールや、同条例に基づく適切な指導を行い、土砂等による土壌汚染や災害の発生の防止に努めるとともに、廃棄物や土砂等の適正処理について啓発しています。

こうした取組により、建設発生土の無許可埋立ては減少傾向にあるものの、根絶には至っていません。

このことから、建設発生土については、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てを防止するため、土地所有者等への啓発や、県等の関係機関との連携、更なる監視や事業者への厳格な指導等が必要です。

加えて、近年では、埋立資材として再生土が利用される事例が出てきており、再生土についても汚染物質の混入等がないよう対策の推進も必要となっています。

<目標等に対する評価>

- ・「土砂等対策指導員による監視パトロールの日数」は、目標を達成しています。
- ・主な取組として、「① 土砂等対策指導員による監視等の実施」では、警察官OBとともに、残土埋立てパトロールを週6日実施し、引き続き監視等の強化をしていきます。



臨海部の一時たい積場



土壌検査

主な取組	令和3年度の取組状況
① 土砂等対策指導員による監視等の実施	(廃棄物対策課) 土砂対策等指導員として警察OB2名を雇用し、残土埋立てパトロールを週6日実施しました。
② 土地所有者等への啓発	(廃棄物対策課) 広報紙により年2回の啓発を行いました。
③ 建設発生土・再生土の適正管理	(廃棄物対策課) ○県との合同により、18回の土壌分析を実施しました。 ○市単独で、13回の土壌分析を実施しました。
④ 関係機関との連携	(廃棄物対策課) ○11市町村で担当者会議を実施しました。(※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議) ○県との合同パトロールを1回実施しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
土砂等対策指導員による監視パトロールの日数	292日 (平成30年度)	293日	監視パトロール日数の現状を維持します (令和13年度)

5 市民参加による環境保全活動を推進するまち



(1) 環境に関する情報発信

市では、環境調査等の調査結果を積極的に公表するとともに、イベントなどを通して環境情報の提供等の啓発活動を継続的に実施しています。

今日の環境問題は、極めて幅が広い問題であり、環境教育も、その対象は身近な身の回りの問題から地球規模の問題までの広がりを持ち、その学習領域も自然科学・社会科学の分野から一人ひとりの感性や心の問題にまで及んでいます。

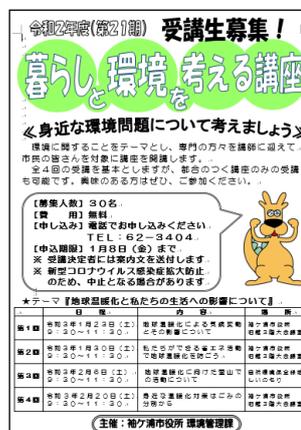
環境問題を解決するためには、様々な環境に関する情報から判断することが重要となります。また、市民や事業者が、自主的に行動できるよう環境に関する情報の提供を進めていくことや、環境に関する補助教材の提供を行うことが重要です。

<目標等に対する評価>

- ・「環境に関心を持っている市民の割合」は、基準年度と比べて増加しています。
- ・主な取組として、「② 広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供」を行い、6月の環境月間に環境特集を掲載するとともに、適宜広報誌に掲載しましたが、市民が環境に関心を持っていただくよう更に情報提供をしていきます。



袖ヶ浦の環境



暮らしと環境を考える講座

主な取組	令和3年度の取組状況
① 市の環境の状況や各種施策に関する情報の公表	(環境管理課) 自然散策会を開催し、市のホームページ等で参加者募集の案内をしました。なお、環境学習講座は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止しました。
② 広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供	(環境管理課) 6月の環境月間に環境特集を掲載するとともに、適宜広報紙に掲載しました。
③ 環境に関する補助教材の提供	(環境管理課) ○第2次袖ヶ浦市環境基本計画を学校等に適宜配布しました。 ○袖ヶ浦の環境をホームページで掲載しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
環境に関心を持っている市民の割合	66.7% (令和元年度)	72%	80% (令和13年度)

(2) 環境学習・環境教育の推進

今日、地球上には環境破壊につながる様々な問題が発生しています。一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解を深め、環境に配慮した行動をとることが求められ、そのための環境学習が必要となっています。

環境問題は、時代と共に変化し、その内容は多岐にわたるため、学習内容は適宜見直していく必要があります。また、全ての世代が環境問題を理解し、その解決のために自ら行動できるよう情報や学習の機会を提供することが重要です。

<目標等に対する評価>

- ・「環境学習講座・自然散策会の実施回数」及び「環境学習講座・自然散策会への参加者数」は、基準年度と比べていずれも大幅に減少しました。これらは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を中止したことが要因となっています。
- ・「環境関連講座等の実施回数」及び「環境関連講座等への参加者数」は、基準年度と比べて増加しています。



自然散策会



市制施行 30 周年記念特別展
(郷土博物館)

主な取組	令和3年度の取組状況
① 環境学習講座等の実施	(環境管理課) 自然散策会を開催しました。(1回目32名、2回目中止)
② 子どもを対象とした環境学習等に関する情報提供等	(環境管理課) 企業からの実験キットの提供を受け、環境学習を実施しました。また、椎の森でのフィールドワークによる環境学習を実施しました。
③ 公民館、図書館、郷土博物館等の社会教育施設を通じた環境教育活動の推進	(市民会館) 第3回女性セミナー『ごみ処理の流れを知ろう！袖ヶ浦クリーンセンター見学』参加者22名 (平川公民館) うぐいす学級「すぐ実践したい！ごみの減量化・資源化」11名 (平岡公民館) ひらおか子ども教室「スタンプラリー&エコ素材のおもちゃを作ろう」15名 (郷土博物館) 市制施行30周年記念特別展「かつて見た袖ヶ浦の海ー海から見つめる袖ヶ浦の100年ー」関連事業(展示解説会・講演会)83人 夏休みジュニア学芸員体験「上池いきもの調査隊！」16人 友の会もっと知りたい講座「もっと知りたい！植物のあれこれ」26人 他
④ 学校における環境教育の推進	(学校教育課) 小学校において、緑のカーテンづくりを行いました。また、幽谷分校において、地域の方の協力を得て、ホタルを飼育し、小川に放流しました。
⑤ 農業や里山の保全を取り入れた環境教育の実施	(農林振興課) ○公民館、民間団体のイベント及び市政施行30周年記念イベントに協力し、農村公園にてイベントを実施しました。 ○田んぼの学校を開催しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
環境学習講座・自然散策会の実施回数	6回 (平成30年度)	1回	同等の実施回数を確保します (令和13年度)
環境学習講座・自然散策会への参加者数	140名 (平成30年度)	32名	150名 (令和13年度)
環境関連講座等の実施回数	7回 (令和元年度)	10回	同等の実施回数を確保します (令和13年度)
環境関連講座等への参加者数	95名 (平成30年度)	173名	105名 (令和13年度)

(3) 協働による環境保全活動の推進

今日の環境問題は、大気・水質環境、騒音、振動等の身近な問題から地球規模の問題まで、大きな広がりを持っており、かつ、それぞれの項目が複雑に絡み合っています。環境保全の取組もそれぞれが独立して行われるのではなく、各々が持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果を発揮することが期待されます。

本市では、地域の環境美化を目的とした市内一斉清掃や臨海地区清掃等を実施するとともに、ボランティアによる椎の森自然環境保全緑地の整備、ホテルの生息環境を整備する市民団体への支援やPTA活動と自治会による資源回収活動等を更に推進していく必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「椎の森自然環境保全緑地のボランティア参加人数」は、基準年度の27人と比べて25人となり、2人減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加することができない方が多かったことが要因となります。
- ・「資源回収自治会事業実施団体数」は、基準年度の115団体と比べて113団体となり、2団体減少しています。



ナラ枯れの対策



市内一斉清掃

主な取組	令和3年度の取組状況
① ボランティアとの協働による里山の保全	(環境管理課) 自然環境保全緑地について、ボランティアを募集し、協働による下草刈、ナラ枯れの対策等の軽作業を月1~2回実施しました。
② 清掃活動の実施	(環境管理課) 市内一斉清掃 2回/年(5/30、11/21)実施しました。 参加者 15,000人 回収ごみ 57.0t
③ 花いっぱい運動の推進	(環境管理課) ボランティア団体に花の種子を配布しました。 4団体 1回/年
④ 資源回収制度の推進	(廃棄物対策課) 市内113自治会において実施しました。 回収実績 1,380t

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
椎の森自然環境保全緑地のボランティア参加人数	27人 (平成26年度から平成30年度までの平均人数)	25人	参加人数の現状を維持します (令和13年度)
資源回収自治会事業実施団体数	115団体 (平成30年度)	113団体	120団体 (令和13年度)

(4) 市民等による環境保全活動への支援

環境保全の意欲は、それぞれが持つ問題意識や使命感、関心の深さや興味深さにより、自発的な意思によって意欲が湧いてきます。また、自発的な意思は、環境保全活動を始めるきっかけになります。

市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身に付けた主体的に行動できる人材の育成が重要です。そのためには、環境学習等の一人ひとりが環境に対する意識を育む活動をより一層支援する必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「ごみ拾いボランティアの活動日数」は、基準年度の35日と比べて28日と、7日減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、活動を中止したことが主な要因となります。
- ・主な取組として、「① 環境保全に係る市民活動への支援」では、環境保全を行っている市民団体に対し、刈払い機の消耗品や燃料費のほか、杭などの資材等を支援しました。



ゴミ拾いボランティア



公園の管理

主な取組	令和3年度の取組状況
① 環境保全に係る市民活動への支援	(環境管理課) 市民活動団体に対し、草刈り機、消耗品、燃料等を支援しました。
② 公園・緑地管理における自治会、ボランティア団体等の参加	(都市整備課・環境管理課) 一部の公園等では、維持管理の一部を地元自治会等に協力をいただいています。また、草花の植栽を行うなど、より美しい公園になるよう取り組んでいる団体もあります。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
ごみ拾いボランティアの活動日数	35日 (平成30年度)	28日	45日 (令和13年度)

6 環境保全のための分野横断的な施策

(1) 持続可能な社会を築くネットワークづくり

市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身に付け、主体的に行動できる人材の育成が重要です。

そのためには、活動したい人や団体と活動とを結びつける情報ネットワークを活用し、環境に関する多様な人材を把握する必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「情報ネットワークの活用団体（環境分野）」は、基準年度と比べて横ばいとなっています。
- ・主な取組として、「② 環境に関する多様な人材の把握」では、情報ネットワーク等の様々な媒体を用いて調査を行い、人材の把握に努め、新たに一般財団法人省エネルギーセンターと連携することにつながりました。

主な取組	令和3年度の取組状況
① 活動したい人と活動とを結びつける情報ネットワークの活用	(市民協働推進課) 市民活動情報サイト及びその登録について周知を図るとともに、情報の発信、閲覧の促進に努めました。
② 環境に関する多様な人材の把握	(環境管理課) 情報ネットワーク等を活用し、環境学習講座の講師の依頼を行いました。(令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止しました。)

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
情報ネットワークの活用団体（環境分野）	5団体 (平成30年度)	5団体	10団体 (令和13年度)

(2) 災害時等における環境問題への対応

地震、風水害等の災害の発生は、様々な被害をもたらします。例えば、化学工場等で火災が発生すれば、有害物質が拡散してしまう可能性もあります。ごみの収集も停止するため、大量の災害廃棄物が発生し、大気や水質等への汚染の可能性も高まります。下水道が機能しなくなれば、トイレなどの糞尿問題も深刻化し、疫病・伝染病が流行する可能性もあります。

災害は、いつ発生するか分かりません。インフラが破壊されると生活基盤が崩れ、環境が汚染され、健康や生命に影響を与えることとなります。また、災害の発生時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生することから、早期の復旧・復興のため、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する必要があります。

これらの様々な環境問題に対処するため、災害の発生時を想定した「袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画」を策定し、適切に運用する必要があります。事前の防災体制を考える段階から環境問題への意識を高め、環境問題への対策を整えておくことが重要です。

<目標等に対する評価>

- ・「災害廃棄物処理計画の策定」は、令和3年3月に計画を策定しました。
- ・「災害に強いまちづくりができていると感じる市民の割合」は、基準年度の31.1%と比べて29.7%となり、1.4ポイント低下しています。これは、近年の異常気象や台風の影響等が要因となっていることが考えられます。

主な取組	令和3年度の取組状況
① 災害廃棄物処理計画の策定	(廃棄物対策課) 昨年度袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画を策定したことから、仮置場の選定を行い、新たに1箇所追加しました。
② 災害廃棄物処理計画の適切な運用	(廃棄物対策課) 計画の策定に伴い、ホームページにより周知を行いました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
災害廃棄物処理計画の策定	策定なし (令和元年度)	令和3年3月策定	令和2年度に策定します
災害に強いまちづくりができていると感じる市民の割合	31.1% (令和元年度)	29.7%	60%

第5 評価及び公表

令和3年度は、第2次袖ヶ浦市環境基本計画における2年目の年次報告となります。令和3年度における本市の環境施策の推進状況は、全体的として計画に沿って実行されています。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止から活動が中止となったものが多く、その要因を除いた環境指標については、概ね達成されています。

しかしながら、目標を達成できていない項目として、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントや一部の海域や河川については、依然として環境基準を達成していません。市民意識調査においても、「地域の空気がきれいだと感じる市民の割合」や「地域の水がきれいだと感じる市民の割合」が、昨年を引き続き、いずれも基準年度と比べて低下していることにも現れているといえます。

また、生物多様性の劣化も懸念されています。人間の手で持ち込まれた外来生物の影響等により、自然環境が変化しており、「千葉県レッドデータブック」によると、動物、植物ともに絶滅のおそれのある野生生物の種類は増加しています。市民意識調査では、「生物多様性の意味を知っている市民の割合」は、基準年度と比べて低下しており、今後も環境学習講座等の機会を捉え、更なる生物多様性の普及啓発に努めてまいります。

一方で、市の施設からの温室効果ガスの排出量は、ここ数年減少傾向にあるものの、市民意識調査では、「気候変動による影響への適応について知っている市民の割合」が基準年度と比べて低下していることから、千葉県環境研究センターをはじめとした行政機関とも連携し、啓発活動に努めてまいります。

また、「1人1日当たりのごみ総排出量」は、基準年度（平成30年度）の930グラムと比べて915グラムとなり、減少しています。これは、広報誌等において積極的に啓発を行ったほか、雑がみの回収等にも取り組んだことが減少につながっているといえます。今後も、更なる目標の達成に向けて、令和2年3月に策定した「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の発生抑制や資源の適切な循環的利用の啓発等を行うほか、食品ロスやプラスチックごみの新たな課題に対応するため、啓発等を行ってまいります。

今後も市民、事業者、市の全ての主体が、それぞれの役割を自覚し、連携しながら行動していくことが重要となります。

なお、本報告書は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、点検・評価し、その結果を公表することにより、市民及び事業者と情報を共有するとともに、次年度以降の取り組みや、計画の見直し検討につなげるものとし、公表については、市ホームページへの掲載とします。

用語解説

【あ行】

- 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

- インフラ

インフラストラクチャー (infrastructure) の略称で「下支えするもの」や「下部構造」を指す観念的な用語です。日本語では社会基盤、基盤施設、経済基盤と訳されています。

- エコドライブ

燃費を向上させるために運転者が行う取組や、そうした取組のもとに行う運転のことで、環境省からは「エコドライブ10のすすめ」が発表されています。

- SDGs (持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、平成27年 (2015年) 9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年 (2016年) から令和12年 (2030年) までの国連目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され「誰一人取り残さない」ことを宣言しています。

- エネファーム

燃料電池を利用したシステムのことです。「水素」と空気中の「酸素」を化学反応させて電気を起こします。ガスから電気とお湯を同時に作ることで省エネルギーに大きく貢献することができます。

- NPO

非営利目的での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことです。

- LED照明

発光ダイオード (LED: 電圧を加えた際に発光する半導体素子) を使用した照明器具のことで、LEDを使用しているため、低消費電力で長寿命といった特徴を持ちます。

- 屋外広告物条例

屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、良好な景観の形成と風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とする条例です。

- 温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、代表的な物質として、オゾン、二酸化炭素、メタンなどがあります。地球温暖化の主な原因とされています。

【か行】

- 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなどのことです。微生物の死骸や枯れた植物等が何億年という時間をかけて化石となり、やがて石油や石炭になったと考えられているため、このように呼ばれています。

- 合併処理浄化槽

トイレの汚水や、台所、お風呂等の生活雑排水を一緒に処理する浄化槽のこと

です。トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽より環境への負荷が低減されます。

●カーボンニュートラル

植物や、植物を原料とするバイオエタノールなどを燃やして発生する二酸化炭素は、植物が成長過程に吸収した二酸化炭素と同量であり、温室効果ガスを増やすことにはならないという考え方です。

●環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標として施策を実施していくのかという目標を定めたものです。

●環境教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のことです。

●気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）は、昭和63年（1988年）に世界気象機関と国連環境計画という組織によって設立されました。世界中の研究者の研究やデータから気候変動の状況を評価する報告書を作り、気候変動自体や政策判断をするための科学的な根拠を提供しています。

●京都議定書

京都議定書は、平成9年（1997年）12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）において、同月11日に採択された気候変動枠組条約に関する議定書です。

●原子力発電

ウランを核分裂させて熱エネルギーを得て、水を沸かし蒸気ので蒸気タービンを回転させて電気を起こす発電方法です。

●光化学オキシダント

自動車や工場からの排気ガスなどに含まれる窒素酸化物と、塗料や接着剤等に含まれている揮発性有機化合物が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こし発生する化学物質の総称です。初夏に高濃度になりやすく、高濃度になると目の痛みや、のどの痛みなどを感じる場合があります。

●光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度上昇によって、大気中にもや（スモッグ）がかかる現象のことです。スモッグ（smog）とは、煙（smoke）と霧（fog）が語源であり、大気汚染により視界が狭くなることをいいます。

●耕作放棄地

農林水産省では、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」と定義付けています。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

COPとは、国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指します。平成27年（2015年）に21回目の会議がパリ（フランス）

で開催されたため、この会議をCOP21又はパリ会議と呼びます。

●国連持続可能な開発サミット

ミレニアム開発目標(MDGs)が平成27年(2015年)で終了することを受け、国連が向こう15年間(令和12年(2030年)まで)の新たな持続可能な開発の指針を策定したものです。単に2030アジェンダとも言われます。「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)を中核としています。

【さ行】

●再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部等、自然界に常に存在するエネルギーのことです。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマス(動植物に由来する有機物)が再生可能エネルギーと呼ばれています。

●里山

大自然と都市との間に位置し、集落や人里に接した緑豊かな、人と自然が共存する森です。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物を指します。

●指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のことです。

●3R活動

3R活動とは、ゴミの少ない社会を目指して行われる、リサイクルのための活動です。

・リデュースとは、ゴミの量を減らすことです。

・リユースとは、ものを再利用することです。

・リサイクルとは、ゴミを資源として新しい製品を生み出すことです。

●3010(さんまるいちまる)運動

長野県松本市で考案され、全国的に広まりを見せている食品ロス削減運動です。「飲食店等での会食や宴会時に、はじめの30分と終わりの10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らそう」という運動のことです。

●G20大阪サミット

正式名称は、第14回金融・世界経済に関する首脳会合、先進国と主要な新興国等の首脳が、世界経済等の幅広いテーマで意見を交わす会議のことです。

●省エネルギー

エネルギーを効率よく使うことにより、エネルギーの使用量を減らすことです。温室効果ガスの排出削減だけでなく、光熱費の削減につながります。

●食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、平成28年度(2016年度)に年間2,759万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は643万トンとなっています。

●自家焼却・野焼き

自宅の庭先や畑地等における廃棄物等を焼却処分することです。廃棄物を焼却することは、一部例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

●循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことです。

●循環型社会形成推進基本計画

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる計画です。基本法が整備されたことにより、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立されました。

●水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化（一定にすること）して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能のことです。

●生物多様性

様々な生態系が存在し、生物の種間及び種内に様々な違いが存在することです。

●生物多様性戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

【た行】

●ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ものの焼却の過程等で副次的に生成する物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、その量はごくわずかです。過去に生産されていた農薬の不純物としても存在し、拡散されました。ダイオキシン類は、分解されにくい性質を持ち、田畑や湖沼、海の底泥等に蓄積しています。

●地域コミュニティ

地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのことをいいます。自治会（町内会）、老人会や婦人会、子ども会、地域づくり団体等、様々な団体が活動を行っています。

●地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。温室効果ガスなどの人為的要因や、太陽エネルギーの変化等の環境的要因によるものであるといわれています。

●低燃費車

少ない燃料でより多くの距離を走る燃費の良い自動車のことです。

【な行】

●ネットワーク

一般的に「人やモノを網状につなげたもの」を指します。情報システム（IS：Information Systems）の世界では「コンピューターを相互接続したもの」を意味します。

●農業用廃プラスチック

農業分野から排出される廃プラスチックには、農業用ハウスやトンネルの被覆

資材、マルチ、苗や花のポット、牧草等のサイレージラップなどがあり、農業分野、特に施設園芸にとってプラスチックは必要不可欠な生産資材となっています。

【は行】

●パリ協定

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)を参照してください。

●バイオマス

動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源のことです。主に木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指します。

●東日本大震災

平成23年(2011年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地震災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害です。

●ヒートアイランド現象

ヒートアイランド(heat island)現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことです。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになりました。

●ビオトープ

本来は自然環境そのものがビオトープとなりますが、生き物が住みにくい都市部等で、人間によって造り出された自然環境を特にビオトープというようになっています。

●PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ (μm :マイクロメートル、 $1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことです。PM2.5は非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

●プラスチックごみ

プラスチックごみの多くは、包装・容器類として使われたものです。これらのプラスチックごみを不燃物として収集する自治体もありますが、分別せずに焼却しているところも多く、焼却による環境汚染が懸念されています。

●HEMS

「Home Energy Management System(ホーム エネルギー マネジメント システム)」の略です。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムで、家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面等で「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりします。

●ベンゼン

ベンゼンは、原油に含まれており、ガソリンの成分の1つです。大気におけるベンゼンの主な発生源は、自動車の排気ガスと考えられており、大気環境基準($0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下)が設定されています。

【ま行】

●マイクロプラスチック

環境中に存在する微小なプラスチック粒子は、マイクロプラスチックと呼ばれ、深刻な環境問題の一つとなっています。一般に5ミリメートル以下の大きさのものをマイクロプラスチックと呼んでいます。

【や行】

●有害鳥獣

人畜や農作物等に被害を与える鳥獣のことで、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、人の生活に何らかの被害を及ぼした場合に有害鳥獣といます。

●有害化学物質

人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法等で指定されたものをいいます。

●遊休農地・荒廃農地

農林水産省では、遊休農地を「耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、荒廃農地を「現に耕作されておらず、耕作を放棄したことにより荒廃し、客観的に見て通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている農地」としています。

●揚水施設

地下水を汲み上げる井戸のことです。千葉県では、地下水採取規制の指定区域内において、吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水機（ポンプ）を用いて新たに汲み上げようとする場合には、知事の許可が必要となります。

●要請限度

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者等に対して対策を講じるよう要請することができます。この判断の基準となる値を要請限度と呼びます。

【ら行】

●レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書で、昭和41年（1966年）にIUCN（国際自然保護連合）が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってもこれに準じるものが多数作成されています。

第2次袖ヶ浦市環境基本計画の目標に係る進捗状況調査表

資料2-2

基本目標	基本施策	目標	担当課	算定方法等	令和3年度	令和2年度	基準(基準年度)	
1 豊かな自然と共生するまち	(1)水とみどりの保全	多面的機能支事業活動面積	農林振興課		1,070ha	1,067ha	945ha(平成30年度)	
		地域の水がきれいだと感じる市民の割合	企画政策課	市民意識調査	60.5%	59.7%	62.7%(令和元年度)	
		地域にみどりが多いと感じる市民の割合	企画政策課	市民意識調査	84.5%	84%	81.8%(令和元年度)	
	(2)生物多様性の保全	生物多様性地域戦略の策定	環境管理課		策定無し	策定無し	—	
		生物多様性の意味を知っている市民の割合	環境管理課	アンケート調査(自然散策会)	24%	21.7%	25%(平成30年度)	
	(3)有害鳥獣・特定外来生物への対策	有害鳥獣の捕獲数	農林振興課 環境管理課		イノシシ 386頭 ハクビシン 56頭	イノシシ 509頭 ハクビシン 36頭	イノシシ 522頭 ハクビシン 64頭 (平成30年度)	
		特定外来生物の駆除数	農林振興課 環境管理課		アライグマ 291頭	アライグマ 212頭	アライグマ 197頭 (平成30年度)	
	(4)景観形成の推進	景観重要樹木等の指定	都市整備課		6本	6本	6本(平成30年度)	
		景観まちづくり推進団体数	都市整備課		7団体	7団体	8団体(平成30年度)	
		市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合	企画政策課	市民意識調査	65.1%	66.1%	62.9%(令和元年度)	
		市内の良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合	企画政策課	市民意識調査	56.1%	56.7%	54.8%(令和元年度)	
	2 快適で安全に生活できるまち	(1)大気環境の保全	光化学スモッグ注意報の年間発令日数	環境管理課		4回	2回	5日(平成26年度から平成30年度までの平均日数)
			市内における大気汚染物質の環境基準達成率	環境管理課		87.5%	87.5%	87.5%(平成30年度)
地域の空気がきれいだと感じる市民の割合			企画政策課	市民意識調査	60.5%	59.7%	62.7%(令和元年度)	
(2)水質・土壌・地盤環境の保全		水洗化率(公共下水道)	下水対策課		97.4%	97.2%	96.8%(平成30年度)	
		水洗化率(農業集落排水)	下水対策課		79.3%	78.1%	79.2%(平成30年度)	
		小櫃川における水質の環境基準達成率	環境管理課		80%	80%	80%(平成30年度)	
		汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合	企画政策課	市民意識調査	75.9%	78.1%	76.9%(令和元年度)	
		河川や雨水排水施設が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合	企画政策課	市民意識調査	57.6%	58%	62.2%(令和元年度)	
(3)騒音・振動・悪臭の防止		自動車騒音の環境基準達成率	環境管理課		83%	100%	87.5%(平成30年度)	
		騒音・振動・悪臭の苦情件数	環境管理課		14件	15件	40件(平成30年度)	
(4)有害化学物質・放射性物質への対策		ダイオキシン類の環境基準達成率	環境管理課		100%	100%	ダイオキシン類 100%(平成30年度)	
3 地球環境を思いやるまち		(1)再生可能エネルギー等の活用	再生可能エネルギー設備等の補助件数(累計)	環境管理課	太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システムの合計	1495件 令和3年度:94件	1401件 令和2年度:113件	1,178件(平成30年度)
		(2)省エネルギーの推進	日頃から省エネなど環境に配慮した行動に取り組んでいる市民の割合	企画政策課	市民意識調査	80.0%	81.9%	79.6%(令和元年度)
	(3)温室効果ガスの削減	公共施設の二酸化炭素排出量	環境管理課	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画で定めた数値	7,553t	7,800t	10,494t(平成30年度)	
		緑のカーテンコンテスト応募者数	環境管理課		24件	20件	19件(令和元年度)	
	(4)気候変動による影響への適応策の推進	気候変動適応計画の策定	環境管理課		策定無し	策定無し	—	
		気候変動による影響への適応について知っている市民の割合	環境管理課	アンケート調査(自然散策会等)	34%	48%	42%(平成30年度)	
4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち	(1)3R活動等による廃棄物の減量化・資源化	1人1日当たりのごみ総排出量	廃棄物対策課	袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画	915g	933g	930g(平成30年度)	
		リサイクル率	廃棄物対策課	袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画	25.7%	26.7%	25.6%(平成30年度)	
		リサイクルを実践している市民の割合	企画政策課	市民意識調査	83.1%	85%	83.5%(令和元年度)	
	(2)廃棄物等の適正処理の推進	農業用廃プラスチックの回収量	農林振興課		28.4t	31.8t	34.2t (平成26年度から平成30年度までの平均値)	
		不法投棄監視員によるパトロール巡回日数	廃棄物対策課		339日	336日	264日(平成30年度)	
	(3)廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策	ポイ捨てごみの回収量	環境管理課	一斉清掃・臨海清掃 他	59.8t	29.9t	70.4t(平成30年度)	
		まちがきれいだと感じる市民の割合	企画政策課	市民意識調査	56.0%	56.7%	58.4%(令和元年度)	
(4)建設発生土・再生土への対策	土砂等対策指導員による監視パトロールの日数	廃棄物対策課		293日	293日	292日(平成30年度)		
5 市民参加による環境保全活動を推進するまち	(1)環境に関する情報発信	環境に関心を持っている市民の割合	環境管理課	アンケート調査(自然散策会等)	72%	79.7%	66.7%(令和元年度)	
	(2)環境学習・環境教育の推進	環境学習講座・自然散策会の実施回数	環境管理課		1回	1回	6回(平成30年度)	
		環境学習講座・自然散策会への参加者数	環境管理課		32名	40名	140名(平成30年度)	
		環境関連講座等の実施回数	関係課等	郷土博物館事業の環境関連の企画展・講座の実施回数	10回	9回	7回(令和元年度)	
		環境関連講座等への参加者数	関係課等	郷土博物館事業の環境関連の企画展・講座の参加者数	173人	100名	95名(平成30年度)	
	(3)協働による環境保全活動の推進	椎の森自然環境保全緑地のボランティア参加人数	環境管理課		25人	23人	27人 (平成26年度から平成30年度までの平均人数)	
		資源回収自治会事業実施団体数	廃棄物対策課		113団体	113団体	115団体(平成30年度)	
	(4)市民等による環境保全活動への支援	ごみ拾いボランティアの活動日数	環境管理課		28日	22日	35日(平成30年度)	
環境保全のための分野横断的な施策	(1)持続可能な社会を築くネットワークづくり	情報ネットワークの活用団体(環境分野)	市民協働推進課		5団体	5団体	5団体(平成30年度)	
	(2)災害時等における環境問題への対応	災害廃棄物処理計画の策定	廃棄物対策課		令和3年3月策定	令和3年3月策定	【新規】	
災害に強いまちづくりができていていると感じる市民の割合		企画政策課	市民意識調査	29.7%	26.9%	31.1%(令和元年度)		

地球温暖化対策実行計画 (第四次)

令和3年度報告書

袖ヶ浦市
(環境管理課)

目 次

1	はじめに	1
2	計画の概要	1
	<排出係数一覧表>	2
3	温室効果ガス排出状況	3
	(1) 年度別温室効果ガス総排出量	3
	(2) 排出項目別温室効果ガスの排出量	3
4	部門別温室効果ガスの排出量	9
	(1) 企画財政部	10
	(2) 総務部	10
	(3) 市民健康部	10
	(4) 福祉部	11
	(5) 環境経済部	11
	(6) 都市建設部	12
	(7) 教育部	13
	(8) 水道局	13
	(9) 消防機関	14
	(10) その他（議会事務局、農業委員会ほか）	14
5	評価	15
6	おわりに	17
	資料<対象施設一覧表>	18

1 はじめに

市役所は、その職員数や事業規模が大きい事業体であり、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき地球温暖化対策実行計画の策定義務があることから、自らの事務事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を率先して抑制することにより、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制を図るとともに、市民・事業者の行う地球温暖化防止に向けての自主的な取り組みを促進することを目的に、平成13年3月に「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

その後、温暖化対策に関する国内外の状況の変化や市の施設の新設もあったことから、平成20年1月に第二次計画、平成25年3月に第三次計画、平成29年3月に第四次計画を策定し、令和3年3月に第四次計画を2年間延長しました。

本報告書は、令和3年度における温室効果ガス排出量を算定し、基準排出年度（平成27年度）の排出量と比較して達成度を報告するものであり、今回が、第四次計画の5回目の報告となります。

2 計画の概要

(1) 基準年度と計画期間

平成27年度を基準年度とし、平成29年度から令和5年度までの7年間で計画期間としています。

(2) 計画の範囲

本計画では、全ての市有施設（P.18～P.19〈対象施設一覧〉を参照）を計画の範囲とし、全ての事務事業を対象としています。ただし、委託等により管理するものを除きます。

(3) 対象となる温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で対象となるものは以下の7種のうち、本市の事務及び事業において対象となる活動が無いパーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF6）、三ふつ化窒素（NF3）を除いた二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種を対象とします。

(4) 目標値の設定

令和3年度までに平成27年度比で**マイナス6%**を目標としています。令和5年度までの計画期間の延長に伴い、令和4年度及び令和5年度の削減目標を前年度比減とします。

（基準値：10,144,250.0 kg-CO₂、目標値：9,535,595 kg-CO₂（令和3年度））

(5) 温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条において、温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法、及び排出係数が決められています。

しかし、計画策定後に法律の改正による排出係数の変更があった場合、年度ごとの取組成果の比較を正確にできないことから、本市の年次報告では、**一部を除き**、基準年度（平成27年度）の排出係数（平成27年11月30日公表）を一貫して用いることで、整合性を確保しています。

<排出係数一覧表> (温室効果ガス排出量を算出するために、活動項目毎で使用する係数)

活動項目	排出ガス	報告単位	排出係数 (H27年11月30日公表)
ガソリン	CO2	L	2.32
灯油	CO2	L	2.49
軽油	CO2	L	2.58
A重油	CO2	L	2.71
液化石油ガス(LPG)	CO2	kg	3.00
都市ガス	CO2	m ³	2.23
電気使用量(東京電力エナジーパートナー(株))	CO2	kWh	0.505
電気使用量(日鉄エンジニアリング(株))	CO2	kWh	0.100【※1】
電気使用量(エネサーブ(株))	CO2	kWh	0.578【※1】
普通・小型自動車走行量(ガソリン・LPG等)	CH4	km	0.00001
	N2O		0.000029
軽自動車走行量(ガソリン・LNG)	CH4	km	0.00001
	N2O		0.000022
普通貨物車走行量(ガソリン・LNG)	CH4	km	0.000035
	N2O		0.000039
小型貨物車走行量(ガソリン・LNG)	CH4	km	0.000015
	N2O		0.000026
軽貨物車走行量(ガソリン・LNG)	CH4	km	0.000011
	N2O		0.000022
特殊用途車走行量(ガソリン・LNG)	CH4	km	0.000035
	N2O		0.000035
普通・小型自動車走行量(軽油)	CH4	km	0.000002
	N2O		0.000007
普通貨物車走行量(軽油)	CH4	km	0.000015
	N2O		0.000014
小型貨物車走行量(軽油)	CH4	km	0.0000076
	N2O		0.000009
特殊用途車走行量(軽油)	CH4	km	0.000013
	N2O		0.000025
封入カーエアコンの使用(年間)	HFC	台	0.01
一般廃棄物焼却量(全量・連続)【※2】	CH4	t	0.077
	N2O		0.0539
下水処理量	CH4	m ³	0.00088
	N2O		0.00016
ディーゼル機関(定置式)における軽油使用量	N2O	L	0.000064
ディーゼル機関(定置式)におけるA重油使用量	N2O	L	0.000066
汚泥焼却量(し尿・公下・集排)	CH4	t	0.0097
	N2O		1.09

【※1】 電気使用量(日鉄エンジニアリング(株)及びエネサーブ(株))は、最新の係数を使用する。

【※2】 現在、市の施設では焼却を行っていない。

温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス総排出量 = 活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数

※地球温暖化係数【CO2=1 CH4=25 N2O=298 HFC=1430】

3 温室効果ガス排出状況

(1) 年度別温室効果ガス総排出量

令和3年度の市役所全体における温室効果ガス総排出量は7,553,388.9 kg-CO₂で、平成27年度（基準値）：10,144,250.0 kg-CO₂と比較して-2,590,861.1 kg-CO₂（-25.5%）と減少しています。温室効果ガス総排出量が減少した主な要因は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響や水道事業の統合によるものです。また、平成27年度（基準値）の排出量算定の対象施設から水道局が維持・管理している施設等を除外して算出した値8,795,603.1 kg-CO₂と令和3年度の値を比較した場合も、-1,242,214.2 kg-CO₂（-14.1%）と減少しています。

年度別温室効果ガス総排出量

（単位：kg-CO₂）

区分	平成27年度 (基準値)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
温室効果ガス 総排出量	10,144,250.0 ^{【※1】}	10,373,994.3	10,493,820.1	8,997,638.9	7,800,492.2	7,553,388.9
基準年度に対する増減率	—	+2.26%	+3.45%	-11.3%	-23.1%	-25.5%

(2) 排出項目別温室効果ガスの排出量

ア 全体

項目（要因）別温室効果ガス排出量(CO₂換算値)

（単位：kg-CO₂）

項目（要因）	令和3年度	平成27年度 (基準年度)	基準年度との差	増減率(%)
電気の使用	5,933,520.3	7,965,756.5	-2,032,236.2	-25.5
都市ガスの使用	845,515.8	703,601.0	141,914.8	20.2
下水処理	390,470.1	368,447.0	22,023.1	6.0
ガソリンの使用	141,672.7	216,069.6	-74,396.9	-34.4
軽油の使用	112,542.7	147,147.2	-34,604.5	-23.5
LPGの使用	60,274.2	81,651.6	-21,377.4	-26.2
A重油の使用	33,549.8	33,441.4	108.4	0.3
灯油の使用	28,548.7	618,557.1	-590,008.4	-95.4
自動車の走行	7,294.6	9,326.2	-2,031.6	-21.8
ディーゼル機関(定置式)	0.0	251.2	-251.2	-100.0
合計【※2】	7,553,388.9	10,144,248.8	-2,590,859.9	-25.5
(参考)電気の使用以外	1,619,868.6	2,178,492.3	-558,623.7	-25.6

基準年度以降では、平成31年4月1日に水道事業の広域化により、市の施設から除外されたため、電気の使用等による排出量が大幅に減少していますが、都市ガス、A重油の使用や下水処理による排出量は増加しています。

なお、電気の使用以外の排出量の合計は25.6%減少しています。

排出量全体に対する各項目の排出量の割合のグラフを【図1 項目別排出割合（令和3年度）】のとおり示します。

【※1】基準値及び【※2】基準年度合計の数値が異なりますが、これは基準値が基準年度（平成27年度）実績の数値を四捨五入したもので設定しているためです。

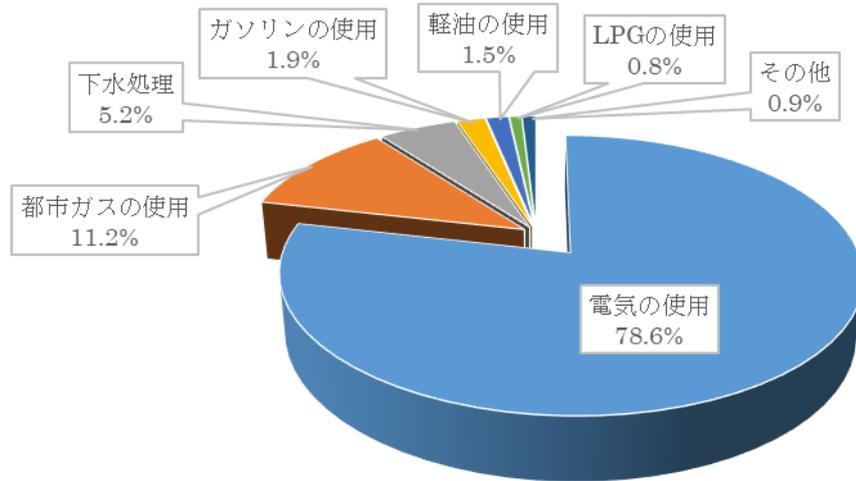


図1 項目別排出割合 (令和3年度)

イ 電気

部門別電気使用による温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO2)

部門	令和3年度	平成27年度 (基準年度)	基準年度との差	令和3年度主な排出源
企画政策部	0.0	0.0	0.0	なし
総務部	607,344.7	899,082.3	-291,737.6	庁舎、防犯灯
財政部	0.0	0.0	0.0	なし
市民子育て部	634,507.3	739,851.9	-105,344.6	健康づくり支援センター、保育所
福祉部	62,984.5	61,734.8	1,249.7	福祉作業所
環境経済部	208,779.4	587,156.9	-378,377.5	ごみ・し尿処理施設、ゆりの里
都市建設部	1,970,952.0	1,932,479.1	38,472.9	終末処理場、公園、道路照明
教育部	2,256,772.1	2,224,536.0	32,236.1	臨海スポーツセンター、小中学校
水道局	0.0	1,339,772.7	-1,339,772.7	(広域化に伴い除外)
消防機関	192,180.3	180,958.1	11,222.2	各消防署
その他	0.0	0.0	0.0	なし
合計	5,933,520.3	7,965,571.8	-2,032,051.5	増減率 -25.5%

冷・暖房、照明、パソコン等の事務機器、機械動力など幅広く使用されています。

市の施設全体の温室効果ガス排出量の項目別では、電気の使用によるものが最も多く、本計画の基準年度である平成27年度において排出量全体の約8割を占めており、電気使用量の削減を進めることが効果的です。

令和3年度の電気の使用による排出量は、平成27年度と比較して25.5%の減少となっています。減少の要因としては、令和3年度からクリーンセンターで使用する電力を廃棄物の処理に伴って発生する再生可能エネルギー由来の電源（ごみの焼却に伴う発電）に切り替えたことや、令和元年度末までに防犯灯の全部をLED化したことなどが挙げられます。

ウ 都市ガス

部門別都市ガス使用による温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

部 門	令和3年度	平成27年度 (基準年度)	基準年度との差	令和3年度主な排出源
総務部	58,883.2	66,777.4	-7,894.2	庁舎
市民子育て部	25,801.2	11,966.1	13,835.1	保健センター、保育所(福祉部から移管)
福祉部	0.0	0.0	0.0	なし(保育所の移管)
環境経済部	129.3	252.0	-122.7	クリーンセンター管理棟
教育部	748,037.9	612,884.6	135,153.3	学校給食センター、小中学校
消防機関	12,664.2	11,720.9	943.3	中央消防署
合計	845,515.8	703,601.0	141,914.8	増減率 20.2%

冷・暖房、給湯用、調理用の燃料として使用されています。

最も多く使用しているのは学校給食センターで、温室効果ガス排出量は全体の約48%を占めています。

令和3年度の都市ガスの使用による排出量は、学校給食センターや小中学校における使用等が増えたため、平成27年度と比較して20.2%の増加となっています。

増加の要因として、新型コロナの感染拡大を防止するため、小中学校において、冷・暖房を使用する際に教室の換気を行ったことが挙げられます。

なお、市庁舎においては、都市ガスの使用量が減少していますが、7階の都市ガスエアコンを電気式のエアコンに更新したことなどが考えられます。

エ 下水処理

部門別下水処理による温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

部 門	令和3年度	平成27年度 (基準年度)	基準年度との差	令和3年度主な排出源
都市建設部	390,470.1	368,447.0	22,023.1	終末処理場、東部浄化センター
合計	390,470.1	368,447.0	22,023.1	増減率 6.0%

令和3年度の下水処理による温室効果ガス排出量は、平成27年度と比較して6.0%の増加となっています。

増加の要因として、袖ヶ浦駅海側地区における人口が増えているため、公共下水道の処理量が増加したことが挙げられます。

オ ガソリン

部門別ガソリン使用による温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

部 門	令和3年度	平成27年度 (基準年度)	基準年度との差	令和3年度主な排出源
企画政策部	0.0	4,282.5	-4,282.5	公用車(財政部へ移管)
総務部	9,956.7	12,934.2	-2,977.5	公用車
財政部	4,662.3	7,259.1	-2,596.8	公用車(新設部)
市民子育て部	4,660.1	54,061.3	-49,401.2	公用車
福祉部	13,028.9	15,361.7	-2,332.8	公用車
環境経済部	21,329.2	19,629.1	1,700.1	公用車、農業センター
都市建設部	20,974.2	22,218.8	-1,244.6	公用車
教育部	15,267.1	19,487.7	-4,220.6	公用車
水道局	0.0	5,037.0	-5,037.0	(広域化に伴い除外)
消防機関	49,447.5	52,889.9	-3,442.4	公用車
その他	2,346.7	2,908.3	-561.6	公用車
合計	141,672.7	216,069.6	-74,396.9	増減率 -34.4%

主に公用車の燃料に使用されています。

令和3年度のガソリンの使用による温室効果ガス排出量は、平成27年度と比較して34.4%の減少となっています。減少の要因として、新型コロナの影響によりオンラインによる研修や会議が増加し、出張等の外出する機会が減ったことのほか、市民子育て部の健康づくり支援センターのバスや水道局の公用車が市の管理から外れたことなどが挙げられます。

カ 軽油

部門別軽油使用による温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

部 門	令和3年度	平成27年度 (基準年度)	基準年度との差	令和3年度主な排出源
総務部	11,938.7	31,021.4	-19,082.7	公用車
市民子育て部	24,421.8	25,812.3	-1,390.5	公用車(福祉部から移管)
福祉部	0.0	0.0	0.0	公用車(市民子育て部へ移管)
環境経済部	423.1	1,388.0	-964.9	農業センター
都市建設部	3,696.6	5,183.9	-1,487.3	公用車
教育部	42,470.2	42,978.9	-508.7	公用車、市民会館
水道局	0.0	3,351.4	-3,351.4	(広域化に伴い除外)
消防機関	29,592.3	37,411.3	-7,819.0	公用車
合計	112,542.7	147,147.2	-34,604.5	増減率 -23.5%
※公用車合計	111,798.1	142,936.8	-31,138.7	増減率 -21.8%

※公用車に使用した軽油による温室効果ガス排出量の合計

主に公用車(大型バス等)の燃料として使用され、一部機械の燃料でも使用されています。令和3年度の軽油の使用による温室効果ガス排出量は、平成27年度と比較して23.5%の減少となっています。

なお、公用車に使用した軽油による排出量は、21.8%減少しています。減少の要因として、新型コロナウイルスの影響により、外出する機会が減ったことのほか、水道局の公用車が市の管理から除外されたことが挙げられます。

キ LPG

部門別LPG使用による温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

部 門	令和3年度	平成27年度 (基準年度)	基準年度との差	令和3年度主な排出源
総務部	39.0	1,061.4	-1,022.4	庁舎
市民子育て部	22,434.6	20,392.8	2,041.8	保育所、児童クラブ(福祉部から移管)
福祉部	357.0	564.6	-207.6	福祉作業所
環境経済部	978.6	1,554.0	-575.4	ゆりの里
都市建設部	112.5	268.2	-155.7	終末処理場
教育部	26,358.6	35,842.2	-9,483.6	小中学校、公民館
消防機関	9,993.9	21,968.4	-11,974.5	消防署
合計	60,274.2	81,651.6	-21,377.4	増減率 -26.2%

暖房、給湯用の燃料として使用されています。

令和3年度のLPGの使用による温室効果ガス排出量は、平成27年度と比較して26.2%の減少となっています。減少の要因として、多くの施設でLPGから都市ガスに燃料を転換したことなどが挙げられます。

ク A重油

部門別A重油使用による温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

部 門	令和3年度	平成27年度 (基準年度)	基準年度との差	令和3年度主な排出源
都市建設部	33,549.8	33,441.4	108.4	奈良輪雨水ポンプ場、終末処理場
合計	33,549.8	33,441.4	108.4	増減率 0.3%

定置ディーゼル機関として自家発電に使用されております。

令和3年度のA重油の使用による温室効果ガス排出量は、平成27年度と比較してほぼ変動が無く、0.3%の増加となっています。

ケ 灯油

部門別灯油使用による温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

部 門	令和3年度	平成27年度 (基準年度)	基準年度との差	令和3年度主な排出源
市民子育て部	18,217.2	13,260.2	4,957.0	保育所(福祉部から移管)
福祉部	1,633.4	4,824.4	-3,191.0	福祉作業所
環境経済部	172.3	0.0	172.3	農業センター
都市建設部	0.0	149.4	-149.4	公園管理事務所
教育部	8,525.8	600,323.1	-591,797.3	臨海スポーツセンター、小中学校
合計	28,548.7	618,557.1	-590,008.4	増減率 -95.4%

暖房、ボイラー、給湯用の燃料として使用されています。

最も多く使用しているのは臨海スポーツセンターで、基準年度において温室効果ガス排出量は、全体の約95%を占めています。

令和3年度の灯油の使用による排出量は、平成27年度と比較して95.4%の減少となっています。

減少の大きな要因は、臨海スポーツセンターの温水プールの稼働を停止したことによるものです。

4 部門別温室効果ガスの排出量

温室効果ガス排出量の部門別の増減は、次のとおりです。

令和3年度の行政組織の改正に伴い、一部の施設及び公用車に異動がありましたが、基準年度と整合性を図るため新所管に統一して計上しています。

部門別温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

部 門	令和3年度	平成27年度 (基準年度)	基準年度に 対する増減	増減率(%)
(1) 企画政策部 ※	0.0	4,495.2	-4,495.2	皆減
(2) 総務部	688,806.3	1,011,573.2	-322,766.9	-31.9
(3) 財政部 ※	4,940.8	7,626.6	-2,685.8	-35.2
(3) 市民子育て部	730,548.5	866,668.4	-136,119.9	-15.7
(4) 福祉部	78,823.1	83,370.8	-4,547.7	-5.5
(5) 環境経済部	232,757.6	610,916.9	-378,159.3	-61.9
(6) 都市建設部	2,420,726.4	2,363,512.5	57,213.9	2.4
(7) 教育部	3,098,870.9	3,537,588.6	-438,717.7	-12.4
(8) 水道局	0.0	1,348,646.9	-1,348,646.9	皆減
(9) 消防機関	295,447.5	306,778.9	-11,331.4	-3.7
(10) その他 ※	2,467.8	3,070.8	-603.0	-19.6
合計	7,553,388.9	10,144,248.8	-2,590,859.9	-25.5

※ 排出施設が公用車のみ、または排出施設が無い部門

全体として、温室効果ガス排出量が減少しています。主な要因として、新型コロナウイルスの影響による施設の稼働時間縮小や、一部の施設における省エネルギー設備の導入により排出量が大幅に減ったこと、水道事業の広域化により水道局が本計画の対象外となったことが挙げられます。

公用車の運行による温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

部 門	令和3年度	平成27年度 (基準年度)	基準年度に 対する増減	増減率(%)
公用車燃料(ガソリン・軽油)	253,285.2	357,620.2	-104,335.0	-29.2
走行距離等による排出	7,294.6	9,326.2	-2,031.6	-21.8
公用車関係排出量合計	260,579.8	366,946.4	-106,366.6	-29.0
(参考)総走行距離(km)	788,471.9	1,034,668.5	-246,196.6	-23.8
排出量(健康づくり支援センター除く)	280,027.5	320,321.4	-40,293.9	-12.6
走行距離(同上)(km)	788,471.9	961,132.5	-172,660.6	-18.0

一般車両は、管理部署を越えて使用されることにより、部門ごとの取組と結果が必ずしも一致しないことから、車両の運行に関わるもの全体で比較した場合の温室効果ガス排出量は、基準年度に対し29.0%減少しています。排出量が減少した要因は、新型コロナウイルスの影響により、オンライン研修や会議等が増加し外出等が減少したことなどによるものです。

(1) 企画政策部

項 目	令和3年度		平成27年度 (基準年度)		基準年度に対する増減		
	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	増減率(%)
ガソリンの使用(L)	0.0	0.0	1,845.9	4,282.5	-1,845.9	-4,282.5	皆減
自動車走行(km)	0.0	0.0	18,023.0	212.7	-18,023.0	-212.7	皆減
温室効果ガス排出量合計		0.0		4,495.2		-4,495.2	皆減

基準年度においては、公用車（市民活動支援課）からの排出がありました。現在は所管していません。そのため、現在は、部としての温室効果ガスの排出はありません。

(2) 総務部

項 目	令和3年度		平成27年度 (基準年度)		基準年度に対する増減		
	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	増減率(%)
ガソリンの使用 (L)	4,291.7	9,956.7	5,575.1	12,934.2	-1,283.4	-2,977.5	-23.0
軽油の使用 (L)	4,627.4	11,938.7	12,023.8	31,021.4	-7,396.4	-19,082.7	-61.5
LPGの使用 (kg)	13.0	39.0	353.8	1,061.4	-340.8	-1,022.4	-96.3
都市ガスの使用 (m3)	26,405.0	58,883.2	29,945.0	66,777.4	-3,540.0	-7,894.2	-11.8
電気の使用 (kWh)	1,202,662.6	607,344.7	1,780,361.0	899,082.3	-577,698.4	-291,737.6	-32.4
自動車走行 (km)	60,014.5	644.0	95,654.0	696.5	-35,639.5	-52.5	-7.5
温室効果ガス排出量合計		688,806.3		1,011,573.2		-322,766.9	-31.9

主な排出施設は、市庁舎で、市庁舎の電気の使用による排出が部全体の温室効果ガス排出量の約76%を占めています。

基準年度において、市庁舎に次いで温室効果ガス排出量の大きい防犯灯については、LED化により、基準年度と比較して約75%削減されています。また、令和3年度から防災行政無線をアナログ式からデジタル式に変更したことにより、排出量が約65%削減されています。

部全体の排出量は、基準年度に対し31.9%減少しています。

(3) 財政部

項 目	令和3年度		平成27年度 (基準年度)		基準年度に対する増減		
	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	増減率(%)
ガソリンの使用(L)	2,009.6	4,662.3	3,128.9	7,259.1	-1,119.3	-2,596.8	-35.8
自動車走行(km)	27,587.0	278.5	43,485.0	367.5	-15,898.0	-89.0	-24.2
温室効果ガス排出量合計		4,940.8		7,626.6		-2,685.8	-35.2

排出が公用車だけの部門です。

燃料使用量、走行距離ともに排出量が減少しています。

部門全体の温室効果ガス排出量は、基準年度に対し35.2%減少しています。

(4) 市民子育て部

項 目	令和3年度		平成27年度 (基準年度)		基準年度に対する増減		
	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	増減率(%)
ガソリンの使用 (L)	2,008.7	4,660.1	23,302.3	54,061.3	-21,293.6	-49,401.2	-91.4
灯油の使用 (L)	7,316.1	18,217.2	5,325.4	13,260.2	1,990.7	4,957.0	37.4
軽油の使用 (L)	9,465.8	24,421.8	10,004.8	25,812.3	-539.0	-1,390.5	-5.4
LPGの使用 (kg)	7,478.2	22,434.6	6,797.6	20,392.8	680.6	2,041.8	10.0
都市ガスの使用 (m3)	11,570.0	25,801.2	5,366.0	11,966.1	6,204.0	13,835.1	115.6
電気の使用 (kWh)	1,256,450.0	634,507.3	1,465,053.0	739,851.9	-208,603.0	-105,344.6	-14.2
自動車走行 (km)	83,220.0	506.3	173,259.0	1,323.8	-90,039.0	-817.5	-61.8
温室効果ガス排出量合計		730,548.5		866,668.4		-136,119.9	-15.7

主な排出施設は、健康づくり支援センター（約67%）です。

健康づくり支援センターでは、令和3年度は、新型コロナの影響により運営を一部縮小したことなどにより、温室効果ガス排出量が基準年度と比較して、約18%減少しています。

また、保健センター内に新型コロナウイルス対策支援室が設置されたことにより、都市ガスの使用等が増加しています。

部全体の排出量は、基準年度に対し15.7%減少しています。

(5) 福祉部

項 目	令和3年度		平成27年度 (基準年度)		基準年度に対する増減		
	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	増減率(%)
ガソリンの使用 (L)	5,615.9	13,028.9	6,621.4	15,361.7	-1,005.5	-2,332.8	-15.2
灯油の使用 (L)	656.0	1,633.4	1,397.5	4,824.4	-741.5	-3,191.0	-66.1
LPGの使用 (kg)	119.0	357.0	188.2	564.6	-69.2	-207.6	-36.8
電気の使用 (kWh)	124,722.0	62,984.5	122,247.0	61,734.8	2,475.0	1,249.7	2.0
自動車走行 (km)	86,193.0	819.3	97,856.0	885.3	-11,663.0	-66.0	-7.5
温室効果ガス排出量合計		78,823.1		83,370.8		-4,547.7	-5.5

主な排出施設は、社会福祉センター及び福祉作業所です。

平成29年度に福祉作業所第2うぐいす園が開園し、電気使用量が増加していますが、その他の項目において排出量が削減されており、部全体の温室効果ガス排出量は、基準年度に対し5.5%減少しています。

(6) 環境経済部

項 目	令和3年度		平成27年度 (基準年度)		基準年度に対する増減		
	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	増減率(%)
ガソリンの使用 (L)	9,193.6	21,329.2	8,460.8	19,629.1	732.8	1,700.1	8.7
灯油の使用 (L)	69.2	172.3	0.0	0.0	69.2	172.3	皆増
軽油の使用 (L)	164.0	423.1	538.0	1,388.0	-374.0	-964.9	-69.5
LPGの使用 (kg)	326.2	978.6	518.0	1,554.0	-191.8	-575.4	-37.0
都市ガスの使用 (m3)	58.0	129.3	113.0	252.0	-55.0	-122.7	-48.7
電気の使用 (kWh)	1,036,373.0	208,779.4	1,162,687.0	587,156.9	-126,314.0	-378,377.5	-64.4
自動車走行 (km)	111,437.0	945.7	108,096.0	936.9	3,341.0	8.8	0.9
温室効果ガス排出量合計		232,757.6		610,916.9		-378,159.3	-61.9

主な排出施設は、ゆりの里、ごみ処理施設、し尿処理施設です。

ごみ処理施設やし尿処理施設においては、施設の改修等により電気使用量が減少していることに加え、令和3年度からは、廃棄物の処理に伴って発生する再生可能エネルギー由来の電力を使用したことにより、温室効果ガスの排出量が大幅に減少しました。

部全体の排出量は、基準年度に対し61.9%減少しています。

(7) 都市建設部

項 目	令和3年度		平成27年度 (基準年度)		基準年度に対する増減		
	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	増減率(%)
ガソリンの使用 (L)	9,040.6	20,974.2	9,577.1	22,218.8	-536.5	-1,244.6	-5.6
灯油の使用 (L)	0.0	0.0	60.0	149.4	-60.0	-149.4	-100.0
軽油の使用 (L)	1,432.8	3,696.6	2,009.3	5,183.9	-576.5	-1,487.3	-28.7
A重油の使用 (L)	12,380.0	33,549.8	12,340.0	33,441.4	40.0	108.4	0.3
LPGの使用 (kg)	37.5	112.5	89.4	268.2	-51.9	-155.7	-58.1
電気の使用 (kWh)	4,010,873.0	1,970,952.0	3,826,691.4	1,932,479.1	184,181.6	38,472.9	2.0
自動車走行 (km)	93,331.0	971.2	110,976.0	1,082.0	-17,645.0	-110.8	-10.2
下水処理量 (m3)	5,607,737.0	390,747.1	5,287,701.0	368,447.0	320,036.0	22,300.1	6.1
ディーゼル機関(定置式)の使用 (L)	0.0	0.0	12,340.0	242.7	-12,340.0	-242.7	-100.0
温室効果ガス排出量合計		2,421,003.4		2,363,512.5		57,490.9	2.4

主な排出施設は、終末処理場(約70%)、東部浄化センター(約8%)です。

項目別では、A重油や電気の使用、下水処理量が増加しており、これらの項目は、いずれも終末処理場やマンホールポンプ(下水)など、下水道の管理に関連する施設であることから、人口の増加による下水処理量の増加に伴い、各施設における排出量が増加しているものと考えられます。

部全体の温室効果ガス排出量としては、基準年度に対し2.4%増加しています。

(8) 教育部

項 目	令和3年度		平成27年度 (基準年度)		基準年度に対する増減		
	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	増減率(%)
ガソリンの使用 (L)	6,580.7	15,267.1	8,399.9	19,487.7	-1,819.2	-4,220.6	-21.7
灯油の使用 (L)	3,424.0	8,525.8	241,093.6	600,323.1	-237,669.6	-591,797.3	-98.6
軽油の使用 (L)	16,461.3	42,470.2	16,658.5	42,978.9	-197.2	-508.7	-1.2
LPGの使用 (kg)	8,786.2	26,358.6	11,947.4	35,842.2	-3,161.2	-9,483.6	-26.5
都市ガスの使用 (m3)	335,443.0	748,037.9	274,836.0	612,884.6	60,607.0	135,153.3	22.1
電気の使用 (kWh)	4,394,910.0	2,256,772.1	4,405,022.0	2,224,536.0	-10,112.0	(※)32,236.1	1.4
自動車走行 (km)	188,674.0	1,439.2	193,178.0	1,536.1	-4,504.0	-96.9	-6.3
温室効果ガス排出量合計		3,098,870.9		3,537,588.6		-438,717.7	-12.4

温室効果ガス排出量が最も多い部門であり、小中学校や公民館、臨海スポーツセンター、学校給食センターなど、排出規模の大きい施設を多数管理しています。

項目別では、ガソリン、灯油、軽油、LPGの使用、自動車走行による排出量が減少しており、部全体の排出量としては、基準年度に対し12.4%減少しています。

小中学校において、新型コロナ対策で教室等を換気したことでエアコンを多く稼働させたため、電気の使用が上昇しています。

また、灯油が大幅に減少しているのは、新型コロナの影響により、臨海スポーツセンターの温水プールの稼働を停止したことが要因となります。

(※)電気の使用において、使用料が減少しているのに対し排出量が増加しているのは、給食センターにおいて契約している電気の排出計数が高いことが影響している。

(9) 水道局

項 目	令和3年度		平成27年度 (基準年度)		基準年度に対する増減		
	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	増減率(%)
ガソリンの使用 (L)	0.0	0.0	2,171.1	5,037.0	-2,171.1	-5,037.0	皆減
軽油の使用 (L)	0.0	0.0	1,299.0	3,351.4	-1,299.0	-3,351.4	皆減
電気の使用 (kWh)	0.0	0.0	2,653,015.0	1,339,957.4	-2,653,015.0	-1,339,957.4	皆減
自動車走行 (km)	0.0	0.0	32,181.0	292.6	-32,181.0	-292.6	皆減
ディーゼル機関(定置式)の使用 (L)	0.0	0.0	439.0	8.5	-439.0	-8.5	皆減
温室効果ガス排出量合計	0.0	0.0		1,348,646.9		-1,348,646.9	皆減

水道事業の統合により、本計画における対象施設ではなくなりました。

(10) 消防機関

項 目	令和3年度		平成27年度 (基準年度)		基準年度に対する増減		
	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	増減率(%)
ガソリンの使用 (L)	21,843.2	53,088.6	22,797.4	52,889.9	-954.2	-3,442.4	-6.5
軽油の使用 (L)	11,469.9	34,616.6	14,500.5	37,411.3	-3,030.6	-7,819.0	-20.9
LPGの使用 (kg)	3,331.3	10,064.1	7,322.8	21,968.4	-3,991.5	-11,974.5	-54.5
都市ガスの使用 (m3)	5,679.0	14,120.4	5,256.0	11,720.9	423.0	943.3	8.0
電気の使用 (kWh)	380,555.0	190,844.6	358,333.0	180,958.1	22,222.0	11,222.2	6.2
自動車走行 (km)	126,142.4	1,750.5	145,800.5	1,830.3	-19,658.1	-261.0	-14.3
温室効果ガス排出量合計		304,718.5		306,778.9	-954.2	-11,331.4	-3.7

各消防署及び公用車により排出します。

項目別では、多くの項目で排出量が減少しており、排出量全体で基準年度に対し3.7%減少しています。

(11) その他(議会事務局、農業委員会事務局ほか)

項 目	令和3年度		平成27年度 (基準年度)		基準年度に対する増減		
	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	使用量	(kg-CO2)	増減率(%)
ガソリンの使用(L)	1,011.5	2,346.7	1,253.6	2,908.3	-242.1	-561.6	-19.3
自動車走行(km)	11,873.0	121.1	16,160.0	162.5	-4,287.0	-41.4	-25.5
温室効果ガス排出量合計		2,467.8		3,070.8		-603.0	-19.6

排出が公用車のみの部門です。

燃料使用量、走行距離ともに排出量が減少しています。

部門全体の温室効果ガス排出量は、基準年度に対し19.6%減少しています。

5 評価

各部署に共通して、公用車の運行については、出張等の外出が減少したことのほか、大型自動車よりも小型自動車を優先して使用したことなどから、ガソリンや軽油の使用量が大幅に減少しています。

引き続き、職員がエコドライブを意識して公用車を使用するとともに、公用車の購入や更新の際は、環境に配慮した自動車を導入する必要があります。

(1) 企画政策部

部としての温室効果ガスの排出はありません。

他部署の公用車を使用するときは、エコドライブを意識した公用車の使用により排出量の削減を図ることが必要です。

(2) 総務部

庁舎における電気の使用による排出が大半を占めています。基準年度と比較して、庁舎内の排出量を大幅に減少させることができたのは、職員の普段からの省エネルギー意識によるものであると考えられます。

引き続き、節電を意識して業務に取り組み、昼休みや業務終了後は速やかに消灯するよう意識し、やむを得ずに残業する際もフロアの不要な明かりを消灯することなどの取り組みを実践することが重要です。

(3) 財政部

公用車の運行については、燃料使用量と走行距離は、いずれも減少しています。

消費燃費は、ドライバーの運転方法にも大きく影響を受けることから、今後も引き続き、エコドライブを意識した公用車の使用により排出量の削減を図ることが必要です。

(4) 市民子育て部

新型コロナウイルス対策支援室の設置や新型コロナの対策として室内を換気したことにより、灯油、都市ガス等の使用が増加していますが、施設の稼働縮小などにより、全体として排出量は減少しました。

今後も利用者の健康や安全に配慮しつつ、施設の適正管理に努め、排出量の削減を図ることが必要です。

(5) 福祉部

基準年度と比較して、排出量が減少しています。平成29年度に施設が増えたことに伴い電気使用量が増加していますが、それ以外の項目で排出量が大幅に削減されています。

今後も、利用者の健康や安全に配慮しつつ、施設の適正管理に努め、排出量の削減を図ることが重要です。

(6) 環境経済部

排出量の多いごみ処理施設やし尿処理施設等で排出量が減少しました。

これらの施設は、粗大ごみ破砕機やクレーンの更新工事等を行ったことにより、機器の性能が向上し、電気の使用量が抑えられています。

また、クリーンセンターにおいては、令和3年度から再生可能エネルギー由来の電気を使用しており、今後においても排出量の減少が期待できます。

引き続き、施設の適正管理に努め、排出量の削減を図ることが必要です。

(7) 都市建設部

下水処理量を中心として、基準年度と比較して排出量が増加しており、そのほか、道路照明灯や、袖ヶ浦公園において排出量が増加しています。

終末処理場については、袖ヶ浦駅海側地区等における人口増加に伴い、年々接続人口が増加傾向にあることから、今後も下水処理量や、下水処理に伴う電気使用量等が増加することが予想されます。

市民生活において重要な施設が多く、節電が困難な場合は、設備の改修、更新等のハード面の対策を検討する必要があります。

(8) 教育部

最も多くの施設を管理しており、排出量は大幅に減少しています。新型コロナの対策として、学校や公民館において冷暖房を使用すると同時に、室内の換気を行ったことから、電気使用量が増加しましたが、臨海スポーツセンターの温水プールを廃止したことにより、灯油の使用量が大幅に減少し、全体としても排出量が減少しました。

令和元年度に、市内小中学校の普通教室等にエアコンを設置し稼働したことで、排出量が増加しています。

また、令和2年度は、新型コロナの対策として施設の臨時休館等がありましたが、令和3年度は、規制が緩和され、通常通りに施設が稼働したことに伴い、電気の使用や都市ガスの使用が増加しました。

今後も、市民サービスを行う上で支障の無い範囲で施設の適正管理に努め、排出量の削減を図ることが必要です。

(9) 水道局

平成31年4月に、水道事業をかずさ水道広域連合企業団へ統合したことにより、本計画における対象施設ではなくなりました。

(10) 消防機関

多くの項目で排出量が減少しています。新型コロナの影響により、昨年度に引き続き、外出自粛などで急病や交通事故に伴う救急出動が減少したことが要因となり、自動車の走行が減っています。

(11) その他（議会事務局、農業委員会事務局ほか）

公用車の運行については、燃料使用量、走行距離ともに減少しています。

今後も引き続き、エコドライブを意識し、排出量の削減を図ることが必要です。

6 おわりに

今年度は、第四次地球温暖化対策実行計画（以下「第四次計画」）の5年目に当たり、温室効果ガス排出量について、令和3年度末時点で基準年度である平成27年度比マイナス6%という目標に対して、マイナス25.5%となり、大幅に減少し、3年度続けて目標を達成する結果となりました。

減少の主な要因として、令和3年度は、新型コロナの影響により出張等の外出が減少したことや、クリーンセンターにおいて再生可能エネルギー由来の電気を使用したことのほか、市庁舎の節電に努めたことなどが挙げられます。

また、臨海スポーツセンターの温水プールを廃止したことにより対象施設が減少したことも要因となります。

しかしながら、近年は、新型コロナや水道事業の統合等という特別な事情があったことが、減少の主な要因となっており、引き続き排出量の削減を目指すため、今後もより一層エネルギーの使用を削減する必要があります。

温度環境が厳しさを増す中、今後も各部署において、節電への取り組みを実施するとともに、各施設における照明や老朽化した機器の更新などの際に、省エネルギー性能の高い設備や機器の購入を行うことや、公共施設の新築又は増改築の際には再生可能エネルギーなどを導入することにより、排出量の削減を図ることが必要となります。

第四次計画の基準年度である平成27年度以降、ソフト面では袖ヶ浦駅海側地区の人口増加や猛暑や台風等の異常気象の増加、新型コロナの発生、ハード面では小中学校普通教室等へのエアコン導入、水道事業の統合、防犯灯のLED化、臨海スポーツセンターの温水プールの廃止など、様々な状況の変化が起きている。

また、市施設において最も温室効果ガスを排出する終末処理場については、袖ヶ浦駅海側地区の人口が増え続けており、下水道接続人口が増加する中、排出量を低減することが課題であり、増加した場合の市の公共施設全体に及ぼす影響が大きいものとなっています。

排出割合が大きく、かつ、排出量が不安定な施設を全ての施設と同一の枠組みで評価をすることは、その他の施設の取組成果が見えづらくなるといった支障が生じることから、今後は、市役所全体で単一の目標を設定するのではなく、それぞれの特性に合わせ、個々に目標を設定して取り組むといった計画づくりを検討することも必要となります。

国では、令和元年10月、内閣総理大臣がカーボンニュートラルを宣言し、令和2年12月に、排出量を2050年に実質ゼロにする工程表である「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。また、千葉県では、令和3年2月、知事がカーボンニュートラルを宣言し、「千葉県地球温暖化対策実行計画」の改定に向けた準備が進められています。

本市では、令和2年3月に「第2次袖ヶ浦市環境基本計画」を策定し、この計画の基本施策として、「気候変動による影響への適応策の推進」を掲げ、地球温暖化に関する情報発信等に取り組むほか、令和3年度に、第四次の袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画（改訂版）を策定し、計画期間を2年間延長しました。令和5年度には、第五次となる袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画を策定します。

<対象施設一覧>

令和4年3月

部等名(新)	課室等名(新)	対象施設等	部等名(新)	課室等名(新)	対象施設等			
企画政策部	企画政策課	企画政策課	環境経済部	環境管理課	環境管理課			
	行政管理課	行政管理課			袖ヶ浦市営墓地公園			
	市民協働推進課	市民活動支援課			東横田駅構内トイレ			
	秘書広報課	秘書広報課			市内各大気測定局			
総務部	総務課	総務課		廃棄物対策課	廃棄物対策課			
	職員課	職員課			ごみ処理施設			
	防災安全課	防災安全課			し尿処理施設			
		防災行政無線						
		備蓄倉庫						
総務部	管財契約課	管財契約課		農林振興課	農林振興課			
		庁舎			農業センター			
					ゆりの里			
財政部	財政課	財政課			広域農道街路灯			
	資産管理課	資産管理課			ひらおかの里農村公園			
	課税課	課税課			藤井野里堰農村公園			
	納税課	納税課			光福堰			
市民子育て部	保険年金課	保険年金課	商工観光課		商工観光課			
		市民課		市民課				
	平川行政センター	平川行政センター	都市建設部	都市整備課	都市整備課			
	長浦行政センター	長浦行政センター			袖ヶ浦公園管理事務所			
	健康推進課	健康推進課			百目木公園管理事務所			
		保健センター				新堰公園管理事務所		
		健康づくり支援センター				街区公園合計		
	保育幼稚園課	保育幼稚園課			平川保育所	長浦駅臨海駐車場		
					吉野田保育所	長浦駅北口駐車場		
					福王台保育所	袖ヶ浦駅前第1駐車場		
					根形保育所	袖ヶ浦駅前第2駐車場		
					久保田保育所	袖ヶ浦バスターミナル		
					そでがうらこども館	長浦駅南口駐輪場		
					子育て支援課	子育て支援課	平岡放課後児童クラブ	長浦駅北口駐輪場
							長浦第一放課後児童クラブ	袖ヶ浦駅南口第一駐輪場
	長浦第二放課後児童クラブ	袖ヶ浦駅南口第二駐輪場						
	昭和放課後児童クラブ	袖ヶ浦駅北口駐輪場						
根形放課後児童クラブ	横田駅前駐輪場							
代宿児童館	市営住宅防犯灯							
福祉部	地域福祉課	地域福祉課	土木管理課	土木管理課				
		社会福祉センター		補修員詰所				
	障がい者支援課	障がい者支援課		道路照明灯				
		福祉作業所第1うぐいす園		水門				
	介護保険課	(介護保険課)	蔵波調整池便所					
		高齢者支援課	奈良輪雨水ポンプ場					
		老人福祉会館	土木建設課	土木建設課				
			下水対策課	下水対策課				
		袖ヶ浦終末処理場						
		マンホールポンプ(下水)						
		マンホールポンプ(集排)						
			袖ヶ浦東部浄化センター					

部等名(新)	課室等名(新)	対象施設等	部等名(新)	課室等名(新)	対象施設等		
教育部	教育総務課	教育総務課	教育部	スポーツ振興課	スポーツ振興課		
		長浦中学校			総合運動場市営球場		
		昭和中学校			総合運動場陸上競技場		
		蔵波中学校			総合運動場テニスコート		
		根形中学校			臨海スポーツセンター		
		平川中学校			のぞみ野サッカー場		
		長浦小学校			今井球場		
		昭和小学校			消防機関	中央消防署	中央消防署
		蔵波小学校			長浦消防署	長浦消防署	
		奈良輪小学校			平川消防署	平川消防署	
		根形小学校			予防課	予防課	
		中川小学校			総務課	総務課	
		平岡小学校				分団詰所	
		幽谷分校			警防課	(警防課)	
	中川幼稚園	会計室及び各事務局	会計室	会計室			
	学校教育課	学校教育課	議会事務局	議会事務局			
		総合教育センター	農業委員会事務局	農業委員会事務局			
		学校給食センター	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局			
		バス(中川幼稚園)	監査委員事務局	監査委員事務局			
	生涯学習課	生涯学習課	/				
		埋蔵文化財整理棟					
		市民会館					
		平川公民館					
		富岡分館					
		長浦公民館					
		根形公民館					
平岡公民館							
郷土博物館							
中央図書館							
長浦おかのうえ図書館							